

令和元年第1回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4

令和元年6月10日

出席及び欠席議員	9
地方自治法第121条の規定により出席した者	10
本議会に出席した事務局職員	10
議事日程	10
諸般の報告について	13
議会運営委員長報告について	15
会議録署名議員の指名について	16
議案の上程について	16
市長の提案理由の説明	16
報告について	21
請願について	23

令和元年6月13日

出席及び欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により出席した者	26
本議会に出席した事務局職員	26
議事日程	26
諸般の報告について	28
議案質疑について（議案第25号～議案第26号）	30
（議案第27号）	31
（議案第28号～議案第52号）	31
（議案第53号～議案第56号）	33
（議案第57号～議案第59号）	34

令和元年6月17日

出席及び欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により出席した者	38
本議会に出席した事務局職員	38

議事日程	39
一般質問について	39
今村 智子 議員	40
新谷信次郎 議員	52
近藤 未治 議員	64
橋本 憲之 議員	77
佐々木創主 議員	88

令和元年6月18日

出席及び欠席議員	105
地方自治法第121条の規定により出席した者	106
本議会に出席した事務局職員	106
議事日程	107
一般質問について	108
伊藤 法博 議員	108
菊次 太丸 議員	118
白谷 義隆 議員	134
矢ヶ部広巳 議員	148
高田千壽輝 議員	158

令和元年6月26日

出席及び欠席議員	175
地方自治法第121条の規定により出席した者	176
本議会に出席した事務局職員	176
議事日程	176
議会運営委員長報告について	177
各委員長報告について	178
総務委員長報告について	178
建設経済委員長報告について	180
教育民生委員長報告について	181
議案の上程について	185
議員提出議案の提案理由の説明	186

第 1 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 10 日	月	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 11 日	火	考 案 日	
6 月 12 日	水	考 案 日	
6 月 13 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
6 月 14 日	金	考 案 日	
6 月 15 日	土	休 会	
6 月 16 日	日	休 会	
6 月 17 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 18 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 19 日	水	休 会	
6 月 20 日	木	委 員 会	
6 月 21 日	金	委 員 会	
6 月 22 日	土	休 会	
6 月 23 日	日	休 会	
6 月 24 日	月	事 務 整 理 日	
6 月 25 日	火	事 務 整 理 日	
6 月 26 日	水	本 会 議	採 決 ・ 閉 会

第 1 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 25 号	専決処分の承認について（専決第 2 号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	1 . 6 .13	承 認
議 案 第 26 号	専決処分の承認について（専決第 3 号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	1 . 6 .13	承 認
議 案 第 27 号	令和元年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について	1 . 6 .26	原案可決
議 案 第 28 号	柳川市森林環境譲与税基金条例の制定について	1 . 6 .26	原案可決
議 案 第 29 号	柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .26	原案可決
議 案 第 30 号	柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .26	原案可決
議 案 第 31 号	柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .26	原案可決
議 案 第 32 号	柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .26	原案可決
議 案 第 33 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .26	原案可決
議 案 第 34 号	柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .13	原案可決
議 案 第 35 号	柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .13	原案可決
議 案 第 36 号	柳川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .13	原案可決
議 案 第 37 号	柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	1 . 6 .13	原案可決

議案 第38号	柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第39号	柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第40号	柳川市旧戸島家住宅条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第41号	柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第42号	柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第43号	柳川市雲龍の郷条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第44号	柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第45号	柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第46号	柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第47号	柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第48号	柳川むつごろうランド条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第49号	柳川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第50号	柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第51号	柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決
議案 第52号	柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1.6.13	原案可決

議案 第53号	新市建設計画の変更について	1.6.26	原案可決
議案 第54号	財産の取得について	1.6.26	原案可決
議案 第55号	財産の取得について	1.6.26	原案可決
議案 第56号	平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	1.6.26	原案可決
議案 第57号	柳川市公平委員会委員の選任について	1.6.13	同意
議案 第58号	柳川市教育委員会委員の任命について	1.6.13	同意
議案 第59号	柳川市固定資産評価員の選任について	1.6.13	同意
議案 第60号	知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書について	1.6.26	原案可決

報 告

報告 第2号	専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定）	1.6.10	報告
報告 第3号	専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定）	1.6.10	報告
報告 第4号	継続費繰越計算書について	1.6.10	報告
報告 第5号	繰越明許費繰越計算書について	1.6.10	報告
報告 第6号	繰越明許費繰越計算書について	1.6.10	報告
報告 第7号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	1.6.10	報告

報 告 第 8 号	柳川市土地開発公社の経営状況について	1 . 6 .10	報 告
--------------	--------------------	-----------	-----

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 1 号	知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める政府 意見書の提出についての請願書	1 . 6 .26	採 択

令和元年6月10日（月曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

令和元年6月10日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
					長			香	

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成31年 1 月分、 2 月分、 3 月分)
- (2) 市長の行政報告について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案の上程について

議案第25号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）

議案第26号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第27号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について

議案第28号 柳川市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第29号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 柳川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 柳川市旧戸島家住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 柳川市雲龍の郷条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制

定について

議案第45号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 柳川むつごろうランド条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 柳川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 新市建設計画の変更について

議案第54号 財産の取得について

議案第55号 財産の取得について

議案第56号 平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第57号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第58号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第59号 柳川市固定資産評価員の選任について

日程(4) 報告について

報告第2号 専決処分の報告について(専決第1号 和解及び損害賠償額の決定)

報告第3号 専決処分の報告について(専決第1号 和解及び損害賠償額の決定)

報告第4号 継続費繰越計算書について

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

報告第7号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第8号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程（５） 請願について

請願第１号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める政府意見書の提出についての請願書

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和元年第１回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和元年第１回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、３月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、市長会及び広域で構成する協議会などについて御報告いたします。

５月10日に筑後市で第136回福岡県市長会総会が開催されました。議案審議では「地方創生の推進」や「地域防災体制強化のための施策の充実」など42議案全ての議案が承認・決定をされ、県市長会名において国、県などの関係機関へ要望することになりました。

５月14日に宮崎県都城市で開催されました第124回九州市長会総会では、福岡県から提案していました「都市財政の拡充強化」や「施設整備事業等に対する財政措置」「福祉施策の充実強化」など14議案が承認・決定され、九州市長会名で国などの関係機関へ要望することになりました。

また、あすから２日間、東京都で第89回全国市長会議が開催されるため、本日から上京する予定にしております。

今後も福岡県や九州、全国の市長と連携を進めてまいりたいと考えています。

次に、各種協議会では、５月９日、大分市で九州地区道路利用者会議定時総会が、また、５月15日には東京都で全国道路利用者会議定時総会が開かれ、出席をいたしました。よりよい道路整備について、道路利用者の目線で意見交換を行うとともに、生活に密着した道路整

備を着実に進めるため、国会議員の先生方などに要望活動を行いました。

5月13日には福岡県市町村名勝庭園協議会総会が本市で開催されました。今年度から私が会長を務めることになり、協議会構成の飯塚市やみやま市、築上町などと連携しながら、今後も名勝庭園の魅力を広く発信し、次世代への保存、継承を図りたいと思います。

そのほか、福岡県土地改良事業団体連合会や福岡県農地防災・災害支援協議会、県南総合開発促進会議など、広域で構成する協議会などの会議等に出席するとともに、柳川市民生委員児童委員協議会や柳川市交通安全推進協議会など、市内団体の総会等に出席いたしました。

続きまして、市政の近況について御報告いたします。

まず、3月28日から31日まで柳川高校附属タイ中学校第1回卒業式に出席するため、タイ王国を訪問しました。3年前にタイ南部ナコンシータマラートに学校が開設され、初めての卒業式でありました。厳粛な中、大変感動的な卒業式であり、22名の卒業生のうち4名が柳川高校に入学されています。2年後には現地の空港が国際空港になる計画があり、福岡空港との直行便が就航し、今後ますますタイと柳川の交流が活発になることを期待しております。

4月27日には柳川商店街の「柳川よかもん館」が開店しました。柳川の特産品の販売を初め、インバウンドに対応した観光案内、交流スペースや巨大さげもんの展示など、さまざまな機能を備えた施設です。この施設が観光客や地元の皆様の買い物の拠点、憩いの場として大いににぎわうことを期待しています。

自衛隊や県警、消防団など26機関・団体から約600人が参加して、5月19日に防災訓練・水防演習を実施しました。これからの梅雨時期の大雨や突然やってくる地震等の災害には今後も万全を期し、市民の安全と安心を守ってまいりたいと考えています。

次に、「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマの招致活動につきまして報告します。

5月23日、古賀市の田辺一城市長が柳川市に来られ、招致活動の連携宣言を行いました。古賀市は立花藩の家臣、薦野増時と米多比鎮久の出身地であり、宗茂、閻千代とゆかりの深い関係にあります。また、5月27日には招致柳川委員会を、6月1日には広域の招致委員会を、あわせて歴史家であり作家の加来耕三先生をお呼びしての特別講演会と座談会を開催いたしました。古賀市との連携宣言など、今回の動きを追い風にして、一年でも早い大河ドラマの実現に向け、活動を加速させていきます。

最後に、佐賀空港における運用時間の延長等についてであります。

6月5日に樽見議長と一緒に、佐賀県議会に提案を予定されている条例の一部改正案について、佐賀県議会へ慎重に審議していただくよう要望書を提出してきました。佐賀県議会の桃崎峰人議長と大場芳博副議長に対応いただき、議会の中で深く審議したいと話されました。今後、佐賀県議会の動きを注視するとともに、これからも市民の生活環境を守るために努力していきたいと考えます。

以上、行政報告といたします。

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和元年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る6月6日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、6月10日から6月26日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、11日、12日は考案日、13日を議案質疑、14日は考案日、15日、16日は休日で休会、17日、18日、19日を一般質問、20日、21日を委員会、22日、23日は休日で休会、24日、25日は事務整理日、26日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案の上程についてで、議案第25号から議案第59号までの35議案の一括上程であります。

日程4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程5 が請願についてであります。

本定例会に請願1件が提出されております。請願第1号は教育民生委員会に審査を付託としております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1 が議案質疑についてであります。

初めに、議案第25号及び議案第26号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

次に、議案第27号を議題とし、質疑終了後、総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第28号から議案第52号までの25議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第28号は建設経済委員会に審査を付託、議案第29号及び議案第30号の2議案は総務委員会に審査を付託、議案第31号及び議案第32号の2議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第33号は総務委員会に審査を付託、議案第34号から議案第52号までの19議案は即決といたしております。

次に、議案第53号から議案第56号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第53号から議案第55号までの3議案は総務委員会に審査を付託、議案第56号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第57号から議案第59号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げまして、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、5番新谷信次郎議員及び17番藤丸正勝議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第25号から議案第59号までの35議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第25号、議案第26号の専決処分の承認2議案、議案第27号の補正予算1議案及び議案第28号から議案第59号までの32議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第25号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、柳川市税条例の一部改正を平成31年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充に伴う措置、軽自動車税のグリーン化特例の見直しなどで、あわせて条文の整備を行ったものであります。

次に、議案第26号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、柳川市国民健康保険税条例の一部改正を平成31年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容を申し上げますと、国民健康保険税の基礎課税分の限度額の改正及び減額における軽減基準額の改正等を行ったものであります。

次に、議案第27号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505,563千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32,473,563千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費は17,658千円を増額補正しております。

内容としましては、森林環境譲与税基金の積み立てに係る経費、柳川庁舎外壁改修工事の増工に係る経費などを計上しております。

3款・民生費は418,876千円を増額補正しております。

内容としましては、低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券事業に係る経費、幼児教育・保育無償化に係る事務を円滑に行うための経費などを計上するものです。

6款・農林水産業費は143,235千円を増額補正しております。

内容としましては、農林水産省所管の補助事業では対象とならない用途地域内の農業用排水路整備に係る経費などを計上しております。

9款・消防費では4,194千円を増額補正しております。

内容としましては、消防団の特定小電力トランシーバー及び携帯型簡易デジタル無線機を整備するための経費を計上しております。

10款・教育費では78,400千円を減額補正しております。

内容としましては、小中学校特別教室空調設備設置事業費及び昭代第一小学校校舎大規模改造事業費について、国の補正予算を活用した平成30年度事業として実施するため、令和元年度当初予算に計上していた関連経費について減額するものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

2款・地方譲与税では森林環境譲与税2,658千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金では77,186千円を増額補正しております。

内容としましては、低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券事業費などを増額する一方、学校施設環境改善交付金の減額を行うものです。

14款．県支出金では障害児通所給付費125千円を増額補正しております。

18款．繰越金では734千円を増額補正しております。

19款．諸収入ではプレミアム付商品券販売収入など326,260千円を増額補正しております。

20款．市債は98,600千円を増額補正しております。

内容としましては、排水路整備事業費などについて増額を行う一方、小中学校特別教室空調設備設置事業費などについては歳出予算に伴う減額を行っております。

第2表 地方債補正では、柳川庁舎外壁改修事業費など4件について変更を行っております。

次に、議案第28号 柳川市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明申し上げます。

現在開会中の第198回国会において、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が可決成立しました。本案は、森林環境譲与税については、市町村等が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てなければならないとされていることから、本市においても柳川市森林環境譲与税基金を設置し、その財源に充てるものであります。

次に、議案第29号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により時間外労働の上限規制等が導入され、本年4月から施行されました。また、国家公務員においても、昨年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、人事院規則が改正されたところです。本市においても国に準じた措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、条例の整備を行うものです。

主な改正内容を申し上げますと、消費税率10%への引き上げに伴う車体課税の見直しや子供の貧困に対応するための個人住民税の非課税措置などであります。

次に、議案第31号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、必要な改正を行うものです。

主な改正内容を申し上げますと、家庭的保育事業者等に義務づけている連携施設の確保について、連携施設となり得る施設の範囲の拡大や連携施設を確保しないことができる経過措置期間の延長をするものであります。

次に、議案第32号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、必要な改正を行うものであります。

改正内容を申し上げますと、これまで放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者等で、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとしていましたが、指定都市も当該研修を実施することができるとするものであります。

次に、議案第33号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例についても所要の改正を行うものであります。

主な改正内容を申し上げますと、300平方メートル未満の小規模施設においては、特定小規模施設用自動火災報知設備を取りつけることにより、住宅部分に住宅用防災警報器等の設置を免除できることとなったことから、設置を免除することができる規定を追加するものなどであります。

次に、議案第34号から議案第52号までの消費税率引き上げに伴う使用料等についての条例の一部改正について御説明申し上げます。

これら19の議案については、消費税の引き上げが令和元年10月1日から実施されることに合わせ、関係条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

改正の内容を申し上げますと、これまで8%の税率で算定しておりました施設の使用料等については10%の税率で再算定し、10円未満の端数金額を切り捨てた金額での料金を設定しようとするものであります。

議案第34号、議案第36号、議案第38号、議案第46号、議案第47号、議案第49号及び議案第50号では公民館等施設、議案第35号では市民会館、議案第37号では市立図書館、議案第39号では歴史民俗資料館、議案第40号では旧戸島家住宅、議案第41号では体育施設、議案第42号では市民温水プール、議案第43号では雲龍の郷、議案第44号では総合保健福祉センター、議案第45号では介護予防施設、議案第48号ではむつごろうランド、議案第51号では温泉給湯加

入金及び温泉使用料、議案第52号では消防関係の手数料のそれぞれ一部を改定するものであります。

次に、議案第53号 新市建設計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、合併市町村に係る地方債の特例に関する法律において、合併特例債を起すことができる期間の再延長が定められたことに伴い、新市建設計画の一部を変更しようとするものであります。

内容を申し上げますと、合併特例債の使用期間が15年間から20年間に再延長されたことから、計画期間を合併後15年から20年間に、あわせて財政計画も変更するものであります。

次に、議案第54号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、柳川消防署東部出張所消防車両更新のため、消防ポンプ車を購入するものです。

去る5月22日、令和元年度消防自動車の購入に係る入札参加手続を経て、参加8者による指名競争入札を実施しましたところ、消費税10%を含む44,000千円で株式会社倉重ポンプ商会、代表取締役、倉重信一が落札しましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第55号 財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、柳川市消防団第17分団及び第19分団の消防車両更新のため、消防ポンプ車2台を購入するものです。

去る5月22日、令和元年度消防自動車の購入に係る入札参加手続を経て、参加8者による指名競争入札を実施しましたところ、3回目の入札で落札者がいなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格提示者と協議を行い、消費税10%を含む36,410千円で株式会社中村商会、代表取締役、中村司が予定価格内の価格を提示されましたので、購入契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第56号 平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、平成30年度に生じた利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

処分の内容については、平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金628,191,960円のうち110,000千円を減債積立金に、50,000千円を建設改良積立金に積み立て、116,182,070円を自己資本金に組み入れ、残余を令和元年度に繰り越すものであります。

次に、議案第57号 柳川市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市公平委員会委員の原田晴美委員の任期が令和元年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第58号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会の瀬戸口京子委員の任期が令和元年7月7日をもって満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第59号 柳川市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本市固定資産評価員に山田秀太税務課長を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議、御承認、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程4 . 報告について。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定）、報告第3号 専決処分の報告について（専決第1号 和解及び損害賠償額の決定）、報告第4号 継続費繰越計算書について、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について、報告第6号 繰越明許費繰越計算書について、報告第7号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について及び報告第8号 柳川市土地開発公社の経営状況について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第2号から第8号まで御説明申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成31年3月27日付で専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、平成31年1月17日午後2時15分ごろ、柳川市職員が柳川市民会館から次の訪問先へ向かうため、公用車で駐車枠から後進で退出しようとしたところ、後方の駐車枠に駐車していた相手方車両と接触し、公用車の後方部と相手方車両の前方部が破損したものであります。この事故に係る損害賠償額を176,325円と決定し、相手側と示談したところであります。

なお、損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填しております。

次に、報告第3号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和元年5月29日付で専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、平成31年4月11日午前9時30分ごろ、建設課職員2名が市営蒲池立石団地で要件を済ませ、帰庁のため蒲池農村環境改善センター方向に走行していたところ、

柳川市矢加部318番地1付近の交差点において左側から直進してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が破損したものであります。この事故に係る損害賠償額を24,700円と決定し、相手側と示談したところであります。

なお、損害賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険金で補填しております。

次に、報告第4号 継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成29年度から令和2年度の4カ年にわたって設定した市民文化会館整備推進費について、平成30年度の執行残額871,441,880円を、別紙、継続費繰越計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第5号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成30年度一般会計補正予算(第3号)等において御承認いただきました三橋庁舎空調設備改修事業費ほか15件の繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり750,319,253円を令和元年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第6号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成30年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)等において御承認いただきました公共下水道事業費の繰越明許費予算について、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり39,316千円を令和元年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、平成30年度柳川市水道事業会計予算で実施することといたしておりました市道京町上宮永町線配水管布設替工事について、夜間工事への変更が生じるとともに、関係機関との協議に不測の日数を要し、工期を延長したことに伴い、平成30年度内で完了することができなかつたため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、別紙、水道事業会計予算繰越計算書のとおり39,600,360円を令和元年度へ繰り越しましたので、同法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況を当該公社の決算書等に基づき報告するものです。

平成30年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は694円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は66,945円となっており、収入支出差引66,251円の純損失を生じております。

また、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金を保有しており、固定資産は保有しておりません。固定負債についても、負債はございません。

令和元年度事業については、公共用地管理費として3千円を計上しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

議長（樽見哲也君）

日程5 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第1号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める政府意見書の提出についての請願書は、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時37分 散会

令和元年6月13日（木曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

令和元年6月13日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

2番	橋本 憲之	3番	佐藤 勝広
4番	今村 智子	5番	新谷 信次郎
6番	江口 義明	7番	菊次 太丸
8番	立花 純	9番	近藤 末治
10番	佐々木 創主	11番	河村 好浩
12番	荒木 憲	13番	高田 千壽輝
14番	諸藤 哲男	15番	矢ヶ部 広巳
16番	緒方 寿光	17番	藤丸 正勝
18番	田中 雅美	19番	伊藤 法博
20番	三小田 一美	21番	樽見 哲也

2.欠席議員

1番	白谷 義隆
----	-------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長		酒見勇次
教育長		沖毅
総務部長		石橋正次
会計管理者		白谷通孝
市民部長		椛島謙治
保健福祉部長		島添守男
建設部長		松永泰治
産業経済部長兼大和庁舎長		成清博茂
教育部長兼三橋庁舎長		袖崎朋洋
消防長		木下隆行
人事秘書課長		高田啓介
総務課長		平田敬介
企画課長		池末勇人
財政課長		田中勝裕
税務課長		山田秀太
健康づくり課長		田島雅彦
福祉課長		武田真治
学校教育課長		古賀洋
生涯学習課長		新開文隆
建設課長		待鳥哲
農政課長		木下隆
水路課長		松永久

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	田尻主範
議会事務局次長兼庶務係長	内田猛
議会事務局次長補佐兼議事係長	徳永喜美香

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 全国市議会議長会の表彰状伝達について

日程(1) 議案質疑について

- 議案第25号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第26号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第27号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第28号 柳川市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第29号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 柳川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 柳川市旧戸島家住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 柳川市雲龍の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第46号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 柳川むつごろうランド条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 柳川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第51号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 新市建設計画の変更について
- 議案第54号 財産の取得について
- 議案第55号 財産の取得について
- 議案第56号 平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第57号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 議案第58号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第59号 柳川市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告について。

去る6月11日、東京国際フォーラムで開催されました第95回全国市議会議長会定期総会において、緒方寿光議員が議員20年の特別表彰を、諸藤哲男議員、高田千壽輝議員、荒木憲議員、河村好浩議員が議員15年表彰を受けられていますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかわりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

緒 方 寿 光 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので、第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰いたします

令和元年 6 月11日

全国市議会議長会

会 長 野 尻 哲 雄

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

諸 藤 哲 男 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和元年 6 月11日

全国市議会議長会

会 長 野 尻 哲 雄

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

高 田 千 壽 輝 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和元年 6 月11日

全国市議会議長会

会 長 野 尻 哲 雄

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

荒 木 憲 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和元年6月11日

全国市議会議長会

会 長 野 尻 哲 雄

〔拍手〕

表 彰 状

柳 川 市

河 村 好 浩 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和元年6月11日

全国市議会議長会

会 長 野 尻 哲 雄

〔拍手〕

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（樽見哲也君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第25号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）、議案第26号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第25号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の

一部を改正する条例)は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(樽見哲也君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第26号 専決処分の承認について(専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(樽見哲也君)

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第27号 令和元年度柳川市一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第27号 令和元年度柳川市一般会計補正予算(第1号)については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(樽見哲也君)

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第28号 柳川市森林環境譲与税基金条例の制定について、議案第29号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、議案第34号 柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 柳川市民会館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 柳川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 柳川市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 柳川市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 柳川市旧戸島家住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号 柳川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号 柳川市民温水プール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第43号 柳川市雲龍の郷条例の一部を改正する条例の制定について、議案第44号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第45号 柳川市介護予防施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 柳川市就業改善センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 柳川むつごろうランド条例の一部を改正する条例の制定について、議案第49号 柳川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 柳川市大和漁村センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第51号 柳川市温泉給湯条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第52号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についての以上25議案を一括議題といたします。

25議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第28号 柳川市森林環境譲与税基金条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第29号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第30号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第31号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第32号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第33号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第34号から議案第52号までの19議案は消費税増税に伴う使用料の見直しの議案でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

議案第34号 柳川市城内コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第52号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についての19議案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、議案第34号から議案第52号までの19議案は原案どおり可決されました。

次に、議案第53号 新市建設計画の変更について、議案第54号 財産の取得について、議案第55号 財産の取得について及び議案第56号 平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益

剰余金の処分についての以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第53号 新市建設計画の変更については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第54号 財産の取得については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第55号 財産の取得については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第56号 平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設経済委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第57号 柳川市公平委員会委員の選任について、議案第58号 柳川市教育委員会委員の任命について及び議案第59号 柳川市固定資産評価員の選任についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。3議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第57号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり原田晴美氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり原田晴美氏の柳川市公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第58号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり瀬戸口京子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり瀬戸口京子氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第59号 柳川市固定資産評価員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり山田秀太氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり山田秀太氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時19分 散会

令和元年6月17日（月曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

令和元年6月17日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

5 . 議事日程

日程（ 1 ） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	4 番 今 村 智 子	1 . 児童虐待の防止対策について 2 . 災害時用の備蓄品について 3 . ゴミ減量大作戦について
2	5 番 新 谷 信次郎	1 . 県予算、県事業に地元県議会議員との連携をどうすすめるか 2 . 建設中の「柳川市民文化会館（仮称）」の管理運営、事業について 3 . キャリア教育について 4 . 児童生徒の登下校における安全確保について
3	9 番 近 藤 末 治	1 . 都市計画道路（矢加部柳河線）について現在の状況と計画変更が可能か？ 2 . 柳川市企業立地用地適地選定と農振区域の除外について 3 . 多面的機能交付金事業（蒲池地区）の状況について 4 . 有明海沿岸道路出張所が事務所への昇格について
4	2 番 橋 本 憲 之	1 . 学童保育の現状について 2 . 児童の安全に対する市としての取り組みについて
5	10 番 佐々木 創 主	1 . 令和の時代を迎えて柳川市の現状と課題 (1) 建設事業 (2) 財政 (3) 働き方改革

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いし

ておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いします。

それでは、第1順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様おはようございます。4番、公明党、今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして令和元年初の一般質問をさせていただきます。

時代は平成から令和へと変わりました。即位後、朝見の儀の天皇陛下のお言葉の中に「常に国民を思い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たすことを誓い、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和を切に希望します」と御決意を語られ、胸が熱くなりました。私も微力ではありますが、目の前の課題に真剣に取り組み、柳川市民の皆様お一人お一人のよりよい生活、そして、幸福のために頑張っている決意でございます。

本日の一般質問は3点について伺います。1点目は、児童虐待の防止対策について、2点目は、災害時用の備蓄品について、3点目は、ごみ減量大作戦についてです。

壇上からは以上で、質問は自席より行います。

4番（今村智子君）続

まず、第1点目でございます。児童虐待の防止対策についてお伺いいたします。

子供の命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たない深刻な社会問題となっている児童虐待、ニュースを耳にするたびに胸が締めつけられます。多くの方も何とかして子供の命を守りたいと思ってあります。しかし、御近所で子供の泣き声が聞こえ、もしかして虐待かもと気になっていても、よくある泣き声で通報する程度なのか、また、よその家庭に他人が立ち入って大丈夫なのか、虐待の連絡をして、逆にその子にさらなる虐待が起きたらどうしようなど、判断も迷います。また、いざ電話をしようとしても、どこに連絡をしていいのかもわからないのが現状です。

もし児童虐待かなと思ったときは、柳川市ではどこに連絡をしたらいいのでしょうか。これまで本市に寄せられた児童虐待に関する連絡は何件ほどありますでしょうか。また、それに対する対応はどのようにされてあるかを教えてくださいようよろしくお願いいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

今村議員御質問の児童虐待の防止対策についてお答えいたします。

児童虐待については、議員がおっしゃるとおり、子供の命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たない状況で、事件のたびごとに制度の改正や関係機関の連携を強化するなど、虐待対応の充実が図られているところでございます。しかしながら、残念なことに依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。

1点目の児童虐待かなと思われたときは、本市での連絡先はとの御質問でございますが、

市役所子育て支援課相談係にお電話などで御連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、連絡は匿名でも可能で、連絡者や連絡内容に関する秘密は厳守をいたします。

また、子育て支援課相談係では、自分の子供がかわいく思えない、つい子供に手が出てしまうなど、子育てに関するさまざまなお悩みについてもしっかりとお話を聞きし、相談ができるように体制を整え、児童相談所、医療機関、地域の民生委員・児童委員、市の関係部署などとも連携して支援を行っております。身近な相談先として気軽に御利用をいただき、悩みを抱え込まず人に話すことで虐待の予防につながるものと考えております。

2点目の本市の児童虐待に関する連絡は何件ありますかとの御質問ですが、平成30年度では虐待の疑いも含め児童59人に関する相談や連絡がありました。

3点目の相談や連絡の後の対応はとの御質問でございますが、具体的に申し上げますと、例えば、保育園に登園してきた子供に虐待を疑われるあざがあるとの連絡があった場合、子供の安全確認のため、直ちに保育園へ出向いてあざの確認や子供に聞き取りをし、緊急のときは児童相談所や警察等と連携をいたしまして、一時保護などの対応を行っております。一時保護の必要はないと児童相談所が判断した場合は、保育園や地域の民生委員・児童委員などと情報共有、そして連携をして、養育支援、生活困窮者、障害のあるお子さん、ひとり親に対する支援など、必要な支援について協議を行います。その結果、虐待の防止に向けて関係機関が役割分担をし、母親などの気持ちに寄り添いながら家庭訪問をしたり、注意深く養育状況の見守りを続けていく対応となります。

以上です。

学校教育課長（古賀 洋君）

柳川市教育委員会で把握いたしました虐待の件数についてお答えをいたします。

平成30年度につきましては、23人について把握をいたしております。この数字は、情報は子育て支援課と共有をいたしておりますので、この分は子育て支援課回答の数に含まれた内数となっております。

次に、学校が虐待を疑われるケースを発見した場合の対応でございますが、確証がなくとも児童相談所への通告や子育て支援課との連携、相談を行いまして、当該児童・生徒への必要な支援を行います。学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にありますので、児童・生徒の日常生活への十分な観察、注意を行いながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めてまいります。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

市役所の子育て支援課相談係や学校は第一に相談を受けられ、情報をキャッチする場であると思います。児童虐待防止対策の重要な窓口だと思います。

しかし、夕方の5時以降、市役所、学校の時間外で虐待に関する問題、または相談があればどこに連絡をしたらいいのでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

夕方5時以降など、市役所の休日、時間外での問題があったときの連絡はどの御質問にお答えいたします。

柳川警察署や大牟田児童相談所、どちらに御連絡していただいても構いません。特に、児童の身に危険が迫っているような緊急を要する場合は、柳川警察署への連絡のほうがより早く対応できるため、警察への御連絡をお願いいたします。

以上です。

4番（今村智子君）

わかりました。ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、大牟田児童相談所へも連絡していいとのことですが、厚生労働省が開設している児童虐待通報ダイヤル189（いちはやく）がありますが、この違いは何でしょうか。（資料を示す）この児童虐待通報ダイヤル189についてなんですけれども、これについて詳しく教えていただきますようよろしくお願いいたします。また、この189に電話する際には料金がかかるかどうかも教えてください。

以上です。

子育て支援課長（乗富由美子君）

児童虐待通報ダイヤル189についての御質問にお答えいたします。

189に電話しますと、管轄の児童相談所の相談員につながり、24時間体制で虐待通報の対応を行っております。本来は名称のとおり虐待と思われる状況を御連絡いただく番号ですが、子育てに関するお悩みから虐待へつながる可能性もあることから、お悩み相談についても189で児童相談所へ御相談いただいでよいとさせていただきます。

現在のところ通話料は通常程度発生をいたします。厚生労働省が料金を無料にする方針でございますが、今のところ時期は未定とさせていただきます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。厚生労働省が189の通話料金を無料にする方針とのこと、これまで相談にちゅうちょされた方も気軽に相談できると思います。早急な対応をお願いしたいものです。

あと、警察と児童相談所、189に電話をするときに、こういう問題であれば警察に、また、こういう場合だと児童相談所にと目安になるものはあるのでしょうか。通報後のそれぞれの対応も教えてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

お答えいたします。

通報後、警察、児童相談所、どちらも現場に駆けつけるという対応は同じでございます。特に、夜間、深夜や子供の生命にかかわるような緊急性のある事案、警察でなければ介入が難しいような事案の場合は警察への御連絡を優先されるようお願いいたします。

警察に連絡が入って児童を保護したような場合でも児童相談所にも連絡が行き、保護者との面談や学校、保育所との連絡調整など、連携してその後の対応をしていくこととなります。以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。通報後は現場に駆けつけ、その後の対応をしていかれるとのことですが、一時的な応急措置にとどまらなければいいなと思っております。

ある新聞記事に、虐待をしていた母親がコメントしていた記事が載っておりました。それには、私のような親が求めているのは、虐待の背景を知り、大変だったねと寄り添ってくれる存在、そんな支援を望みたいとありました。昨年12月に実施された本市の子育て世代対象のアンケートに、寄り添う存在が必要だと痛感した声がたくさんありました。見てもらえる親がないので、本当に不安だらけです。心の発達が著しい乳幼児にしっかりと心を満たしてあげたいが、育てる親もいっぱいいっぱい心で余裕がありません。本当に一人での子育てほど不安で疎外感を感じています。近くに相談できる人がいるといいななどとありました。

先ほど児童相談所、189が相談窓口の一つであり、気軽に相談ができるとのことですが、それであるならばもっと多くの方に周知をされるべきであると思えます。

そこで、お尋ねいたします。

現在の189の周知状況を教えてください。

以上です。

子育て支援課長（乗富由美子君）

189の現在の周知状況はとの御質問にお答えいたします。

県から配布されたチラシ、ポスターなどを公共施設等に設置して周知を行っている状況でございます。昨今の状況を見ると、積極的な周知を図りたいと考えております。

以上です。

学校教育課長（古賀 洋君）

柳川市内の小・中学校では、189につきまして保護者等に周知を図るとともに、児童・生徒に直接接しております現場として、児童・生徒に対しましては、担任による定期相談や気になる生徒に対しての呼びかけ相談といったことを行っております。不安解消や問題の早期発見、対応に努めておりますほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携する相談体制を構築いたしております。

御質問にありましたように、まずは学校が第一に相談を受ける、または情報をキャッチす

るという立場であると考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

子育て支援課の方からお話がありましたチラシ、ポスターは、設置しているところは実際のところ余り見かけていないのが現状でございます。これでは限られた人にしかわからないと思います。もっと市民の皆様を知っていただくためにも、毎回の市報やホームページに掲載したり、市独自で189のシールを作成し、回覧板と一緒に配布したり、市内の小・中・高校内のトイレなどに張ったりされるのもいかがかと思いますが、お考えを聞かせてください。

子育て支援課長（乗富由美子君）

今村議員御指摘のとおり、児童虐待防止のため、もっと多くの方に児童虐待通報ダイヤル189の周知をする必要があると考えます。御提案に沿って市報やホームページに掲載するなど、周知を図ってまいります。

今後とも未来を担う子供たちが健やかに、そして幸せに育まれるように、児童虐待防止に向けて相談しやすい体制を整えるなど、なお一層の子育て支援の充実に取り組んでまいります。

以上です。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、御質問いただいております厚生労働省の189ダイヤルのほかにも、文部科学省において、子供たちが夜間、休日を含め相談できるよう、24時間子供SOSダイヤルや福岡県警のハートケア中央少年相談案内、法務省の子どもの人権110番、認定NPOチャイルドライン支援センターによりますチャイルドラインなど、さまざまな機関が相談窓口を設置いたしております。189とあわせまして、なかなか学校に相談することが難しい児童・生徒の声を拾い上げるためにも、こうした相談窓口を子育て支援課とともに連携、協議しながら、市ホームページや広報紙のほか、御提案されました啓発グッズ等も含め、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

一人の子供の命は何物よりもかえがたいものであります。大人全体で早期発見、早期解決に全力で取り組んでいただきたいと思います。

児童虐待の防止対策についての質問はこれで終わります。

2点目は、災害時用の備蓄品について質問をさせていただきます。

平成時代は、東日本大震災を初め、九州でも相次ぐ大規模災害が発生いたしました。いつ

どこで災害が起こるかわからない、いざ巨大地震が発生したときに必要となるのが水や食料などの災害に備えた備蓄品であります。

市区町村等の自治体では、災害発生時に避難所となる公立小・中学校や自治体所有の施設などに災害に備えた備蓄倉庫を設け、水や食料、生活用品等を保管、管理されており、各自治体による食料の公的備蓄は急増しているとのこと。

そこで、お尋ねいたします。

本市における備蓄食料はどのようになっていますでしょうか。品目と数量を教えてください。また、想定される避難者何人分で、何日分に当たるかも教えてください。

以上です。

総務課長（平田敬介君）

今村議員の御質問にお答えします。

本市のことし4月現在の備蓄食料は、アルファ化米、これは一度炊いた御飯を急速乾燥したもので、お湯や水で戻すだけで食べられる非常食となっています。これが8,950食、ソフトパン2,000食、乾パン994食、お菓子といいますが、ビスコというやつを900食、飲料水、これは500ミリペットボトルで1万4,904本あります。食料の合計は1万2,844食ございます。

想定される避難者数は716人で、この数字は福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書で想定された柳川市の避難者数でございます。716人の方が1日3食食べるとすると、1日当たり2,148食必要なので、1万2,844食で5.98日分、約6日分に当たります。

なお、県の備蓄基本計画というのがありまして、平成30年度までに市町村は想定避難者数の2食分の備蓄を最低努めることとされておりまして、本市の備蓄食料はその約9倍に相当しております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。柳川市はしっかり6日分備蓄をされてあるということで、食料に関しては安心いたしました。

ただ、備蓄食料に関しては賞味期限があり、賞味期限を迎えた時点では役目を終えているとの理由で廃棄されるケースが多く、総務省が国の行政機関の一部を調査した結果、4割の機関が更新した備蓄食料を全て廃棄していたそうです。

5月24日の参院本会議で食品ロス削減推進法が成立いたしました。今後、推進計画の実施により、自治体による備蓄食料の有効活用など、食品ロス削減の取り組みが進むことを願っておりますが、本市において更新時期を迎えた備蓄食料はどのようにされておりますでしょうか、教えてください。

総務課長（平田敬介君）

本市では、備蓄食料がどんなものかを知ってもらいたい機会でもありますので、地域の防

災訓練や公民館行事などで活用してもらい、新たな備蓄食料や水を補充し、入れかえております。

具体的な例で申しますと、先日から東宮永地区で自主防災組織設立の勉強会がございました。このときにはアルファ化米と水を参加者の方にお配りさせていただきました。昨年10月に柳川市身体障害者福祉協会主催の防災運動会というのが開催されておりますが、このときにはリッツ缶、アルファ化米、水を参加賞として活用してもらったところでございます。

したがいまして、先ほど国の行政機関に対する調査では4割の行政機関が更新した備蓄食料を廃棄していたと言われましたが、本市では備蓄食料を廃棄処分したことはございません。以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。廃棄処分をしていないということで、本当に安心いたしました。次に、備蓄生活用品についてお尋ねいたします。

本市においてどのような生活用品を備蓄してありますでしょうか、教えてください。

総務課長（平田敬介君）

本市での備蓄の生活用品でございますが、ロールマットや折り畳み式のマット、毛布、ブランケット、タオル、簡易トイレ、LED式のランタン、懐中電灯、マスクなどがございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

これらの品目を選ぶに当たっては、担当者の方が本当に考えに考えられ選んだ品だと思えますが、どういう視点から選ばれるに至ったのでしょうか、教えてください。

総務課長（平田敬介君）

品目の選定に当たっては、まずは緊急に避難された方が体を休めるために必要なものとしてマットや毛布類、それにトイレが使えない場合に備えて簡易トイレ、停電に備えて明かりを確保するための懐中電灯類など、まずは被災直後にすぐに必要と思われる生活用品を選定しているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

ただ、女性の視点から見ますと、必要なものが何点か足りないのではないかと思います。備蓄は、自助、共助、公助とありますが、私たち一人一人がふだんの生活の一部に災害が起こることを想定して備える自助が必要であると思います。その上で、公助となる市町村が自助、共助の備蓄を補う目的であると思います。しかし、もし2人の乳幼児のお子さんと母親

が公園にいて災害が発生したらどうなるでしょう。母親は赤ちゃんをだっこし、上の子の手を引きながら避難しなければなりません。その親子は自宅で準備していたものを取りに行くこともできないと思います。その親子に対して何が必要でしょうか。女性の視点からだと、乳児に対しては粉ミルクと哺乳瓶、そして、紙おむつは必要不可欠ではないでしょうか。介護をされる方にとっては大人用の紙おむつや尿とりパッドも必要です。また、女性用の生理用ナプキンも必要かと思います。

品物は粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ、生理用品と限定をしておりますが、近隣市に伺いましたところ、大川市は紙おむつ以外は初期対応分をしっかりと備蓄してありました。また、みやま市は粉ミルクに関しましてはこれまでの支援物資で補っているとのことで、あとの3品目は備蓄はしていらっしゃいません。筑後市は全て備蓄はありませんでした。八女市におきましては、粉ミルクは事業者さんとの協定を結んでいるとのことで、災害時は事業者が物品供給をされ、全てにおきまして備蓄をされてありました。

このように、使う側の個人差もあり、この4点に関しましては、品物の大きさ、また、種類などさまざま、保管場所の確保を初め、備蓄は大変かと思いますが、その件に関してのお考えを聞かせてください。

以上です。

総務課長（平田敬介君）

本市の備蓄品目は、先ほど申し上げたとおり、いわゆる一般的な必須品目になっておりますが、議員のおっしゃるように、ミルクやおむつが必要な乳幼児の方を連れてこられる場合、また、大人でもおむつが必要な高齢者の方が避難されることもあるかと思えます。もちろん女性の方の生理用品も急に必要となるという場合も考えられますので、これらの品目を含めて、改めて新たに加える備蓄品目を検討し、適当な数量を確保、備蓄したいと考えているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。早急な対応のほど、よろしく願いいたします。

避難者のお心に少しでも寄り添い、避難者が安心して生きる喜びを感じていただく手助けが公助ではないかと思っておりますので、ぜひとも今後の検討のほどよろしく願いし、以上でこの質問は終わります。

続きまして、3点目はごみ減量大作戦についてお尋ねいたします。

5月30日のごみゼロの日から6月5日の環境の日まではごみ減量・リサイクル推進週間でした。2020年の東京オリンピック・パラリンピックでも、携帯電話などの小型家電からリサイクルした金属でメダルが作成されます。循環型社会の定着へ向けた意欲的な取り組みです。今や世界的規模でごみ減量へ向けての取り組みがなされています。

しかし一方では、フィリピン・マニラのごみ山、別名スモークマウンテンと呼ばれる焼却されないごみの投棄場もいまだにあるのが現状でございます。日本には、ありがたいことにごみを焼却できる処理場があります。もしごみ焼却炉が壊れたらどうなることでしょうか。一瞬にしてごみの山が至るところにでき、恐ろしい状況になってしまいます。毎日毎日この先ずっとつき合っていかなければならないごみに対して真摯に向き合い、取り組んでいかなければならないと思います。

柳川市は昨年9月から、シリーズ「ごみ減量をいかにして成功させるか」と題して、市報で可燃ごみの減量へ向けた記事を紹介しています。

改めて伺いたいのですが、本市におけるごみ減量の大きな目的を聞かせてください。また、今月でシリーズ11となりますが、このシリーズを始めてから可燃ごみ減量の成果は変化がありましたでしょうか、教えてください。よろしく願いいたします。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

今村議員の御質問にお答えします。

ごみ減量の目的は、プラスチックによる海洋汚染や地球温暖化、食品ロスの問題など、地球規模で解決しなければならない課題もありますが、本市におけるごみ減量の一番の目的は、現在、みやま市と共同で進めております新ごみ焼却場の建設費に係る本市の財政負担をいかに軽減するかということにあります。

この施設は令和4年春に稼働開始する予定ですが、建設費に係る負担金は稼働開始から1年間の両市のごみ搬入量の割合で決定され、現段階での負担割合は柳川市7割、みやま市3割と推計されております。

新ごみ焼却場の建設費は総額約120億円でありますので、このままでは本市は多額の負担を強いられることとなります。具体的には、120億円のうち、約40億円が国の補助を受け、残り80億円の7割、約56億円が柳川市負担で、この財源は市民の皆様から納めていただいた税金からとなります。

そのような中、みやま市ではバイオマス施設を建設して、昨年10月から家庭から出る生ごみを別処理し、現在、可燃ごみが大幅に減少しております。このような状況から、本市でもしっかりとしたごみ減量化の対策、取り組みを積極的に打っていかなければなりません。その手始めとして、一人でも多くの市民の皆様がこの状況をお知らせし、御理解いただくために、昨年9月からごみ減量大作戦と題したシリーズで市報に掲載し、啓発を図ってまいりました。

また、可燃ごみとして捨てられているごみの中から資源ごみの分別を徹底するために、昨年11月には「ごみの分け方・出し方辞典」を市内2万3,800戸に配布しました。そのほか、3R推進委員により公民館や婦人会などでの出前講座を昨年度15回開催し、約660人に分別の徹底をお願いしました。さらに、昨年からは生ごみの減量を実感してもらうために、生活環

境課で電動生ごみ処理機の貸し出しも始めております。この処理機は生ごみを乾燥するので、においもしません。夕方、生ごみを入れておけば、翌朝はからからに乾き、重さも5分の1程度まで軽くなるため、ごみ減量に絶大な効果があります。本年度はこの電動生ごみ処理機の購入補助率を2分の1から3分の2に引き上げ、上限50千円に拡充しておりますので、ぜひ議員の皆様にも御利用いただきたいと考えております。

可燃ごみの年間推移については、2017年度、一昨年度1万5,985トンに対し、2018年度、昨年度は1万5,927トンで、58トンの減、前年比99.6%とほぼ横ばいでありました。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

実は私も可燃ごみ減量に取り組んでおりまして、ことし3月に電動生ごみ処理機を市から1カ月間お借りし、使ってみました。先ほど御説明されたとおり、ごみの減量効果は絶大で、目に見えて減量を感じることが出来ますので、楽しみながら取り組み、返却と同時に購入をいたしました。おかげで我が家での可燃ごみ、ここにありますこの青い袋ですね、（現物を示す）これで1週間に2回出しておりましたが、今では1週間に1回だけとなっております。大体この1袋で6キロくらいあったとするならば、1年間で計算をしますと、我が家だけでも312キロの減量ができることとなります。ぜひともここにいらっしゃる議員の皆様を初め、行政の皆様がこのごみ処理機を購入していただいて積極的に使っていただくと、かなりのごみ減量になると思います。

廃棄物対策課はごみを減量することで税金を少しでも減らせるよう頑張っておりませんが、実際のところ可燃ごみがなかなか減らないということですが、考えられる理由は何だと思われますでしょうか、教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

可燃ごみが減らない理由は幾つか考えられると思います。家庭で調理せず惣菜を買うようになったことや買い物かごがレジ袋になったこと、さらには肉や魚が全てトレイにパックされて販売されていることなど、食品形態が変化したことによりプラスチックごみがふえたことも要因の一つだと思います。

一番の理由は、ごみの減量化や食品ロス、リデュース、リユース、リサイクルの3Rに対する意識啓発が市民一人一人に届いていないということだと思います。本格的にごみを減量するためには、行政だけでなく、市民や事業所の協力も欠かせません。今後はさまざまな機会を捉え、また、工夫改善しつつ啓発活動を続けながら、廃棄物対策課だけでなく、市役所全体、全市民を巻き込んだごみ減量に取り組んでいきたいと考えております。

今月7日に可燃ごみ減量の対策を進めるため柳川市廃棄物減量等推進審議会を立ち上げ、市民、事業者、収集業者など一体となったごみ減量の取り組みを行うことにしております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

ごみを減らす意識改革が重要とのことですが、本市におけるごみ収集状況にも問題があると思います。1つには、資源ごみ回収の回数です。現在、プラスチック製のものはこちらの袋ですね、（現物を示す）これに入れて、プラスチック製に関するものは月に2回、ただ、ペットボトルとか新聞、雑誌、段ボール、衣類などは月に1回の回収のみです。プラスチック製は結構かさばり、このように袋がとても大きいので、本当にかさばります。かさばって、部屋の中に結構ごみが割合を占めるようなときもあります。せっかく分別していても置く場所がなくなってくると、これだったら可燃ごみに出そうかなと思われる方もいらっしゃるようです。

今後の改善策の一つに、資源ごみ回収の回数をふやしていただくことはできないでしょうか、お考えを聞かせてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

資源ごみの回収回数、つまりその回収頻度はごみの減量化、資源化においても重要な視点であると考えております。今村議員御指摘のとおり、資源ごみ袋は45リットルと大きく、場所をとるという声は聞き及んでおります。

資源ごみの回収をふやせないかということですが、回収業者の収集体制や経費の問題もありますので、今すぐにはできませんが、市民の皆様がせっかく分別した資源ごみが可燃ごみにならないようにしなければなりません。先ほど申し上げました審議会で、今後、資源ごみの回収回数をふやせないか、また、ごみ袋の大きさや価格なども検討していきたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

2つ目の問題点は、私たちが出すごみがどのような流れで処分され、それに係る税金がどれくらい1人にかかっているのかを実感できないのが問題点の一つではないかと思っております。

私は先日、クリーンセンター内を見学させていただきました。ごみを燃やす制御室に入ると、大量のごみを目の当たりにしました。そのごみを燃やすために大型クレーンを使って操作されています。そこで20年以上も働いてある方にお話を伺ったところ、昔は料理をつくる家庭が多くて生ごみだけが多かったけれども、今はプラスチックに入ったお弁当のごみが多くなりました。プラスチックが多く入っていると燃え過ぎて、焼却炉の温度調整が本当に大変ですとおっしゃってありました。この見学は非常に興味深く、私自身のごみ減量に対する意識が強くなりました。

もし多くの方の見学も可能であれば、例えば、今よく市で行ってある大人のゆるり旅と題して、クリーンセンターの見学とか、資源ごみがリサイクルによって本当に違う種類のすてきなものになっていくんですけども、そういったものを見せてもらうなどのツアーなどを設けていただいて、楽しく取り組んでいくということも大事だと思いますが、御意見を聞かせてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

クリーンセンターの見学は、事前に申し込んでいただければいつでもできるようにしております。議員御提案のとおり、楽しみながら見学していただくことも大事だと思います。焼却施設だけでなく、分別作業の現場や廃プラスチックの油化施設なども見学していただくツアーなどを検討していきたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

また、未来を担う子供たちにも積極的に発信していく必要があると思います。ごみ減量に関して興味を抱いてもらえるよう動画を作成したり、あと、これはみやま市が作成したのですが、（資料を示す）このような副教材を使って、各学校に配布するというような子供たちに対しての働きかけはありますでしょうか、教えてください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

子供たちへの働きかけについては、現在、小学4年生で「ごみのゆくえ」を学習しております。昨年、市内の15小学校の4年生522人がクリーンセンターを見学しております。大阪府が実施したごみ減量の実践レポートでは、小学4年生にプラスチックごみの分別方法を指導したら3年ほどで効果が上がっており、小学生の伝達力の強さ、有効性がわかったとの報告がっております。

これまで本市ではクリーンセンターの仕組みなどが学習の中心でしたが、今後は資源ごみの分別の大切さもお話しして、家庭で実践してもらうよう指導していきたいと考えております。

それから、議員の御提案のあった副教材については、前向きに検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、本市のごみ減量化対策は喫緊の課題であります。先ほど申し上げました柳川市廃棄物減量等推進審議会には、環境問題のエキスパートで、現在も世界中を飛び回って活躍しておられる元福岡大学教授の松藤先生に会長になっていただきました。松藤先生から、ごみ減量に成功した先進地では女性パワーの活躍が欠かせないとのことで、婦人会や飲食店、商工会議所、商工会、JAや漁連など各種団体から20人の委員のうち、半数は女性になっていただきました。

新しいごみ焼却場稼働後1年までの4年間を緊急的事業強化期間として位置づけ、1日1人卵1個分65グラムの減量を目指したいと思います。1日1人卵1個分のごみを減らせば、年間1,600トン、約10%の減量になります。卵1個分ですから、生ごみを絞り、廃プラや雑紙を分別すれば減量できると思います。これから審議会でさまざまな立場の方から効果的な御意見を取りまとめ、市民の皆様とともに可燃ごみ減量化に取り組んで、10%の可燃ごみ減量を達成したいと考えております。どうぞ議員の皆様にも御理解と御協力をお願いします。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

ごみ減量は、お一人お一人がまずは自分から始めてみようとのお気持ちのごみ減量の大きな成果につながると思います。本日より皆様の御協力を心からお願いし、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時56分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）（登壇）

5番新谷信次郎です。議長の発言の許可がありましたので、一般質問を行います。

行政、議会は、柳川市の将来を左右する事業に責任を果たさなくてはなりません。重要であればあるほど、市単独ではなく、県や国の予算が必要であり、県や国との連携が重要になってきます。

4月7日に行われた福岡県議会議員選挙、柳川市選挙区の結果は、椛島徳博候補1万6,155票、荒巻英樹候補1万1,646票、4,509票差で椛島徳博候補が当選しました。この県議会議員選挙のとき、市民の皆さんから出ていた声は、とにかく裏表のない誠実な人になってもらわんとという声でした。その声が今回の選挙結果に結びついていると言えます。

椛島県議も3期目を迎え、県議会議員として、これまで以上に充実した議員活動にしたいと抱負を述べていました。柳川市民も自分たちが選んだ地元県議会議員と金子市長のこれまで以上の連携を期待しているところだと思いますが、一方で、市長は県議との連携をどの程度考えているのかとの不安の声も耳にします。

そこで、県予算、県事業に地元県議会議員との連携をどう進めるかについて質問をします。

あとの質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしく申し上げます。

5番（新谷信次郎君）続

まず、今後の県予算で行う事業にはどのような事業があるのかについて答弁をお願いしたいと思います。

財政課長（田中勝裕君）

新谷議員の御質問にお答えをいたします。

県予算で行う事業ということですが、大きく2つのパターンがございます。1つは、県営事業として県が主体となり実施する事業に対し、市が負担金を支払う場合がございます。もう一つは、市が行う事業の財源として、県の補助金を活用する場合がございます。

いずれの場合においても、県の予算を活用することで市の財政負担を軽減できるものがありますので、積極的に活用していきたいと思います。

今後の事業につきましては、昨年10月に策定した中期財政計画により御説明しますと、まず、県営事業では、三橋筑紫橋線都市計画街路事業負担金、県営集落基盤整備事業負担金、農業水利施設保全対策事業負担金などを予定しております。

また、補助事業では、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金、農村環境整備事業、各漁協が実施する共同利用施設整備事業補助金などを予定しております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

柳川市の発展に欠かせない道路整備、農業・漁業関係事業など、重要な事業が県営なり県の補助金で行われているということですね。それだけ県との連携なしには重要な柳川市の事業は行えないということがわかりました。

さて次に、県営、あるいは県の補助金を受ける事業を進めていく手続はどのようになっていますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

県事業を進めていく手続につきましてお答えしたいと思います。

事業によって異なる部分はございますけれども、一般的には、市が実施を予定している事業内容について補助の申請を行い、県による事業計画ヒアリング等を経て、県予算の範囲内での選定が行われ、事業採択を受ける、こういった流れになります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

新規の県営事業や県の補助金が必要な事業を起こす場合、あるいはどの事業を優先するのかといったことについては、県の事業計画、ヒアリングを経て、決まっていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

そういうときに、特に地元の県議会議員との連携、例えば、情報交換等、そういうことをお願いするということもあるのでしょうか。そういう県の事業計画、ヒアリング等の段階における県議との連携についてお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

おはようございます。新谷議員の御質問にお答えいたします。

さきの県議の選挙のことに触れてお話をされて、桜島県議会議員との連携等について問われましたので、私からお答えをさせていただきたいと思います。

桜島議員については、選挙後、早速、祝意を述べまして、全面的に柳川市のことについてもよろしく願いをいたしたいということを申し上げて、そのことについては、お互い柳川のために尽力したいというお答えをいただいておりますと最初に申し上げておきたいというふうに思います。

本市は、ハード事業、ソフト事業ともに多種多様な事業を展開いたしております。先ほど担当のほうで申し上げましたように、本市の1次産業であります農業基盤の整備、水産基盤の整備を初め、道路や河川等のインフラ整備、高齢者福祉、児童福祉などの福祉施策、健康事業、文化事業など、取り組んでいる内容は多岐にわたっているところでございます。

とりわけ国、県の予算を活用した事業、施策も数多くございますので、国、県との連携の重要性は言うまでもありません。

新谷議員からは、地元県議との連携の重要性について御意見をいただきました。私も新谷議員と同様に、連携は重要であると考えております。

本市を取り巻く状況や本市が抱える課題を地元県議会議員の桜島先生にも御理解をいただくとともに、日ごろからの連携を図りながら、その上で柳川市の発展のために御尽力をいただければ大変ありがたいというふうに思っているところです。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

地元県議との連携の重要性について認識されておられる市長の今の答弁をしっかり受けとめておきたいと思います。

私も柳川市の発展のための県営事業、県の補助金などについては、これまで以上に地元県議会議員との連携を図り、柳川市のさらなる発展に寄与していただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

ここで、事前通告しておりませんでした。柳川市の今後にかかわる重要な内容について市長のお考えを質問させてください。というのは、6月10日に行われた市長報告について、事前通告が間に合いませんでしたので、今ここで、やはり柳川市の今後に大きくかかわる問題としてお聞きしたいと思っております。

何を聞くかということについてですけれども、佐賀県から申し入れられた佐賀空港の22時

以降における旅客便離着陸に係る運用時間の延長についてです。この問題は、今後の柳川市の生活に大きな影響があり、そしてまた、航路下の住民にとっては、今後、実害も予想される重要な問題です。

しかしながら、佐賀県は6月11日に開会された佐賀県議会に、この運用時間、現在の午後10時までをさらに延長する条例改正案を上程して、7月1日に採決すると聞いています。そうすると、柳川市との間で結んでいる佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書、第2条、運用時間、午後10時まで、これは貨物便を除いて、というのが変更されないまま佐賀県議会で条例改正が行われるということになります。

この合意書、第2条が変更されないままに佐賀県で議会が進む。じゃ、この第2条は今後どうなるのか。佐賀県との協議を市長としてどのように進められるのか。そしてまた同時に、実害が予想される航路下の住民に対する説明をされるのかどうか、ぜひこの場で市長のお考えをお答え願いたいと思います。

市長（金子健次君）

佐賀県の佐賀空港の運用時間の延長については、今回、一般質問の中である議員から出ておりまして、事前通告があっていないわけですがけれども、これについてお答えしてよろしいんでしょうか、議長。

議長（樽見哲也君）

新谷議員、白谷議員がこの件については質問をされますので、通告されておりますので、そのときにお聞きください。（「その内容は一緒かね」「違うでしょうもん」と呼ぶ者あり）白谷議員どうですか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時9分 休憩

午前11時24分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議運委員長より御報告願います。

議会運営委員長（藤丸正勝君）

先ほどの新谷議員の一般質問の中で、通告はしていないけどということございまして、市長に求められましたけど、議会運営委員会を開催いたしまして、一般質問というのは通告制ということであるから、佐賀空港における運用時間の延長、これは行政報告の中で市長が言われたことに対して、次の定例会で質問するよということ、今回は質問しないよということございまして。

議長（樽見哲也君）

ただいまの議運委員長の報告どおりに、通告がなかったということで、新谷議員よろしく

お願いします。

5番（新谷信次郎君）

事前通告をしなかったという点はこちらの不備だと思いますけれども、私が質問しようとした件については、佐賀空港の運用時間の延長は今後の柳川市民の生活、特に航路下の住民にとってみれば実害が予想される大きな問題ですので、このような質問を行ったということも十分に市長にも踏まえていただいて、白谷議員、あるいは次回の議会の中で答弁をよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、通告を行っております内容について質問を続行いたします。

建設中の柳川市民文化会館の管理運営及び事業について質問します。

現在建設中の柳川市民文化会館については、建物が新しくなるだけでなく、旧柳川市民会館から柳川市民文化会館へと、「文化」という言葉が入り、今後の柳川市における文化活動がさらに発展するものと、市民の皆さんも大いに期待しているところだと思われれます。

また、文化芸術基本法などにより、地方公共団体においては、文化芸術の振興に関して地域の特性に応じた施策を策定し、また、実施する責務を負うとあります。

文化事業については、2015年7月の柳川市民文化会館（仮称）基本計画が策定されています。その基本構想には、市民の文化活動の拠点と位置づけ、基本理念には、特に柳川の将来を担う人材や団体の育成を図るために、現役の活動者の育成とあわせて、文化振興に対する理解者、支援者をふやしていく活動の場とするとあります。

期待される柳川市民文化会館について、具体的にどのような中身をつくっていくのかについて質問させていただきます。

まず、柳川市民文化会館の予想される経常費はどれくらいになるのでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

市民文化会館の開館後の経費は、施設の維持管理の費用と新たに実施する事業の費用に分けることができます。

現在、新しい施設で実施する事業を検討している段階でございますので、今回は設計中に試算しました建物の維持管理の費用についてお答えさせていただきます。

近隣施設の状況なども参考に、建設前の設計中、平成29年2月時点に行った仮の試算で、市民文化会館の維持管理の費用を、市職員の人件費を除き、年間に90,000千円程度と推測いたしております。

なお、今後、市民文化会館の建設工事の進捗に合わせ、経常費の精査を改めて行うことにいたしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

90,000千円程度という経常費ですけれども、非常に高額になるのではないかというふうに思われますが、現在の市民会館の維持管理費はどれくらいでしょうか。これはちょっと細かい項目には入れておりませんでしたけれども、もし今わかりますならば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

今現在持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

柳川市民文化会館の管理運営計画はどうなっているかについて、説明をお願いしたいと思います。

生涯学習課長（新開文隆君）

平成29年5月に市民文化会館の設計が完了したことに伴い、新たな施設の管理運営に関する基本的な事項の取りまとめが必要となりました。そこで、平成29年5月に柳川市民文化会館管理運営計画検討委員会を設置し、利用者の視点や専門的な見地から意見、助言をいただきながら、計画づくりを進め、平成30年8月に柳川市民文化会館管理運営計画を策定いたしました。

管理運営計画では、基本構想や基本計画で掲げた基本理念や市民文化会館の役割に基づき、市民文化会館の目指すべき姿として、「柳川の文化・経済・地域が交わり持続・向上していく創造・発信拠点」を定めました。

また、開館後、当面は市の直営とする運営面や利用形態、組織体制、事業や収支、広報などについての基本方針を掲げております。

なお、市民文化会館で取り組む事業の詳細については、開館に向けて内容を詰めてまいりますが、鑑賞などの貸し館事業だけではなく、市民を初めとした利用者の皆様とともに成長できる育成型のホール運営を目指していきたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

新しくできる柳川市民文化会館の基本的な方向性について説明を受けたというように思います。

それで、現在の市民会館の閉館行事の計画について、どういうふうに計画されていますでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

現在の市民会館から新たな市民文化会館への円滑な機能の移転を行うため、指定管理の期間を令和2年3月末から令和2年12月末まで延ばす議案を3月議会で議決いただきました。市民会館の閉館時期は検討中ではございますが、市民文化会館へ移動させる備品等がある一

方で、利用者に極力御迷惑がかからないよう配慮する必要があります。これらを踏まえ閉館の日程を決定し、周知を図っていきたいと考えております。

なお、市民会館は、昭和46年10月の開館から50年近くにわたり柳川市民に親しまれた施設でございます。

つきましては、市内の文化活動者や文化団体の皆様と一緒に閉館事業を行い、市民会館の歴史に幕をおろすことができたらと考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

50年近くにわたった現市民会館とのお別れ行事も非常に大事だと思います。

今後建設される柳川市民文化会館の基本計画においては、市民の文化活動の拠点、そして、新しい文化活動の創出を行う、そういう内容を目指してあるということですが、そのような目的のためにどのような施策を考えておられるか、お考えをお聞かせください。

生涯学習課長（新開文隆君）

新たに整備する市民文化会館の大ホールは、空気浮上式の可動客席を導入しており、コンサートなどの段床形式から総合美術展などの大型の展示に対応する平土間形式、舞台を中央につくり、客席で周りを取り囲むセンターステージ形式や、大ホール及びイベントホールの後方扉をあけて、ホールからロビー、掘割へとつながる広場まで一体的につないで大型の室内イベントにも対応することができるなど、さまざまな形式で利用することができます。これにより、現在の市民会館ではできなかったさまざまなジャンルや多彩な演目への対応が可能となります。

加えて、大ホールとイベントホールはロビーに対し大きな開口を持ち、ロビーは掘割沿いの広場へ向かって大きな開口を持ちます。これにより、施設全体で広場や掘割との連携が可能になりますので、柳川の特徴でもあります水辺空間を生かした本市ならではのイベントなどの取り組みが可能です。

また、先ほど管理運営計画の概要において答弁いたしました、市民文化会館では、利用者とともに成長する運営を目指したいと考えております。そのため、多くの方々が市民文化会館の事業に興味を持たれ、かかわっていただくことを目的に、さまざまな人材育成につながる事業を展開することで、演者として、さらには運営に携わる市民サポーターの養成へとつながる、市民が主役のホールとなるよう取り組みを進めてまいります。

さらに、これまで利用者が少なかった若年層を中心に、本物の芸術に触れる機会やみずから演じる機会を確保するなど、さまざまな支援・育成事業を通じて、柳川発の文化芸術の発信を目指してまいります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

それでは、さらに具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

基本計画では想定する事業として、具体例として市民楽団、市民合唱団などの団体の設置、運営、公演といった例が取り上げてあります。もしそのような想定事業が予想されるならば、現在ある柳川市内の文化団体をどのように指導していきますでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

生涯学習課長（新開文隆君）

少子・高齢化の進展やそれらに伴う人口減少により、文化活動の担い手不足が進む中、市民の主体的な文化活動をどう支えていくか、大きな課題と捉えております。

現在、市では、文化活動の下支えを目的に、全国大会の出場者や子供を中心とした文化活動団体への支援を行っておりますが、これらについては引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、市内の文化活動を活発とするために、発表の場が必要と考えております。そのため、活動者の皆様の御意見をお伺いしながら、市民文化会館での発表の場づくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、将来的な市内の文化振興を考えると、今回の市民文化会館建設にあわせ、子供を中心とした若年層への支援が特に必要ではないかと考えております。

柳川の文化芸術の宝は、やはり北原白秋先生が残した作品たちではないでしょうか。これはあくまで取り組みの一例でございますが、白秋先生が残された童謡を将来にわたり歌い継いでいくために、声楽の講師を招き、合唱の全国大会を目指すような児童合唱団を育成し、これらの活動を通して、白秋のふるさと柳川を全国に発信するなど、本市の強みを最大限に生かした取り組みについて、市民の皆様と今後検討してまいりたいと考えております。

なお、文化活動者から、市民会館の使用料が高いとの御意見を承っております。

新たに整備する市民文化会館には、現市民会館以上の機能や設備を備えることとなりますので、利用者の皆様には一定の負担をお願いすることになるかと思っております。

一方で、現市民会館の使用料を高いと感じる原因に、近隣類似施設との減免制度の違いがあるようでございます。

つきましては、これらの調査研究の結果に基づき、使用料や減免制度を設けることで、市民文化会館を利用しやすい環境を整え、市内の文化活動者や団体の活動を支援してまいりたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁で、柳川市民文化会館の活動内容の一端が非常に具体的にイメージできるようになったと思います。私も特に、地元の歌人、詩人である北原白秋の童謡を柱とした、そういう児童合唱団等が想定されているということについては大いに賛同したいというふうに思い

ます。

その点について、もう一点お伺いしたいんですけども、ほかの市町村の文化会館では行政がより積極的な文化活動の支援をする方法として、館付の合唱団、文化会館であれば文化会館付合唱団を育成しているところもありますが、今まで以上に柳川市における文化活動、特に児童・生徒の文化活動を育成していくために、このような館付合唱団の検討というのはいかがでしょうか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほど新谷議員の御質問で、館付の合唱団をつくったらどうかということでございますけど、それについても今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

柳川の今後の文化活動を、この柳川市民文化会館設立以降さらに発展させていくために、地元の児童・生徒、若年層の文化活動をより積極的に、具体的に支援するためにも、そのような館付合唱団の検討をぜひ進めてもらいたいというふうに思います。

さて、これら市内の文化振興に向けて、教育委員会としてどのように考えているか、特に教育長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます

教育長（沖 毅君）

市内の文化振興に向けて、教育委員会としての考え方についてお答えを申し上げます。

先ほど生涯学習課長が答弁いたしましたますが、少子・高齢化の進展やそれらに伴う人口減少等により、文化活動の担い手不足が進む中、市民の主体的な文化活動をどう支援していくかが大きな課題でございます。

特に、将来の市内の文化活動を考えた場合に、これらの活動を担う人材の育成が欠かせないと考えております。

つきましては、新たに整備いたします市民文化会館を拠点に、若年層を中心としたさまざまな人材育成に関する事業を実施し、次世代を担う人材の育成、発掘に努め、継続する市内の文化振興の実現に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

5番（新谷信次郎君）

この市民文化会館の基本計画には、有明海、掘割という風土と城下町としての歴史が国民的歌人、北原白秋の詩歌の母体となっている。その柳川の風土に育まれてきた文化を受け継ぎ、また、次世代に引き継ぐことにより、「柳川らしい文化芸術が創造・発信される場」として柳川市民文化会館が開館し、発展するとあります。

私も、また、恐らく多くの市民も、このような内容を柱にした文化活動への新たな支援が進められるということを切にお願いいたしまして、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に、キャリア教育について質問したいと思います。

平成31年度柳川市教育施策、2、地域と連携した教育の推進、その(2)未来の柳川を担う子どもの育成において、「中学生が職場体験活動を行うことによって地域産業への愛着を深め、適切な勤労観・職業観や将来への夢や希望をもつことができるように」とあります。

地元の重要な産業である農業、漁業に関心を持ち、将来の担い手につながるように、キャリア教育について質問します。

これまでに行われてきた職業体験教育の目的、期間、職場体験活動の内容について説明をお願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

このキャリア教育につきましては、市内6中学校の2年生全員を対象に職場体験活動を実施しておりまして、目的といたしましては、1つは、中学生の個々が持つ能力等をみずから見つけるとともに、自分の将来の進路や目標に希望を持てるようにすることです。

また、もう一つの目的は、地域で子供を育てるために、大人の持つ教育力を生かし、柳川市の産業や経済等の魅力やよさに気づかせることで、郷土を愛し、郷土に貢献できる生徒を育てることです。

平成30年度は、9月11日から13日までの3日間、合計549名が市内の保育所や小・中学校のほか、医療機関、飲食店、小売店など合計174の事業所で職場体験を行いました。

この職場体験につきましては、生徒、保護者、事業者からそれぞれアンケートをとっておりまして、生徒からは、事業所から社会人としてのマナーや礼儀、挨拶の大切さ、同僚やお客さんとのコミュニケーション、人間関係づくりの重要性を教わったというふうな意見が多くなっております。

また、職場体験を通して将来の進路や職業について考えることができたかという質問に対しましても、ある一定程度できたというふうな回答をいただいているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

地元の農業、漁業の担い手を育成していくために、農業、漁業の職場体験先が必要だと思えます。

これまで行われてきました職場体験先の中では、この農業、漁業の職場体験先が少ないのではないかというふうに思われます。その農業、漁業の職場体験先をふやしたらどうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

地元の農・漁業の担い手育成を図る目的で、このキャリア教育の職場体験先で実際農業や漁業の体験をしてはどうかということですが、平成30年度では2名の生徒が実際農業を体験しまして、ビニールハウスでナスの生産を行いました。生徒からは、農業はとても

楽しかったが、大変だったというふうな感想もあっているところでございます。

御提案は、このような体験をもっと広げてはどうかということだと思いますが、このキャリア教育を実施するに当たりましては、実際に受け入れる職場側の理解、協力をいただくことが必要なこと、また、職場における生徒の安全確保を第一と考えることのほか、職場体験を実施する9月という実施時期の兼ね合いもございませう。

農業の体験につきましては、今後、協力していただける事業者の確保等、受け入れ側の環境を整えれば広げていくことが可能かと思っておりますので、これからまた努力をしていきたいと考えております。

漁業につきましては、キャリア教育の実施時期、また、生徒の安全を考慮して、活動できる内容について検討していきたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁にありますように、農業、漁業の体験先を検討するということについては、さまざまな制約があるかもしれませんが、この議場におられる伊藤議員を初め、柳川市内にはたくさんの方農家の方もおられます。あるいは少し思考を変えて、農業高校の体験学習を設定するなどいかがでしょうか。

漁業関係者にも宝の海・有明海を守るために頑張っておられる方もいらっしゃいますので、今後の検討をよろしく願いいたします。

最後に、児童・生徒の登下校における安全確保について質問します。

5月28日に起きた川崎殺傷事件では、小学校6年の女子児童と外務省職員の2人が亡くなりました。さらに、女性と小学校児童18人が重軽傷を負っています。さらに、さきの5月8日には滋賀県大津市の交差点で、散歩中に歩道で信号待ちをしていた保育園児と保育士16人の列に車が突っ込んだ事故では、2歳の園児2人が亡くなり、ほかに園児1人が意識不明の重体、13人が重軽傷を負いました。幼児、児童の道路上での事件・事故が相次いでいます。

そこで、お尋ねします。

児童・生徒の登下校における安全確保がどうなっているのかについて、よろしく願いします。

学校教育課長（古賀 洋君）

御質問にありましたとおり、本市におきましては、地域の方からの御協力により、登下校時に毎日のように見守り活動を実施していただいているほか、中学校ごとに警察官OBの方を学校安全指導員として委嘱いたしまして、下校時に見回りを行っていただいております。

今回、川崎市で起きた事件につきましては、教職員がそばにいるスクールバス乗り場で子供が整列しているところを襲われており、学校が考えられる万全の体制の中で死傷者が出る事態となっております。私どもはもちろん、全国の学校関係者にとって大変ショックな出

来事であり、また、不安に陥れられるような出来事ございました。

また、大津市で起きました交通事故におきましても、何の落ち度もない園児が事故にまさに突然巻き込まれて犠牲になっております。

このような事件・事故を完全に防ぐことは困難であります。今回の川崎市の事件を受けまして、事件当日、早急に柳川警察署とも協議を行い、すぐに取り組むことができることとして、以下の3点について各学校へ通知を行いました。

取り組む内容といたしましては、1点目、学校周辺及び通学路における管理職等における巡回指導、2点目、地域の安全見守り活動への再度の協力依頼、3点目、児童・生徒の登下校時の安全行動の指導です。

各学校におきましては、この教育委員会からの通知を受けまして、それぞれ校長会において協議していただきまして、次のとおり申し合わせて各学校で取り組んでいただいております。

その内容としましては、まずは登下校指導の徹底です。これは2週間をめぐりに職員並びに管理職で対応することにいたしております。

そのほか、6月冒頭の児童集会での安全指導の実施、地域への見守り活動強化の依頼、防犯教室の早期開催、命を守る授業の早期展開です。

交通事故につきましても、6月10日夕方に本市で発生しました信号待ちの高校生2人が交差点で事故を起こした車両に巻き込まれて重傷を負った事故を受けて、翌日には全小・中学校に児童・生徒に対し交通指導を行うよう通知を出しております。

このような事業、取り組みを継続していくことによりまして、児童・生徒の登下校時における安全・安心の確保について努めていくほか、児童・生徒に対し、みずから危険を察知できる判断能力を高める教育を行っていきたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

これまでも保育園、幼稚園、学校関係者の努力や地域の見守り隊等を初め、さまざまな方々の協力があるということが十分にわかりました。

悲惨で重大な事件が続いておりますけれども、今後も十分な見守り、警戒が実施されていくようお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、9番近藤末治議員の発言を許します。

9番（近藤末治君）（登壇）

皆さんこんにちは。9番、自民党柳誠クラブ、近藤でございます。ただいま議長からの発言許可を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目は、都市計画道路矢加部柳河線について、現在の状況と計画変更が可能かということでお伺いをいたします。

前回は質問をいたしました。が、県道久留米柳川線の国道208号から有明海沿岸道路、この区間を都市計画決定ということで計画をされているところでございますが、現状と今後の計画についてということで執行部のお考えを質問したいと思います。

2点目、柳川市企業立地用地適地選定と農振区域の適用除外について、3点目、多面的機能支払交付金事業、蒲池地区の状況について、4点目、有明海沿岸道路出張所が事務所への昇格についての4項目について自席より質問をいたしますので、議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

9番（近藤末治君）続

それでは、1点目の都市計画道路矢加部柳河線についてお尋ねをいたします。

これは以前から質問をいたしておりますけれども、まず、何年に都市計画道路として決定をしているのですか。

都市計画課長（目野隆広君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

都市計画道路矢加部柳河線は、平成11年1月に都市計画決定しております。

以上です。

9番（近藤末治君）

平成11年1月と申しますと、旧柳川市のときだと思っておりますけれども、なぜこの区間、国道208号から有明海沿岸道路まで380メートルを都市計画ということで道路決定をしたのでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

都市計画決定した理由についての御質問ですが、本路線は広域の高速交通の機能を担います有明海沿岸道路への接続性をよくしますとともに、市内交通の円滑化を図るために都市計画決定しております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。答弁によりますと、有沿道路、いわゆる有明海沿岸道路の関係で

この区間を街路事業ということで取り組むということですね。

ところで、有明海沿岸道路も柳川市から大川間、これが徳益インター、柳川西インターということで4市が連結して開通をいたしました。このため、当初、側道として通行しておった車、これが以前よりもかなり少なくなっておるわけです。私はそう思います。したがって、今回、この有沿道路の接続性をよくするという先ほどの答弁でしたけれども、交通量の減少に伴って矢加部柳河線の都市計画道路、これを見直すことはできますか。

都市計画課長（目野隆広君）

都市計画道路は市の骨格をなす重要な道路として位置づけておりますので、見直しにつきましては、議員御指摘の交通量のほか、決定を行ったときの趣旨、それから、柳川市総合計画など上位計画での位置づけ、路線が有する機能などを総合的に判断しなければなりません。ですので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

これをなぜ質問するかといいますと、久留米柳川線は1つの路線でした。この1つの路線を208号から有沿道路までは都市計画道路、有沿道路から北側へは一般県道久留米柳川線で道路整備をするということで、蒲池の1つの行政区を2つの事業で取り組むということで、同じ行政区で片方は道路事業で進んでいる、しかし、南のほうはまだ街路だということで取り組んでいない。それで、今回、久留米柳川線は今鋭意事業に取り組んでいただいております。しかし、前回の答弁でもありましたけれども、南側の都市計画道路矢加部柳河線、これについては現在のところ整備計画の方法や実施時期など決まっていないという御答弁をいただいております。

それと、県道久留米柳川線、これは道路幅員が13メートル、ところが、南側の都市計画道路、これになりますと17メートルということで都計を打ってありますよね。そうすると、1つの区間に、片方は17メートル、片方は13メートルと。そして、208号から南のほう、これは現道のままというようなことで、いびつな道路幅員になっている、私はそう思いますので、先ほど今後検討されるという答弁もありましたけれども、都市計画の見直しを考えると、その上でこのようなことを考慮されて、どのような手順でなさるのか、御答弁をお願いします。

都市計画課長（目野隆広君）

都市計画道路の見直しにつきましては、今後の交通量の推計、周辺の都市計画道路への影響などを調査し、都市計画法に基づきまして、変更案の作成、市民意見の集約、市都市計画審議会からの答申、それから、福岡県の同意等の手続が必要となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

都市計画の変更についてはいろいろ検討していくということでございますけれども、これは私は都市計画道路を廃止することはできないのかということでも質問をしたいと思うんですけれども、合併後でしたかね、都市計画道路も計画に上がっているけれども廃止をしたという路線がございますし、この路線の廃止ということは考えることはできますか。都市計画道路の都計を廃止するということ。

都市計画課長（目野隆広君）

先ほども申し上げましたとおり、将来の交通量の推計、それから、都市計画道路の必要性なども鑑みまして、今後検討していくこととなります。その中で、必要とあれば廃止ということも検討できますけれども、まずは今後の状況を把握したところで進めていくことと考えております。

以上です。

9番（近藤末治君）

なぜ私がここに唐突と都市計画道路の廃止は考えることはできないかというような質問は、先ほど言ったように、同じ幅員でいけば私も別に違和感はないんですけれども、街路の分は17メートルということで、現道から17メートル、そして13メートルというような道路の形態になると思うんですよね。それで廃止ということを質問したわけです。

それで、特に一番心配されておるのが有明海沿岸道路から208号までの380メートルの区間、この行政区が非常に心配をされておるんですよ。なかなか先が見えないと。前回の部長の答弁でもまだ計画とかなんか見通しもないということですね。北側のほうは同じ集落で県道のほうで進めてあっじゃっかんも、うちはどうなるじゃろうかということで、大体路線的に考えると久留米柳川線が道路の東側に計画されておるから、恐らくそんなになるんじゃないかということで地元の方も理解をされておりますけれども、やっぱり心配されておる。だから、今回これを外してもらって、県道久留米柳川線というようなことで一本の路線でやっていただければ、そちらのほうは早く進むんじゃないかと思って質問をさせていただいております。

特に、有沿と208号の380メートルの区間、県道でありますけれども、これには歩道がございません。雨降りなんかは子供たちが、これは蒲池小学校、中学校の児童・生徒たちの通学路になっておりますけれども、雨の日なんかは傘を差して身をかがめながら通学しているんですよ。特に、有沿の東インターに乗るという関係で、大型のダンプとか通りますし、その道路脇を一列になって行っておりますけれども、そういうことで、今、福岡県ではいろいろと要望されておるようでございますけれども、こういうことで廃止を、都市計画道路を外してもらって久留米柳川線というような努力をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

道路整備につきましては、できるだけ早く整備できるように進めてまいりたいと思っておりますので、廃止も含めて今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

9番（近藤末治君）

検討という御答弁ですけれども、大体めど的には余り言えないんですかね。何年ぐらいとかいうのは。いずれにしましても、まず地元説明会をせにゃいかんと思うんですよね。それで都市計画道路でやるということになれば都市計画事業で取り組むというような方法になると思うんですが、大体何年ぐらいお考えになっておりますか。

都市計画課長（目野隆広君）

県道久留米柳川線につきましては、現在、事業が進められております有明海沿岸道路から大木町境の下田橋までの区間、こちらのほうを4工区に分けて事業を実施しておりますので、まずはこちらのほうの早期完成、それから事業効果の発現を図った上で進めていきたいというふうに考えているところです。年度的にはまだ未定でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。先ほど申し上げたように、北側は県の事業で鋭意進捗をしておりますけれども、それに伴いながらの説明会というのも考えていただいて、先ほど申し上げましたように、歩道もない道路でございますので、早期に着工のめどをつけていただきたいということをお願いをしておきます。

それでは、2点目でございますけれども、2点目は、柳川市企業立地用地適地選定と農振区域の除外についてということで御質問をさせていただきます。

平成28年3月に柳川市企業立地用地適地選定調査業務ということで報告書が示されました。この中で、調査の目的といたしまして、当該土地の整備活用に関する課題等を整理し、企業立地促進の取り組みのため、この基礎資料をつくったというようなことでうたっておりますけれども、具体的にはどのようなことを行うのでしょうか、お尋ねします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、近藤議員の御質問にお答えをいたします。

近藤議員のほうからは、企業立地用地適地選定調査について御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

企業誘致を推進していくためには用地の確保が重要でございます。市内のまとまった土地といえばほとんどが農地であり、現状のまま企業立地に活用できる土地は極めて少ないというのが現状でございます。

そこで、有明海沿岸道路、九州自動車道みやま柳川インターチェンジ、国道443号や385号の開通など、インフラ整備が進んでいる環境を生かしながら企業立地を積極的に進めていくためにも、市内における企業立地の候補地となり得る適地を十分に把握しておく必要があると、そういうことから、企業立地用地適地選定調査を行ったところでございます。

その結果、企業立地用地として13カ所を選定いたしまして、企業立地に関する企業との協

議、あるいは問い合わせの際に積極的に活用していると、そういうところでございます。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

今、御答弁では調査の中で13カ所、これを企業立地候補としてリスト作成をされておるといってございますけれども、3年ほど経過いたしておりますが、そのことについてどのような動きをされておりますか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、調査後3年間の企業誘致の取り組みについてお答えをいたします。

具体的な企業誘致の取り組みを進めていくためには、用地の確保のための調査事業とあわせまして、直近の企業の意向やニーズの調査を行ってきたところでございます。

市内企業の動向の把握につきましては、平成28年度において従業員10人以上の事業所を対象にアンケート調査を行っております。市内外に新設拡張、移転を検討されていますかという問いに対しまして、検討しますという会社が、1年、3年、5年以内と、そういうことを含めまして40社ございました。検討する予定はないというのが76社でございまして、検討すると答えた40社に対しまして、アンケート後も現在まで引き続き直接訪問いたしまして、動向の把握を行っているところでございます。

市外企業の動向の把握につきましては、福岡県企業立地課や開発業者からの情報収集を行っているところでございます。これまで具体的な企業からの問い合わせにつきましては、国道443号バイパス沿いに3件、国道385号沿いに1件、国道208号沿いに8件、有明海沿岸道路インター沿いに1件、計13件の問い合わせがあったところでございます。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

今の御答弁ですと、具体的な企業からの問い合わせが13件ほどあったということですね。

今回このリストに示された箇所はほとんどが農地ですよね。そうすると、一番超えなければならぬのが農振区域の除外じゃないかと私は思うんですが、調査報告書の第5章の中に、事業実施に当たって、開発には農業区域の除外手続を初め、各種法的手続が必要となり、事前に十分な検討と関係機関との調整が必要とされていますということであってあります。例えば、今挙がっている13カ所の企業立地用地候補地に企業が進出したいとなった場合には、この窓口は当然つくられた商工・ブランド振興課が音頭をとっていくのですか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

13カ所の選定をいたしたところでございますけれども、この企業立地用地適地の選定に当たりましては、庁内の関係部署で構成をいたします柳川市企業立地検討委員会というものを

設置いたしまして、その委員会において農振農用地を含めた13カ所を選定いたしましたところでございます。

適地の選定に当たり、農振区域の除外、農地の転用等の手続、埋蔵文化財調査、アクセス道路との接続、用水の確保などの問題点や課題を整理したところであり、それらの解決には関係部署との協議、調整の必要性を明記いたしました。

近藤議員のほうから各部署の調整は商工・ブランド振興課が音頭をとるのかというお尋ねでございますけれども、企業立地に関する具体的な案件につきましては、商工・ブランド振興課が中心となり、関係部署の調整を図っていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

答弁ありがとうございました。

ただいま庁内関係部署で柳川市企業立地検討委員会というのを設置したと、企業立地に関する具体的な案件については、迅速な対応を商工・ブランド振興課が中心となって各関係部署と調整を図るといふ御答弁でございました。

ここでちょっとお尋ねしますけれども、今回、この候補地の中の一つに西蒲池地区が挙がっていますよね。この北側に柳川市内の企業が事業拡大のために開発計画をされました。農地でございますので、当然、農振の区域除外、これが必要となってくるわけでございますけれども、これが非常に農振除外に苦勞されたということを知っております。企業誘致、企業の育成を進める担当は商工・ブランド振興課ということで聞いておりますけれども、そのときの対応はどのようなことをなされましたでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

企業立地に関する具体的な案件につきましては、迅速に進めていくと、そういうことで庁内関係部署で構成する企業立地検討委員会で対応しようとしているところでございます。委員会の事務局につきましては、商工・ブランド振興課が行うと、そういうふうに行っているところでございます。

議員御指摘の西蒲池地区の開発につきましては、農振区域の除外申請が担当課であります農政課に直接なされたと、そういったことから、企業立地検討委員会の開催には至ってはおりません。しかしながら、商工・ブランド振興課においては、農振除外の手続につきましては、農政課と情報共有をしておったと、そういうところでございます。

先ほど申しましたように、今後は企業誘致に関する部署間での情報の共有、あるいは課題解決に向けた調整と、そういったものを迅速に行うように、速やかに対応できますように努めていききたいと考えているところでございます。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。いずれにしましても、企業誘致は商工・ブランド振興課のほうで頑張って情報を集めながら、各関係部署と調整をしていかれないといけないと思うんです。

それで、今回、この報告書の中を見ますと、6ヘクタールとか7ヘクタールと大規模な農地の除外が生じてくると思うんですよ。そのときに農業振興地域、農用地の除外手続というのはどのようになるのでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外の事務処理の流れを御説明申し上げます。

まず、申請書が提出されますと、土地改良区や農協、農業委員会、県の筑後川下流水系事務所、九州農政局筑後川水利事務所などの関係団体から意見を求めます。それを受けて促進協議会で審議をしていただき、その後、県の担当部署に意見照会し協議を行い、変更計画案を公告し、それから農業振興地域の整備に関する法律第11条の公告を行い、さらに法第8条第4項により県との協議を行い、最後に再び法第12条の公告を行います。これで農振除外が完了となります。

申請から許可までは早くても8カ月程度は要しております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。先ほど答弁で申請から8カ月ぐらいかかると。それで、記憶するところ、計画変更は年に2回ぐらいしかしないんでしょう。そうした場合に、1回目を逃すと次の半年ぐらいはかかると。そしたら、もう8カ月とはいわない。16カ月になるかもわかりませんよね。そのようなとき、やっぱり農政課は農地を守るほう、商工・ブランド振興課は農地を開発するほうと、これは両方またがると思うんですよね。だから、先ほど企業立地検討委員会をつくられたと。これの調整はやっぱり部長がされるんですかね。

産業経済部長（成清博茂君）

企業誘致の関連にしましては、当然、誘致の関係は商工・ブランド振興課のほうで事務的に処理しております。それと、用途区域の工業用地ですといいんですけども、やはり大半が農業振興地域の青地地域で、除外、または転用を伴うという手続が必要でございますし、当然、私といたしましても部長としてそれぞれの課の調整を図りますけれども、やはり農振除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律等があります。また、農業委員会でも農地法という法律のもとに手続をしましてまいりますので、一体となって部署間が連携していくとは申しても、やはりそれぞれの立場の関係課がございますので、それも連携しながらやっていきたいと思っておりますけれども、やはり県との手続等はそれぞれの課でやっていただくということになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

9番（近藤未治君）

ありがとうございます。

それで、せっかくこういうことで柳川市企業立地検討委員会というのを立ち上げてあるなら、この中で事案を共有して、連絡をとりながら柳川市の企業の育成とか企業誘致とかに携わっていく。やっぱり企業立地検討委員会というのは、そういうふうな目的を持ってわざわざ報告書もつくられたと思うんですよ。だから、つくったばかりで担当課はあっちたんも、農振はあっちですよ、企業立地はこっちばんもというようなことじゃなくて、やっぱり産業経済部一緒になって考えて取り組んでいただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

次は、3点目ということで、これは前回も私は質問をいたしました。多面的機能支払交付金、特に、私は蒲池に住んでおりまして、蒲池地区の状況ということで質問をさせていただきたいと思います。

蒲池地区は5カ年計画の最終年度であります平成30年度で事業が終了となったわけですが、令和元年度からの状況はどのようになっていますか。

農政課長（木下 隆君）

蒲池地区の取り組み状況についてお答えをいたします。

蒲池地区で令和元年度から多面的機能支払交付金事業に取り組みをいただいている行政区は、北矢加部、中古賀、野田、北本村、南本村、以上の行政区です。蒲池地区20行政区のうち5行政区で取り組みをいただいております。

以上です。

9番（近藤未治君）

先ほどの答弁では、北矢加部を含めて5行政区で取り組まれるということですね。これは私、前回質問をいたしまして心配をしておりましたけれども、残り15の行政区、これは取り組めない状態でございます。先日、私の行政区でも、補助金が農地面積に対してですので、今までの補助金が3分の1ぐらいしかない。しかも、事務的に非常に煩雑であるということで取り組みを断念した現状でございます。しかしながら、やっぱり一斉清掃ということで、水路清掃も含めて6月2日に行政区内の一斉清掃ということで行いましたけれども、当然、水路際の雑木や花壇の清掃、また、道路上に覆いかぶさっている雑草等の除去ということで、区民の皆さんが参加して清掃を行いました。

このような中で、やっぱり用水は上流から下流へとつながっております。当然、農業用水であるし、また生活用水でもあるわけです。この地区一連のこととして行うべきかとは思いますが、蒲池全体としてが取り組まれなかった。今、課長がお答えになった5行政区はやっている。だから、上流から流れてきたごみが下流にたまるとか、下流ばかりしても上流がしないとですね。だから、これは一体としてやっていかなくてはいけないんじゃないかと

思うんですが、課長いかがでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

近藤議員おっしゃるとおり、農業用水の確保、水路清掃による流水阻害の障害物撤去など、地域で一体となって行っていただくことが望ましいと考えております。

以上です。

9 番（近藤末治君）

そうですね、やっぱり一緒にやっていただくほうが一番いいと思うんですけども、残念ながら今申し上げたようなことで15の行政区が対応できなかつたと。

そうした場合に、今までは多面的機能支払交付金事業は農政課で対応しておった、水路の管理は担当している水路課ということになりますけれども、水路課の当初予算でこれは十分対応できますでしょうか。

水路課長（松永 久君）

水路課の当初予算で十分に対応できるのかという御質問でございます。

多面的機能支払交付金事業の未実施の行政区につきましては、地域の皆様の協力も仰ぎながら当初予算の範囲内で取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

9 番（近藤末治君）

そしたら、多面的機能支払交付金では反当たり4,500円ぐらいの補助金があったということですが、水路課だけでやるということになると、大体予算的には、今までは1人当たり幾らというようなことでしたけれども、大体概算的には何百円ぐらいになるんでしょうかね。

水路課長（松永 久君）

大体幾らぐらいになるかというところでございますけれども、多面的機能支払交付金事業の対象にならない行政区に対しましては、水路清掃につきましては、当初予算の中から出費報償費として1人1時間当たり250円を行政区に支払っているところでございます。また、草刈り機や軽トラックなどを使用された場合につきましても1台につき1千円を支払っているところでございます。

以上でございます。

9 番（近藤末治君）

ありがとうございました。

いずれにしても、やっぱり環境整備というようなことで取り組まないといけないと思うんですよ。今までは多面的機能支払交付金、以前は農地・水・環境保全事業ということで、環境が入っておった関係で行政区の中の花壇を植えたり、草をとったり、水路清掃をしたりということであったんですけども、この補助金の見直しといいますかね、農地だけが該当というようなことじゃなくて、先ほど私が言いましたように、環境も含んでいるから、補助の

該当といえますかね、その見直しというのは関係機関に要望、陳情ということではできませんでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

議員の御質問にお答えをいたします。

この多面的機能支払交付金事業については、農地の維持活動が基本となっており、補助金の見直しに効果的なのは、やはり蒲池地区全体で取り組んでいただく形態が最善だと思われまます。これからも全体での取り組みを行っていただけるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。私も機会あるごとに蒲池の皆さん方に、この事業で取り組んで蒲池の環境保全に努めていただきたいということで啓発をしていきたいと思っております。

ところで、水路の関係で、先日の6月6日の全協で日向神ダムの状況を御報告になりましたけれども、先週の金曜、土曜ですか、期待しておったような雨量ではなくて、これから農業用水、代かきとかありますけれども、私、蒲池の中を散策しますと、まだ半分以上は苗代はしていないようでございますけれども、現在のところの農業用水の状況をちょっと教えていただけますか。

水路課長（松永 久君）

現在の農業用水の状況はという御質問でございます。

6月17日、きょう現在の日向神ダムの状況について御報告したいと思ひます。

有効貯水量が399万トン、貯水率にしまして55%、ダム地点の6月の雨量は、この間の雨も含めまして105ミリ降っております。6月7日、15日の雨で一時的には回復しましたところですが、なおダムの状況としては厳しい状況ではないかと思ひます。

農業用水の貯水状況につきましては、代かきの時期となっております。早いところでは田植えも済んでいるところもあるみたいでございます。田んぼのほうには代かきの水はあらかた入っております、市内の水路の貯水率としましては8割程度で水を囲っている状況でございます。梅雨入りしない中で、このままもし雨が降らないという状況になれば、6月末ぐらいにダムの貯水量はゼロになるかと考えております。その後はダムの底水の150万トンを放流するということが6月10日の矢部川水系湯水調整協議会で決定されているところでございます。

現在も筑後導水も活用しながら農業用水の確保に努めているところでございます。しかしながら、筑後川の流況も余りよくない状況の中で、土地改良区や水路委員会等には節水のお願ひをいたしてあります。田植えまでの水は確保できるとは考えておるところでございます。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。柳川市は矢部川水系の最末端ということで、平成6年の大干ばつを経験したわけございますけれども、水の管理については花宗太田、柳川みやまの両土木組合と連携をとりながら十分水の確保に努めていただきたいと思います。

それでは最後に、4点目の質問に入らせていただきます。

それでは4点目、有明海沿岸道路出張所が事務所へ昇格になったということについてお尋ねをいたします。

ことし4月から有明海沿岸道路出張所が有明海沿岸国道事務所へ昇格したとのこと。今までの出張所の職責といたしますか、役割が、今回、国道事務所へ格上げになったことによる違いはどのようなのでしょうか。

都市計画課長（目野隆広君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

これまで有明海沿岸道路出張所では、大牟田市から大川市区間までの地域高規格道路の整備を進められておりました。ですが、今年度から有明海沿岸国道事務所に昇格しましたことで、今後は熊本県側の荒尾市にあります元競馬場付近から、佐賀県側は森林公園南側付近の佐賀ジャンクションまでの県境を越えた広域の事業推進体制が強化されますとともに、有明海沿岸道路の一体的かつ効率的な整備と維持管理も行われます。

また、この広域間を高速で結びます有明海沿岸道路は、活発な人や物の流れを生み出すなど、沿線都市の発展と生活の利便性向上に大きく寄与するもので、その道路整備と維持管理を担っていただきます有明海沿岸国道事務所は本市にとりましても重要な事務所となっております。

さらに、熊本県、福岡県、佐賀県の3県にまたがります単一の道路を所管される全国的に見ても非常に珍しい国道事務所でもあります。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。御答弁ですと、3県にまたがって国道事務所が所管をして事業を進めるということですね。今までは有明海沿岸道路出張所だったから福岡県の部分だけやったと。今回、佐賀県側までまたがって有明海沿岸国道事務所で事業を推進していくということですね。

それでは、今現在、柳川西インターから大川東インターへずっと上部工もされておりますけれども、今、筑後川には大橋がかかっていますよね。仮称筑後川橋ですか。これから大野島インターの区間が進められると思うんですが、これは何年度で完成をいたしますか。

都市計画課長（目野隆広君）

御質問の完成の時期についてですが、大川東インターから仮称筑後川橋、さらにその西の大野島インターまでの区間は令和2年度に完成予定となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

筑後川橋も含めて大野島インターまで令和2年度、平成32年度にでき上がるということですね。これは民主党政権時代、当時の幹事長も現場にお見えになって、有明海沿岸道路、このような無駄な公共事業と言われましたけど、やっぱりこれは進めていただいて私はよかったですとっております。

私、先日、武雄のほうに行く用事がございましたので、佐賀県側にも行ったんですけども、着々と進んでおる。しかも、今回、有明海沿岸国道事務所ということで、一括で事業を担当されるということになると、かなり進捗率も伸びると思うんですよ。

ところで、今まで期成会が福岡県側だけ、いわゆる大牟田、みやま、柳川、大川、この4市で期成会を立ち上げてありましたけれども、これによって要望、陳情をなされておりましたが、今後、佐賀県、熊本県を含めるということになると、この期成会はどのような進め方をされますか。

都市計画課長（目野隆広君）

今後の期成会のあり方についてでございますが、これまでどおり大牟田市、みやま市、柳川市、大川市の4市で構成します有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会としての運営となります。

今後は熊本県や佐賀県の関係機関と連携をとりながら、沿線都市の発展と生活の利便性向上を目指し、道路整備の促進を図ってまいります。

以上です。

9番（近藤末治君）

期成会とかを十分動かしていただいて、要望、陳情、今までどおりやっていただきたいと思っております。

それでは、今かなり交通量がふえていると思うんですが、今は暫定と言ったらなんですけれども、片側1車線。当初は片側2車線で4車線が最終段階になるんですけれども、今の片側1車線で通行している当初計画と現状の有沿道路の交通量を教えてください。

都市計画課長（目野隆広君）

当初計画の交通量と現在の交通量はとの御質問でございますが、片側1車線での当初計画の設計基準交通量は1日当たり1万4,000台です。これに対しまして、平成29年11月時点での交通量調査結果では、有明海沿岸道路の利便性のよさ、それから、通行料無料ということもあり、徳益インターから大和北インター区間で1日当たり1万9,200台、最も交通量が多い大牟田市の健老インター付近で2万5,700台と当初計画の交通量を大幅に上回っているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。かなりふえているようですね。今答弁ですと、大和町区間では5,000台ぐらい、大牟田あたりでは当初計画の2倍ぐらいと、このようにふえているということでございます。

今後、佐賀県とつながると交通量もますますふえると思うんですけれども、そこで、今後、大牟田 - 大川間について、先ほど申し上げましたように、当初計画の片側2車線、全線4車線化に向けて進めていただく必要があると思うんですけれども、これは事故でも起こればたちまち通行どめになる。何回かこういう事態も発生しておりますけれども、そこで、市長は福岡県の道路協会の会長でもありますし、また、九州地区道路利用者会議の会長でもありますので、この当初計画、4車線化に向けて頑張っていたいただきたいと思います。福岡県道路協会の会長としてお願いします。

市長（金子健次君）

近藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

幸いにして今、福岡県道路協会の会長、そしてまた九州地区道路利用者会議の会長をさせていただいておりますので、その分については九州地方整備局や国土交通省には働きかけができるというふうに思っています。

議員御承知のとおり、有明海沿岸道路は、有明海沿岸の地域の交流と連携を強化するための地域高規格道路として整備が進められているところでもあります。現在供用されている福岡県側から佐賀県側へとつながれば、さらに人や物の流れを促進いたしまして、有明海沿岸地域のさらなる発展はもちろんのこと、観光地であります本市への来訪者の増加も大きく期待できるものと思っております。

また、先ほど目野都市計画課長が答弁いたしましたように、有明海沿岸道路の交通量は、利便性がよく、通行料金が無料のため、計画当初の交通量を大幅に上回る状況になっております。このため、沿岸道路の整備効果を最大限に発揮できますよう、現在、大牟田区間が4車線化しておりますが、これも今後は片側2車線の全線4車線化に向けて、引き続き取り組みを進める必要があると考えております。

そこで、今後も有明海沿岸道路の4車線化につきましては、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で積極的に関係機関への要望活動を行ってまいります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。今後も国、県へフルに、会長、そして、道路利用者会議の会長ということで頑張って要望していただきたいと思います。思っております。

いずれにいたしましても、有明海沿岸道路の重要性、必要性、今さら私が申し上げることもございません。柳川市民の方や利用をされている方にお聞きしますと、ほとんどの方が

大牟田や熊本に行くにしても、とても早く着くということで、ありがたい道路であるとよく耳にいたします。今後、一日も早く、先ほど市長が御答弁いただきましたように、4車線化に向けて要望、陳情をよろしくお願いいたしまして、私の質問全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 2 分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、2 番橋本憲之議員の発言を許します。

2 番（橋本憲之君）（登壇）

皆様こんにちは。それから、インターネット中継をごらんの皆様こんにちは。2 番橋本憲之でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。昼食後 2 番目の一般質問ということで、一番睡魔が襲ってくる時間ではないかなというふうに感じますが、しばらくの間、おつき合いいただければと思います。

まず冒頭に、先月、滋賀での交通事故、また、川崎で起きました事件により犠牲になられた方、子供たちの御冥福を心よりお祈り申し上げます。未来を担う子供たちがこのような悲惨な事件・事故に巻き込まれ、命を落とすということは大変いたたまれないものでございます。子供の命は地域社会一体となって守っていかねばならないものと感じます。

昨日でございますが、雲龍の郷相撲ドームで開催されましたプロレス大会におきまして、多くの子供たちが来場し、明るい将来を見詰めるようなきらきらした目でプロレス観戦をしている姿に、私自身も同年代の子を持つ親として、しっかりと責任を果たしていかなければと再度思ったところでございます。

さて、ことし 3 月に発表されました柳川市人口ビジョン第 2 期におきまして、柳川市は出生数が死亡数を常に下回る自然減という状態にあり、さらに、転入数が転出数を常に下回る社会減という状態にございます。柳川市の現状を筑後地域の他の市と比べると、全体的にどの市も人口は減少しているのが実情であります。減少ペースは関連指標ベースにおいてはおおむね中間ぐらいに位置しておると聞いております。2015年、平成28年には6万7,707人の人口が、先月、5月末では6万5,915人へとみるみる減少しているのが現状です。

そこで、人口減少を少しでも減らす一つの方策として、柳川市が子供を産み育てやすい環境づくりを目指すのは必須問題ではないかと考えます。

本日1つ目の質問ですが、昼間、保護者のいない留守家庭の小学生に対し、保護者にかわって保育し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るために開設してある学童保育所の現状と今後のあり方についてお聞きいたします。

また、2項めの質問といたしまして、登校時、下校時など、子供たちの安全確保に対する市としての取り組みについてお聞きいたします。

具体的内容につきましては自席にて行いたいと思います。議長のお取り計らいをよろしくお願いたします。

2番(橋本憲之君)続

それでは、質問に移らせていただきたいと思います。

学童保育の現状について、これまで複数の議員さん方が質問してこられたとは思いますが、再確認する上でも学童保育の基本的なところからお聞きしたいと思います。

まず、現在の市内の小学生数、全校区合わせて何人になりますでしょうか。

学校教育課長(古賀 洋君)

市内の小学校の児童数はというお尋ねでございますが、基準日であります本年5月1日現在で3,395人でございます。

以上です。

2番(橋本憲之君)

ありがとうございます。

そのうち、学童利用者数とその利用者数の全小学生数に対する割合を教えてくださいませんか。

子育て支援課長(乗富由美子君)

橋本議員の御質問にお答えいたします。

学童利用者数は本年5月1日現在で市内19カ所の学童保育所合計で778名利用しておりますので、割合としては22.9%となります。

以上です。

2番(橋本憲之君)

ありがとうございました。学童利用者数は全体の2割強ということで、私の個人的な感想でございますけれども、何か意外と少ないなというふう感じたところでございます。

少し前になりますけれども、市民の方から、うちは4年生になって学童に行かれんけん家で留守番しとるよという言葉聞くことがございました。学童保育の利用申し込みの学年の制限というのはございますでしょうか。

子育て支援課長(乗富由美子君)

お答えいたします。

子ども・子育て支援新制度の施行によって、それまで小学校に就学しているおおむね10歳

未満、小学校3年生までの利用であったものが、平成27年度から小学校6年生まで利用が拡大されました。このことにより学童の利用希望者が増加しております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

先ほどの話の児童が通う学校では、いまだに4年生以上は利用できないという話も聞きました。新制度施行後も4年生以上は入所できないという例外的な事例というのはございますでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

お答えいたします。

新制度施行後、全ての学童保育所で6年生まで利用の拡大はされておりますが、現実的には定員の枠もあることから、低学年を優先して御利用いただいている結果となっております。

全学童利用者778名のうち、4年生以上の利用者は48名で、その内訳は4年生33名、5年生12名、6年生3名でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

利用制限自体はかかっていないということなのですが、実質、選考段階で制限がかかるかなというふうに感じております。

またさらに、違う保護者さんからの話なのですが、学童保育の申し込み説明会には行ったけれども、100人近くの参加者があって、全員が利用できるわけではないということで、確率が低そうなので申し込みはしなかったという話も聞きました。いわゆる隠れ待機児童も存在するのではないかなというふうに思います。

そこで、学童の定員という考え方なのですが、1クラスごとの児童数、学校教育同様に設定してあると思うんですが、どれほどでしょうか。また、1学校当たりのクラス数、これは学校の規模により違うと思うんですが、どのようにして決められているのでしょうか。例えば、全校生徒に対する割合だったり、生徒数が何人だからクラス数はこれだけという基準はないのでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

お答えいたします。

1クラスの児童の人数はおおむね40人以下となりますが、1人当たりおおむね1.65平方メートルの面積を確保することから、学童保育所によっては1クラスごとの児童数の定員が少ないところもございます。

学童保育所のクラス数については、全校生徒に対する割合等によって一概に決められているわけではございません。市といたしましては、まずは全部の小学校区に学童保育所を設置することを目指し、事業を推進してきたところでございます。

市内学童保育所は、藤吉小学校が平成4年6月開設で最も早く、最後に皿垣小学校が平成27年4月開設で整備をされております。学童保育所のほとんどが1クラスで開設し、利用希望者数や待機児童数の推移及び地域性を勘案しながらクラスの増設を行っているところでございます。現在、2クラスで運営しているのは、19カ所のうち8学童保育所でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

保育園、幼稚園の待機児童同様、学童保育を利用することができずにフルタイムの仕事につくことができない保護者だったり、さらにひどいことに、学童の競争率が高いので、自分が居住している地域の校区ではなく、よその校区、確実に学童保育を利用することができるという小学校へ通うという選択をしてある家庭があるともお聞きしました。これは大人の都合で子供が犠牲になっている本末転倒の事例ではないかと思えます。

もちろん市としては待機児童を減らすべく努力されているとは思いますが、現時点での学童保育待機児童数、申し込みはされたけれども、断らざるを得なかった人数の把握はされていますでしょうか。よろしくお願いします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

お答えいたします。

待機児童数は、5月1日現在、市全体で37名となっており、このうち長期休業中のみの入所希望者が13名おられ、その入所が決定されれば、待機児童数としては24名となります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。先ほど質問しましたように、実際は先に諦めて応募していない方もいらっしゃるかなというふうに思います。実数はもっと多くなるのかなというふうに思うんですけども、一刻も早く保育園や幼稚園同様に、柳川市のように待機児童ゼロにしていきたいなというふうに思うところでございます。

それでは、これからの学童保育についてお聞きいたしたいと思えます。

人口ビジョンにおいて市の全体人口は減っていく傾向にありますけれども、今後、小学生人口はふえるのでしょうか、減るのでしょうか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

柳川市内の全体といたしまして、今後の小学生の人口でございますが、本市の出生の状況から推計をいたしますと、今後、減少する見込みとなっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

特定の学校になりますけれども、藤吉小学校においても同様に、来年度以降の児童数は減少していくのでしょうか、教えていただけますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

来年度以降の藤吉小学校の児童数はどのように推移するかということですが、年度ごとに年齢ごとに人口で推計ができます令和5年度までにつきましては、少しずつではありますが、増加していく見込みとなっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

多分よその小学校は年々減少していくんでしょうけれども、一番の繁華街といいますが、藤吉小学校では、柳川駅付近のマンション建設や藤吉地区の大規模な住宅地の整備に伴って世帯数がふえて、今後さらに住宅地整備の可能性があるということで、小学生の数もふえていくのではないかなというふうに考えるところでございます。

来年度以降、小学校の新入生の見込み数を、わかる範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

来年度以降の藤吉小学校の新入生の数についてでございますが、現在、把握している数といたしましては、来年度の1年生に当たります令和2年度は64人、令和3年度につきましては83人となる見込みであります。

御質問にありますとおり、柳川駅付近のマンション建設や藤吉地区の住宅地の整備に伴いまして世帯数がふえ、この推測以上に増加することも十分考えられるところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

それでは、今年度の1年生は特例措置もありまして、2クラスから3クラスへとクラス数がふえました。今後の新入学1年生が3クラスになるというふうな可能性はあるのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

来年度以降の1年生のクラス数でございますけれども、先ほど御答弁いたしましたとおり、来年度の1年生の数は64人の見込みで、2クラスになる見込みでございますが、転入等の社会動態の影響で入学者がふえますと、1年生は35人学級が基準でございますので、3クラスになるという可能性も十分あり得ます。

また、再来年度の令和3年度につきましては83人でございますので、3クラスになる見込みでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

それでは、現在、藤吉小学校では予備の普通教室、これはあるかどうか、お伺いできますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

本年度現在において、藤吉小学校において予備の普通教室はございません。

以上です。

2番（橋本憲之君）

それでは、来年度以降、もし教室が足りなくなった場合、どう対応するのか。学校教育課だったり、子育て支援課、双方の立場から見解を教えてくださいかなと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

普通教室が足りなくなった場合にどう対応するのかというお話でございますが、小学校における教育活動、教育課程を実施することがまずは最優先だと学校教育課のほうでは考えます。

したがって、現在、学童保育で活用している教室を普通教室として活用することも含めて、今後、検討をしていくということになると思います。

以上です。

保健福祉部長（島添守男君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

学童保育所の施設整備、事業運営については、子供の安全を第一に、教育委員会、学校及び校区学童保育所運営委員会のあらゆる協力と支援体制があってこそできるものと考えております。

これまでも教育委員会、学校、校区学童保育所運営委員会及び子育て支援課が課題を共有し、しっかりと連携して、子供たちの安全で楽しい放課後の居場所づくりのため、学童保育所の施設整備、事業運営を行ってきております。

藤吉校区につきましては、先ほどの学校教育課長の答弁にもございましたとおり、柳川駅の東部土地区画整理事業などによりマンションの建設が相次ぎ、人口、児童数が増加しております。今後も住宅用分譲地の大規模な販売が予定されており、児童数がさらに増加することが見込まれます。藤吉小学校の学童保育所につきましては、入所希望児童数の増加などにより学童保育所の3クラス目の必要性が議論されており、その対応について所管であります子育て支援課としても検討をしているところでございます。

校区の子供たちのため、総合的に検討を行って、もし仮に学童保育所として使用している教室を普通教室として活用せざるを得ないという結論となった場合は、教育委員会、学校に対して、第一に学校の敷地内での学童保育所の移転整備について最大限の協力、支援をお願いして、学童保育所を確保していきたいと考えます。その際には児童数の動向を十分に見きわめた上で、3クラスの整備の必要性と整備可能かどうかあわせて検討を行っていきたい

と考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。学校教育と学童保育、どちらが必要性の順位が高いかというのはつけるべきではないのかなというふうに思いますけれども、児童数がふえて手詰まりになっていく以上、どちらかを優先せざるを得ないのかなというふうに思います。個人的な意見でいいと思いますと、学校教育が義務教育でもありまして、今使用している教室が学校教育の施設ということでございますので、学童保育に移転してもらわざるを得ないのかなというふうに感じます。

一、二年後の喫緊の課題でございますので、市としてある程度具体的な計画は立ててあるだろうとは思いますが、その方向性、重複するかもしれませんが、お聞かせ願えればと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

繰り返しになるところでございますけれども、小学校における教育活動、教育課程を実施することがやはり最優先であると教育委員会では考えます。

議員の御質問の中にございましたとおり、教室が不足し、転用できる教室がない場合には、学童保育で活用している教室について普通教室として活用することになると考えております。

以上です。

保健福祉部長（島添守男君）

議員御指摘のとおり、一、二年後の喫緊の課題であり、早急な対応が必要であると考えております。

学校教育と学童保育、どちらの児童も同じ小学校の児童であり、教育委員会と市は全ての児童が楽しく安全に学校生活を過ごせるよう環境を整備する責任があると、このように考えております。

移転整備のための予算確保も伴うことから、来年度予算要求時期までにあらゆる可能性を検討して、整備方針について結論を出したいと、このように考えております。

今後とも学童保育所の施設整備、運営に関しましては、教育委員会、学校、校区運営委員会と密接に連携し、留守家庭等の子供たちが放課後や土曜日、長期休暇中に安全で安心して生活できる場を提供することにより児童の健全育成が図られるよう、学童保育所事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。市内の流れからしますと逆行するような形になりますけれども、どちらの見解も学童保育所を校舎内から移転せざるを得ないということで、見解の相違がな

いということで安心いたしました。

それでは、児童の安全面からも敷地内に施設を設けることが理想だとは思いますが、藤吉小学校にはその余裕がほぼないというのが実情でございます。

そこで、提案でございますけれども、柳川市の財政状況も大変厳しい状況でございます。最初から新しくつくろうというふうに考えるのではなく、可能かどうかは不明ですが、例えば、先ほど来話に出ております隣接しますN T Tの支局跡の建物を間借りするなどの方向は無理でしょうか。また、児童数がふえるのも数年でございます。その後は減少することになると思います。もし建物を建設するということになりましたら、今、話題の熊本県和水町の金栗四三ミュージアムのように、容易に撤去できる、このような建物にして、余りお金をかけないようにしてみてもいいでしょうか。

いずれにせよ、この場で答えが出るような問題ではないと思いますので、執行部におかれましては熟慮の上、子供たちが不利益をこうむることがないように、早目の対応をお願いしたいと思います。

なお、今回の質問では取り上げませんでしたが、教室不足の問題に加えて、職員数の増加によって職員室に机を置くスペースすらなくなっている状況でございます。こういった状況も併発しております。これも含めまして、御検討をいただけたらと思います。

次に、2項めの児童の安全に対する市の取り組みについて質問させていただきたいと思えます。

冒頭でもお話ししましたが、5月末に発生いたしました川崎登戸での事件はとても衝撃的なものでございました。事件後、市として何か特別な対応はされましたかどうか、お聞きしたいところではございましたけれども、午前中、新谷議員の質問により答弁がございましたので、理解したところでございます。

本当に執行部におかれましては、早急な対応、ありがとうございました。私も実は事件の次の日の朝、息子の登校に同行いたしました。通学路を歩いてみましたけれども、校長先生が自主的に交差点で見守りをされておりました。保護者の方も、数人ではございますけれども、子供の登校に付き添われておりました。やはり地域の大人による見守りや挨拶運動、これは6月13日の読売新聞の記事にございましたけれども、犯罪を抑止する見えないバリアを張ることにつながって、子供の不安感を抑制できるいい手段じゃないかなと再認識したところでございます。

その後も先生方で登校時のつじ立ちなどを行っておられるようですが、働き方改革が提唱されている現在の社会の流れに矛盾するようなことですが、全ては児童の安全のためにということでなされているのではないかと思います。とはいえ、余り無理されないようにと思うところです。

しつこいようですが、そのほか、市として安全確保のために、これといった得策はないと

いうふうには思うんですが、今後の対応について何かあれば教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

川崎の事件を受けての今後の対応ということでございますが、答弁につきましては、先ほど新谷議員の御質問に対してお答えしたとおり、これ以上のことについては、なかなか先のことが見通せないというふうな状況でございます。

ただ、柳川市におきましては、平成15年に安全・安心まちづくり推進協議会が設立をされまして、毎週金曜日の一斉街頭活動を初めとして、防犯活動、交通安全活動を実施してきたところでございます。その時の話なんですけれども、やはりこうした活動が市民の目に見えることが一番の抑止力というふうなことで、特に、当時の警察署長さんのほうからのかけ声にあったところでございます。それをやはり肝に銘じながら、今後もこの取り組みを継続させていくということが一番の対策であろうというふうに私どもは考えておりますので、どうぞ皆様方の御協力もよろしくをお願いいたします。

以上です。

2番（橋本憲之君）

本当にありがとうございます。何をやっても完璧ということはないんじゃないかなというふうに思いますが、子供たちのために、保護者の皆さんの協力はもちろんのこと、地域の皆さんにも御理解、御協力いただければなど。柳川ではきっとこのような犯罪は起こらないんじゃないかなと信じたいというふうに思います。

さて、人間による犯罪もそうなんですが、最近は自然災害による児童の被害も目立ちます。まだ記憶に新しいかとは思いますが、昨年の大阪北部地震で、登校中の女子児童が学校敷地内に設置されたブロック塀の下敷きになり亡くなるといういたたまれない事故が発生いたしました。これを受けての柳川市としての対応を教えてくださいませんか。

学校教育課長（古賀 洋君）

昨年6月18日の大阪北部地震の際に、小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の小学生が下敷きになりまして、2名の尊い命が奪われたことは記憶に新しいところでございます。

この事故を受けまして、本市の学校施設では、翌日の6月19日から22日までを期間として、施設内ブロック塀等の危険度調査を行いました。また、6月22日から7月12日までを期間として、通学路に隣接するブロック塀等の危険度調査の1次調査を各学校並びにPTAの御協力をいただきながら実施をいたしまして、その後、破損、傾きが生じている箇所や判定が難しい箇所の2次調査を建設課で同じく7月12日までに実施をいたしたところでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

それでは、現在、危険箇所への対応はどれほど進んでいるのでしょうか。お聞かせ願えますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

まず、学校教育課でございますが、どの程度進んでいるかということでございますけれども、学校施設内の危険性のあるブロック塀等については全て撤去等が終了をいたしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

学校敷地内では早急な対応がありまして、撤去は全て完了しているということで安心しましたけれども、通学路の危険箇所についてはいかがでしょうか。

建設課長（待鳥 哲君）

橋本議員の質問にお答えします。

大阪北部地震の後、市内の全19小学校区の通学路を教育委員会と連携し、緊急点検を実施しました。1次点検を各小学校で実施していただき、2次点検を建設課職員が行いました。

塀の高さや控え壁の有無、ひび割れや傾きなどを調査した結果、倒壊の危険性が高いと判定した箇所は11カ所でした。現状では倒壊の危険性は低いが、定期的な自己診断が必要と判定した箇所は418カ所でした。

合計429カ所については、今後の対応をお願いするチラシと福岡県で作成されました自己診断のポイントなどが記載されたリーフレットを各戸に配布し、適正な維持管理をお願いしているところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

それでは、ことし4月から道路に面する危険なブロック塀の撤去に対しまして、市より補助金を出されていると聞いておりますが、その内容について詳しくお願いいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

本年度から地震によるブロック塀の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、国、県の補助金を活用し、危険なブロック塀を撤去される方に対し補助金を交付し、速やかな改善をお願いするものです。

補助対象となるブロック塀は、高さが1メートル以上で、危険度の判定基準となります診断カルテで評点が40点未満のものが対象となります。補助金の額は、道路に面する部分の撤去費用の2分の1、ただし、上限が109千円となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

条件をクリアすれば、個人負担も少なく、危険なブロックを撤去できるということなんで

すけれども、それでは、実際にどれだけの利用がなされているのか、これを教えていただけますでしょうか。

建設課長（待鳥 哲君）

本年4月から現在までに相談を受けた件数は25件です。そのうち、現地調査を実施した件数は22件です。現地調査の結果、12件が補助対象となっております。

補助金の申請には改修方法や専門業者の見積書などが必要であり、補助申請に至るまでには少し時間がかかるかとは思いますが、現在、1件の補助申請が提出されているところです。

市民の皆様への周知につきましては、市のホームページと4月15日号の市報に掲載し、通学する子供たち、また、通行する市民の安全確保の向上を図っております。

ブロック塀の撤去費補助事業は今年度より実施しましたが、日ごろよりブロック塀に関心を持っていただき、適正に管理していただくことは非常に重要と考えており、再度9月号の市報に掲載し、市民の皆様に対し、補助制度の周知を図ってまいります。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。市民の皆さんへ補助制度の周知、これを徹底していただいて、一日も早く危険な箇所がゼロになるように願っておるところでございます。

それでは、最後になりますけれども、皆様のお手元に配付している資料、これはツイタモンという児童見守りシステムの資料でございます。これは子供にICタグを携行させて、登下校時の校門の通過結果を記録するシステムです。昨年度、私が育友会会長、すなわちよその学校でいいますところのPTA会長をしていた藤吉小学校の保護者さんから提案をしていただきまして、校長先生だったり役員の皆さんと詳しく精査をいたしました。その結果、予算面、運用面いずれにしても、学校、あるいは保護者への負担がほぼないというところで、教育委員会のほうへ提案させていただいて、導入を許可していただいたところでございます。

これは負担なしに無料です。校門に防犯カメラを数台設置して、あつてはだめだとは思いますが、もし犯罪に子供が巻き込まれた場合だったり児童が家に帰ってこないといったことがあったときなど、まず学校を出たかどうか、すぐに確認をすることができて、もし事件性があるのであれば、警察の初動捜査に効果的なシステムでございます。犯罪の抑止力にもつながります。

実はこのシステム、南筑後地区で藤吉小学校が初めての導入でございます。この6月から試験運用が始まります。また、先日、プレスリリースされましたけれども、福岡市でも10月より全児童に対しましてこのICタグを配布して社会実験を行うというふうな報告がなされていきました。

このような新しいシステムを導入するというときには、なかなか判断のほうに難しいのかなというふうに思うんですが、市としても市の予算を使わずに児童の安全が少して

も担保できるならば、積極的に各学校に情報提供をされて、導入されてみてはいかがかなというふうに思います。

先週、全国版のニュースで大きく柳川における高齢者による自動車事故も取り上げておりましたけれども、避けることができない事故等はあるかもしれませんけれども、人の手で防げる犯罪等は、柳川の未来を担う子供たち、このためにも絶対になくしていかなければならないなというふうに私は強く思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時37分 休憩

午後 2 時48分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんこんにちは。佐々木創主でございます。早速、質問をさせていただきます。

今回の6月議会は、令和の時代となって最初の議会であります。4月1日の新元号の公表に始まり、4月30日の先帝陛下の御譲位、5月1日の今上陛下の御即位、日本中が新たな時代を歓迎し、祝賀等、大いに盛り上がりを見せる中、令和の時代が始まりました。私も日本国民の一人として新たな令和の時代を喜びをもって迎えたわけではありますが、上皇上皇后陛下の御健康と御長寿を心からお祈りするところであります。

そういう中、私たちの暮らし、社会に目を向けてみますと、国全体が人口減少、少子・高齢化という問題を抱え、自治体消滅という言葉が現実のものとなるかもしれない、そういう状況にあります。柳川市の将来も決して楽観できるものではない、ますます厳しくなっていく中で、何をしなければならぬのか、私たちに突きつけられた大きな課題であります。

そこで本日は、令和の時代を迎えて柳川市の現状と課題について、建設事業、財政、働き方改革の観点から質問させていただきたいと思っております。

まず、財政の状況について質問させていただきます。

合併をした平成17年と直近の一般会計の規模、そして、借金である起債の残高、預貯金である基金の残高を教えてください。そして、それぞれ将来の予測の金額がどうなっているのか、執行部におかれましては簡潔、明瞭な答弁をよろしくお願いします。

財政課長（田中勝裕君）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、一般会計の規模でございます。平成17年度と平成29年度の決算額、それから、平成30年度の予算額と、参考までに平成31年度の予算額といったことでお答えをいたします。

平成17年度の決算額、歳入301億円、歳出297億円でございます。平成29年度は歳入303億円、歳出292億円となっております。また、平成30年度の予算額は293億円、平成31年度320億円となっております。

次に、起債残高、基金の平成17年、それと、直近の決算であります平成29年の比較を申し上げます。

まず、起債の残高につきましては、平成17年度末は325億円でございます。平成29年度末は301億円となっておりますので、24億円減少でございます。

基金残高につきましては、平成17年度末は99億円、平成29年度末は124億円で、25億円の増加となっております。

次に、将来の予測といったことでございますけれども、昨年10月の中期財政計画によりお答えしたいと思います。

市債残高につきましては、大型事業が完了する令和3年度末の375億円をピークにして、それ以降は徐々に減少していく見込みであり、令和5年度末時点においては344億円と見込んでおります。

なお、この市債残高344億円のうち、約75%の258億円は交付税で措置されますので、実質的に市が負担することとなる借入残高は86億円と想定しております。

次に、基金残高でございますが、中期財政計画により具体的に基金の活用計画を見ていきますと、一般廃棄物処理施設整備事業の財源として5億円、庁舎統合事業の財源として15億円、市民文化会館整備事業の財源として2億円、財源調整として25億円などの活用を想定しておりまして、その結果、令和5年度末の残高を60億円と見込んでおります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

起債残高、基金残高、それぞれお答えいただいたわけですが、特に起債残高、平成17年は基金造成ということで、合併特例債を24億円活用して、その年度に一挙にふやして、その後、合併特例債を極力活用しながら、結果的に黒字決算を導き出して、剰余金といいますかね、黒字分の2分の1を減債基金、財政調整基金にずっと積み立ててきていたと。なぜかという、後年度の投資事業の起債返済、大きな事業のためにやってきたと。結果的に基金も徐々にふえてはきておるんですが、先ほどの御答弁どおり、平成35年、令和5年には60億円ですか。

ちょうど合併の前の年、平成16年度の柳川市、大和町、三橋町、合併前にそれぞれの1市2町が持っておった基金残高が72億円なんですね。それを持ち寄って新市の基金としてプラ

ス、先ほど申し上げた合併特例債、基金造成24億円を足してその額になったと。だから、合併前にそれぞれの自治体が持っておった合計額よりも令和5年には少なくなる。大きな事業を行ってきたわけでありますから、それは当然であります。

それで、平成35年度の一般会計、一般会計の予測の規模、数字はありますか。

財政課長（田中勝裕君）

中期財政計画でお答えしたいと思います。

中期財政計画で歳入として見込んでおりますのが283億円でございます。（「歳出は」と呼ぶ者あり）歳出で見込んでおりますのは280億円ということでございます。

10番（佐々木創主君）

そういう数字を導き出しているんですが、ただ、歳入の税収でありますとか、地方交付税は当然減っていく。平成24年当時と比べると10億円以上減らさざるを得ない。これは合併の優遇措置が終了するわけでありますから。

それと、投資事業に限っていうと今年度とかはほとんど、大型事業も多うございますし、かなりの額なんです。平成35年度に限っていうと20億円と、かなり減らさざるを得ない。こういう数字にしておかないと、とんでもない数字になるので。

そういう大型事業等もやってきたんですが、これからですね、今後予定されている大型事業を教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

今後予定している主な建設事業につきまして、これも中期財政計画をもとにお答えしたいと思います。

まず、既に実施中の事業といたしまして、一般廃棄物処理施設整備事業、広域火葬場建設事業、市営住宅整備事業、市民文化会館建設事業などがございます。また、工事未着手で今後予定している事業といたしましては、庁舎統合事業、リサイクルセンター整備事業、沖端水天宮周辺整備事業などがございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、今おっしゃっていただいた中期財政計画も5年ごと、4年ごとに、その時点時点で修正をしながらつくっていただいているんですが、市民文化会館あたりは当初は29億円と。現在49億円ですか。それであるとか、一般廃棄物処理場、ごみの焼却場は、柳川市の負担分が当初は31億円と。ところが、現在67億円と。当然、物価でありますとか資材の高騰等があって、予測もしないようなことが5年10年たつと起こってくるということがありますし、先ほど話があったように、沖端水天宮地区の周辺整備事業とか、庁舎の統合とか、そういう

ことも今後出てくるし、道路の維持、整備、農村関係の事業、これは永続的にやっていかないといけないわけでありますが、そういう課題が時代時代に出てくると。

先ほどの話の中に庁舎統合事業というのがあったんですが、これは七、八年前になりますか、柳川・大和・三橋庁舎、機能が分散しておるということで、これをどこかに統合せんといかんということで議会も執行部も意思を統一して、柳川庁舎に3機能を統合するということで15億円ですか。市民文化会館が今現在建設中で、現在の柳川庁舎の隣、市民会館が要らなくなる。恐らくこれを取り壊して、そこに増設して、別館なのか何かわかりませんが、建てるということになると思うんですが、この15億円の中に市民文化会館の解体費は入っているんですか。

財政課長（田中勝裕君）

入っておりません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

見込み額は幾らぐらいですか。

財政課長（田中勝裕君）

見込み額はということでございますけれども、現在のところ試算をいたしておりません。今後、具体的なスケジュールとともに試算をして、中期財政計画に織り込んだ上で適切に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

これから試算ということですが、ただ、これぐらいの規模で、鉄筋コンクリートで、アスベストはないんでしょう、全部調査しましたから。大体わかるでしょう。

財政課長（田中勝裕君）

数字につきましては正確を期して出したいと思っておりますので、そのように御理解をお願いいたします。

10番（佐々木創主君）

済みませんね、いじめるつもりはないので。

久留米に大きなやつができました。議会事務局に調査いただいて、久留米も市民会館を取り壊されました。あそこが1億数千万円、解体費がかかったそうです。あそこは柳川市民会館よりも収容人数がちょっと多いですから。ただ、やはり1億円は最低でもかかるんじゃないかなと。そういう費用も発生するということですが、中期財政計画の今後の主な建設事業の中に市営住宅の整備8億円というのがあるんですが、中身を教えてください。

建設課長（待鳥 哲君）

佐々木議員の質問にお答えします。

市営住宅の整備計画についてお答えします。

市営住宅を長期的に活用していくための改修や建てかえ事業を計画的に行うため、柳川市公営住宅等長寿命化計画を平成29年度に策定しております。現在、この計画に基づき、平成30年度から令和元年度にかけて柳河団地の建設を行っております。

また、鉄筋コンクリート構造で昭和50年代に建設しています筑紫団地、佃団地、江曲団地の3団地は建設後、約40年経過し、屋上防水や外壁、給排水管などに劣化が生じてきております。

住宅を長期的に活用していくため、屋上防水、外壁、給排水設備などの改修や浴室やトイレなどへ手すりを設置することで、耐久性向上やバリアフリー化のための工事を令和2年度から順次実施していく予定であります。

柳川市中期財政計画の概算事業費は、柳河団地の建てかえ工事費と、筑紫団地、佃団地、江曲団地3団地の耐久性向上やバリアフリー化のための改修工事費を合わせた8億円を計上しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

柳河団地の建設費を除くと幾らになりますか。

建設課長（待鳥 哲君）

先ほど申しました筑紫団地、佃団地、江曲団地の3団地、合わせて約230,000千円ほどを考えております。

10番（佐々木創主君）

老朽化、防水云々ですね、250,000千円……（「230,000千円です」と呼ぶ者あり）230,000千円かかりますね。私はてっきりこの中に隅町南団地、椿原町団地、ここが今現在ある市営住宅の中で一番古いので、この改修というか、建設も入っているのかなと思っていたら、入っていないんですね。あれはどうなるんですか。

建設課長（待鳥 哲君）

この中期財政計画は令和5年度までの計画でありまして、椿原町団地、隅町南団地の建てかえにつきましては、この後の計画の中で計上していきたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

計画では建てるということですか。

建設課長（待鳥 哲君）

先ほど申しましたように、柳川市公営住宅等長寿命化計画の中では建てかえを計画しておりますのでございます。

10番（佐々木創主君）

この市営住宅に関しては、予算委員会、決算委員会、私のみならず、ほかの議員からも声が出ておりますが、これからは市が直営でそういう施設を建てるのではなくて、民間のアパートを借り上げて、その家賃補助といいますかね、それで家賃をほかの団地と均等化して、そうすると、大家さんには家賃収入が入ってきます。家賃収入が入って、それを市税として納めていただく。三方得じゃありませんが、ウイン・ウインじゃありませんけどね、やはり私はそういう時代だと思うんですよ。

ましてや、そういう箱物、当然古くなっていくと、現在、柳川庁舎も防水等々やっておるわけで、当然維持管理、更新をしていただかないといけない、長寿命化もしないといけない。そういう中で、公共施設等総合管理計画というのは昨年策定されて、我々にも公表されておったんですが、これは計画で具体的にどうするんだと、実施計画というんですか、どうなっているのか、答弁をお願いします。

財政課長（田中勝裕君）

公共施設等総合管理計画につきましては、まず、その概要を御報告させていただいてよろしいでしょうか。

まず、計画策定の目的でございますけれども、長期的な視点から計画的、効率的に公共施設等の整備や維持管理、施設の長寿命化や統廃合を進めることにより、将来負担の軽減を図り、限られた財源の中で充実した行政サービスを提供すること、このことが計画策定の目的でございます。

次に、この計画における財政シミュレーションの実施結果を申し上げます。

前提となる条件設定の主なものをまず説明します。1つ、平成26年度からシミュレーションを開始する。2つ、行政活動実績計算書は平成26年度と同じ金額で推移すると仮定する。3つ、税収は令和22年度までは年間0.13%の減少を見込むなどです。

このような条件設定のもと、現在ある公共施設の種類、数、面積を維持し、法定耐用年数経過時点において固定資産台帳に設定している取得価格で再整備をする条件でシミュレーションしますと、40年後には233億円のマイナスとなり、財政を悪化させないためには公共建築物の更新金額を削減し、財政がマイナスにならないようにする必要があると出されております。

さらに、更新時期を迎える公共建築物が今後10年間に集中するため、直近の10年間で116億円のマイナスとなる。よって、直近の10年間で約20%の面積削減が求められますというふうに結ばれております。

なお、今年度中にこの総合管理計画の実施計画となります個別施設計画を策定する予定でありまして、その個別実施計画により取り組みを進めてまいります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

今、柳川市で持っている公共施設、これを更新時期が来たごとに、それを同じ規模、同じような状況で更新、建てかえなりなんなりしていくと、平成35年度、令和5年度で116億円のマイナスと。だから、10年間で面積を20%減らすと。それを目標に、現在、実施計画を策定中と。

これは我々議員と市の職員だけが活用する建物ならいいんですが、市民の皆さんの集う場所であったり、楽しみであったり、子供たちが学ぶ場であったり、いろんな種類の施設があるわけで、これを一概に数字だけでカットすると、なかなか思うようにいく場合といかない場合、市民の皆さんの御理解をいただかないといけない。しかしながら、これをしないと将来にツケを残して、現在の子供たち、孫たちの世代が大きなツケを背負う。その時代の市長、執行部、議員は大変な行政運営、仕事をしなくてはいけないという現実をやっぱり直視しないといけないと思うんですよ。しかしながら、私から言わせるならば、現在の柳川市は減らすどころか、ここ数年で面積がふえた。施設がふえたんです。減らす前にふやしておいて、また減らしますと。こんな矛盾したというか、こういう現実があるというのは事実でありますから、しかしながら、それをやらないといけない。

その中で1つ、類似施設、当然合併したわけですから、それぞれの合併前の自治体が同じような施設を持っておった。そういう中で、現在建てかえ中の、今度建てる市民文化会館、大ホールが収容800人、似たような施設で大和生涯学習センター、三橋生涯学習センター、それと、水の郷の大ホール、あめんぼセンターのホール、600、400、500、300とか、同じようなキャパの施設があるんですが、先ほどの公共施設等総合管理計画、現在、実施計画策定中ということですが、どういう方向になるでしょうか。

教育部長（袖崎朋洋君）

議員おっしゃいますように、市内にはホールを有する施設が今現在3つあると。図書館は別ということで考えます。新たに市民会館にかわる市民文化会館を建てていくということで工事を進めておるところでございます。

おっしゃいますように、生涯学習センターということで旧三橋と旧大和がございます。こちらの利用状況につきましては、近年整備いたしました市内全校区、昭代地区は2校区に1つでございますが、コミュニティセンターができて、生涯学習センターの利用者がコミュニティセンターに少しずつ動いていっているという状況でございます。

またあわせまして、生涯学習センターで活動していらっしゃる方が高齢化に伴いましてだんだん活動を縮小しているというの、生涯学習センターの利用者の減少ということに関与しているのかなというふうに考えているところでございます。

さて、両施設の今後ということで考えますと、両施設とも建築後40年以上経過している老朽化した施設でございます。ただ、現在も数万人の方が両生涯学習センターについては利用していらっしゃるという現状がございまして、その方々を一気にコミュニティセンターに動

いてくださいというのは乱暴な話かというふうに考えます。

またあわせまして、災害時には1次避難所としての活用もあっておる状況でございますので、今後の方針につきましては、先ほど議員からお話ございましたが、今年度末に策定されます柳川市公共施設等総合管理計画に基づいた施設の個別計画の結果を基本にしながら、利用者の方々の意見を考慮しながら、今後、早急に検討をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

非常に難しい。例えば、プラスバンドをやっていらっしゃる方々から言わせると、例えば、大和生涯学習センターの大ホール、非常に音響がいいと。キャパもちょうどいいと。あそこはほんに使い勝手がいいという声もある。生涯学習活動をそれぞれやっていらっしゃる、本当に喜んで利用していらっしゃる。ただ、この生涯学習センターのみならず、ほかの施設も含めて、どうしてもやっぱり身を切らざるを得ない部分が出てくることも事実で、その辺のところは現実を市民の皆さんに御理解いただきながら、情報提供して、情報も価値観も方向性も共有する努力、これも大事だと思います。

そういった意味で、我々議員も当然、市民の皆さんと執行の行政のつなぎ役でありますから、その一翼を担わなくてはいけないんですが、同じような行革というか、この観点で捉えるというのはちょっと乱暴かもしれませんが、小・中学校、先ほど藤吉小学校はふえておると。矢ヶ部小学校も現在は減っていないですね。ただ、ほかの小・中学校は全部減っておると。私の住んでおる城内なんかは今、小学校は6学年、全1学級しかない。2学級になったり、ぎりぎりになったりですね。

平成17年当時と現在の生徒数を教えてください、予測と。

学校教育課長（古賀 洋君）

小・中学校の児童・生徒数の推移でございますが、済みません、ちょっと用意している数字のほうで御答弁をさせていただきます。

10年前の平成20年度でございますが、6,146人、5年前の平成25年度が5,422人、今年度が4,981人です。

なお、推計といたしまして、現在の人口ベースで推移させまして、令和5年度4,473人となる見込みでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それでは、それに関連して、今後予想される主な事業ということで、学校施設大規模改造事業7億円というのが計上されているんですが、この中身を教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

財政課のほうからお答えしたいと思います。

各学校の補助事業でございます大規模事業、こういったものでございます。プール、体育館等でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

プールの水漏れとか校舎の老朽化とか、先ほどの市営住宅じゃないですが、修繕というか、補修というか、そういう事業ですね、7億円。

そうすると、公共施設等総合管理計画、それで再三、一般質問の場、議会でも、学校施設、小学校、中学校の統廃合はどうするんだという話があるんですが、どうなりますか、現時点で。

教育部長（袖崎朋洋君）

小・中学校の統廃合についてですけれども、この問題は、市内の小・中学校の少人数化が進んでおります中、多くの市民の方々が認識されている問題かと思っております。

柳川市の子供たちにとって最良の教育環境が実現できるよということ、今年度から外部の学識経験者でありますとか、関係者を交えました適正規模・適正配置検討委員会という組織を立ち上げて、来年度末に答申をいただくという方向で今後検討を進めていくことにしております。

この検討委員会の中で、保護者とか地域の皆様の御理解と御協力のもとで、子供たちをどういった環境で、どう育てたいのか、地域にとって学校はどういうものなのかということについて、しっかり議論していただくことが現在は大切だと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、やはり少人数学級という話もあるんですが、ただ、大勢の子供たちと一緒に集団でやる行事であるとか、そういう教育というの必要なわけで、ほとんどの小学校が、19小学校のうち大方がそれができない状況にもなりつつあると。そういう中で、いかに教育の環境を確保して、より充実した教育をやっていくのか。そういう観点からも、現在の19小学校体制でいいのかということなんですが。

ただ、方向性としてはそうならざるを得ないというのは皆が理解しているんですけれども、予算、決算の中でも申し上げたとおり、19小学校ほとんどが合併以降お金を入れて校舎の建てかえ、大規模改修をやってきましたね。そうすると、これは市の単費じゃないはず。国の補助金が入っていると思います。例えば、2つの小学校を1つに統合して、片方の小学校の校舎は要らなくなったと。用途変更というのは可能なんですか。可能とすれば、何年後からできるんですか。その辺のところをお願いします。

財政課長（田中勝裕君）

補助金につきましては、補助金適正化法というものがございます。その定めによりまして、一定の年限が到来するまでに取り壊す、もしくはほかの用途に転用するといった場合に、返還の可能性がございます。ただ、返還後の用途次第では返還が不要といったものもあるということでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

その可能性があるというのを聞いて、私もちょっとほっとしたというか、今度いろいろ教えていただきたいんですが、ほぼ全て手を加えた、全面的に建てかえの学校もあった。統廃合の方向性は当然そうならざるを得ないけれども、現実的にそれが無理だと。それで、そういう方法もある。ここの統合エリアはそれには合致したと。けれども、こっこの3校のやつは、同じような施設は要らないからそれに合致しない。じゃ、どうするんだということが出てくるわけですね。ただし、先ほどの7億円、現在学んでいる子供たちに不足のないように、問題が起こらないように、きちっとした校舎を確保してあげないといけない。非常に悩ましい問題だと思います。大変だなという気がするわけですが、財政の話と同時に、そういう将来的な姿と子供たちの教育、よりよい柳川で学ばせたいというソフトの部分等含めて、非常に大変な時代に来たということでございます。

それともう一つ、財政の話に戻って、国民健康保険、国保会計も柳川市の会計の中で大きいんですが、平成17年当時と現在の収支、それと今後の予測を教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

平成17年度、合併当時の被保険者数が3万1,561人でありまして、このうち、現在の後期高齢者医療の受給者に相当する当時の老人医療対象の被保険者を差し引くと、2万3,569人でした。

その後、国保加入者は減り続け、平成30年度は被保険者数が1万7,539人となっております。

収支につきましては、単年度実質収支について申し上げますと、1人当たりに約5,000千円を要するC型肝炎の治療費が保険適用となって、医療費が急激に伸びた平成27年度は約220,000千円の赤字となりました。

平成28年度は前年度の不足分について繰り上げ充用をいたしましたが、診療報酬の改定等による医療費の減や前期高齢者の交付金の増額によりまして、約170,000千円の黒字に転じました。

その後、平成29年度収支は約110,000千円の黒字でしたが、平成30年度につきましては、国からの療養給付費負担金の精算による返還金が生じたことにより、約38,000千円の赤字を見込んでおります。

最近、医療費が高額なやつとかが保険適用になると見込まれておりますので、今後、国保の経営はだんだん厳しくなるんじゃないかなということで予測をしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

平成27年度にC型肝炎が保険適用になって、がくとふえて赤字、その翌年度分を繰り上げ充用、国保の基金が底をついたんですね。ゼロと。何億円ずつ、ずっと補填をしながら。ただ、国が、これは柳川に限ったことではなかったの、全国的な動向で繰り入れをしたり、いろいろやって何とか黒字になって、ただ、平成30年度見込みは38,000千円。

今、健康づくり課長から話があった新薬、新しい医療技術が開発をされる。そうすると、本当に困った方々は喜ばれるけれども、保険適用がないから高額な医療費を払わないといけない。保険適用、適用という声が上がって、そういう新薬、新治療法が保険適用になる。私の知り合いの方も前立腺がんになられて、佐賀のサガハイマツト、以前は鹿児島島の指宿にあるところまで行かないといけなかったのが、鳥栖にできたおかげで、そこで3,000千円の重粒子線治療をされました。ただし、昨年からですかね、保険適用になった。それ以前は全て自費、ある方は民間の医療保険にも入っていなかったので諦めざるを得なかった。より悪化をした。ほかに転移をした。非常に福音ですよ。

ただし、そういう医療技術が発達すると同時に、徐々に保険適用になってくる。最近でいうなら、いろいろありますね。ちょっとその辺のところをお願いします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えします。

最近でいいますと、白血病の治療薬としてキムリアというやつがことし保険適用になりまして、これは1回の治療で三千数百万円かかるというような治療が保険適用になっております。

それから、C型肝炎の新薬にしましては、平成27年度に保険適用になりましたけれども、ハーボニー、ソバルディといった薬品でございますけれども、これが1錠60千円とか80千円といった治療薬を12週間続けて飲まないといけないということで、先ほども言いましたけれども、1回の治療で約5,000千円を超えるようなものも最近出てきております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

すごいですね。水泳の池江璃花子さんですか、早く回復して、復帰して、オリンピックで金メダルを目指していただきたいと思いますけれども。

ただ、やっぱりこういう新治療薬、新治療法、非常にありがたいです。人生100年時代と言われる中で、こういう医療技術の発達も一つの大きな要因であると思いますが、この間、

新聞に出ておったのでは、新たに開発された脊髄性筋萎縮症、その新薬のゾルゲンスマは4億円と、とんでもない金額。そういう治療薬までできる。半身不随で動けなかった人が動けるようになる、しゃべれるようになる。非常にありがたいことだし、そういう方々にとっては福音。C型肝炎もそうでしょう。以前でいうなら、糖尿病の人は死なざるを得んやった。これが人工透析できるようになった、保険適用になった、普通に生活できる。当時とはとんでもないというやつも、そうやって普通に今は治療ができる。今、4億円と言いましたけれども、そういうやつにしても、今後、保険適用になるかどうかわかりませんが、そういう流れである中で、100年人生、健康に長生きというのには、ちゃんとこういう裏づけといいますかね、負担というか、犠牲が伴うということで、そういう時代になっていくんだと、令和の時代はそういう時代なんだということなんです。

それで、根本の話に戻して、市の財政、合併の目的、効果、3つあった家を1つにすると、1つしか要らんやっかいと。

市の歳出の中で公債費、扶助費に続いて最も大きいのが人件費なんですけれども、これは企業も一緒ですよ、従業員の人件費が一番高いんですから。職員の数、それと、臨時といいますが、嘱託員の数、それと、それぞれの人件費、平成17年当時と直近、数を教えてください。

人事秘書課長（高田啓介君）

今、御質問がありました正規職員の人数の推移をまずもって申し上げたいと思います。

平成17年度の正規職員数は602人、段階的に正規職員数は減少いたしまして、今年度当初の正規職員は486人で、合併当初より116人減少しているところでございます。

続きまして、人件費の比較を決算額で申し上げたいと思います。

正規職員につきましては、平成17年度末が4,938,257千円、年々減少いたしまして、平成29年度決算でございますけど、4,177,674千円ということで、合併当初より760,583千円減少しているところでございます。

続きまして、嘱託職員ということで申し上げます。

一般会計の嘱託職員の人数の推移でございますけど、10年間ということで、平成19年度の嘱託職員数で申し上げます。平成19年度の嘱託職員が131人、平成29年度が243人ということで、10年間で112人増加しているところでございます。

次に、嘱託職員の人件費、すなわち報酬の比較を決算額で申し上げます。平成19年度が196,018千円で、平成29年度決算が396,386千円で、10年間で200,368千円増額しているところでございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

合併の効果、職員数を減らすと。それで、14年間で116人減らして、人件費7億円減少と。確かに合併の効果です。ただし、嘱託員は112人ふえたと。人数でいうとプラス・マイナ

ス・ゼロですたいね。前課長によると、いろいろ新たな事務事業がふえたとか、新たな仕事
ができた。だから、単純に正規職員を嘱託に置きかえたんじゃないですというお話でござ
いました。当然そういう世界もあるでしょう。しかしながら、我々が見ていても、嘱託員さ
んがいないとやっぱり仕事ができない。非常に重い役割を担っていただいている部署もある
はず。あの人に聞かんとわからんと、ある意味、プロパーみたいな嘱託員さんもおるよ
うな気がいたします。

正規職員は7億円減らしたけれども、嘱託員は2億円、プラスマイナス5億円と。それは
臨時職員さんがいいですよ。ただし、先般来、何度も申し上げておるとおり、正規、非正
規の格差、同じ仕事をして、なぜこんな格差があるんだということで、働き方改革、民間で
今年度の4月から施行されましたが、皆さん御承知かもしれませんが、内容をちょっと簡単
にお願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。働き方改革について、少し御説明をさせていただきたい
と思います。

働き方改革の趣旨でございますけれども、少子・高齢化に伴う生産年齢人口の減少、また、
育児や介護との両立など働く人々の多様化といった状況に直面しており、投資やイノベー
ションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲、能力を存分に発揮できる環境を
つくるのが重要な課題となっていると。こういった課題を解決するために、働く人々が
個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を自分で選択できる社会を実現して、働く人一人
一人がよりよい将来の展望を持てるようにするというものでございます。

概要につきましては、長時間労働の是正、子育てや介護をしながら働くことができるよう
に多様で柔軟な働き方の実現、また、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のために、
さまざまな措置が講じられているところでございます。具体的に申しますと、働き過ぎを防
ぎながら、ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方を実現するために、月45時間、
年間360時間を原則とする残業時間の上限規制、また、勤務間インターバル制度の導入、ま
た、1人1年当たり5日間の年次有給休暇の取得といったものがございます。

またあわせて、正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形
態を選択しても、待遇に納得して働き続けられる働き方を選択できるようにするために、同
一企業内において正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で基本給や賞与等、個々の待遇
ごとに不合理な待遇差が禁止されるといったものでございます。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

それで、働き方改革関連法案というのが4月1日から施行されて、これは民間企業に限っ

た話なんです、それとあわせて、民間企業は労働基準法等を含めたそういう関連法律、公務員の皆さんは地方自治法なり、地方公務員法なり、全然法律が違うので、ただ、動きとしては連動して、今議会に提案されている職員の皆さんの労働時間等々も当然そういうことで提案されておるわけでありましたが、3月議会で可決した平成31年度一般会計予算の中に、会計年度任用職員制度という文言があって、導入支援業務委託料1,980千円とか、幾つか品目が計上されておったんですが、会計年度任用職員制度、簡単に内容を教えてください。

人事秘書課長（高田啓介君）

会計年度任用職員制度と申しますのは、地方公務員の臨時・非常勤職員が年々増加し、現在の地方行政の重要な担い手となっており、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められて、一昨年、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、来年、令和2年4月1日から運用が開始されるところでございます。

一般職の会計年度任用職員制度を創設いたしまして、任用、服務、規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な移行を図ることとされております。あわせまして、会計年度任用職員には期末手当の支給が可能となっているところです。

また、会計年度任用職員には、地方公務員法上、一般職に適用される各規定が適用されることから、市ではこれまでの臨時・非常勤嘱託職員の運用を抜本的に見直さなければならぬということになっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ということは、先ほどの嘱託職員さんたちの位置づけが会計年度任用職員制度と、任用職員となるということですね。先ほどの働き方改革、正規、非正規の待遇格差が是正されるんですと。これは同じことですから、会計年度任用職員制度で正規職員と、そういう待遇の格差を是正していくんですよという旨の制度だと思うんです。

そうすると、今までの嘱託職員さん、それと、来年度からの会計年度任用職員、どう違うんですか。教えてください。

人事秘書課長（高田啓介君）

現在の臨時・嘱託職員と会計年度任用職員制度との比較ということで申し上げます。どうかと思います。

会計年度任用職員制度に伴いまして、主な改正内容と現在の嘱託・臨時職員の比較を申し上げますと、まず初めに、任用に関しましてでございますけど、募集を行い、競争試験、または選考、人事評価を行わなければならないということになっております。

次に、会計年度任用職員は正規職員と同じく一般職として位置づけられることから、服務に関しましては、地方公務員法の服務に関する規定が適用され、信用失墜行為の禁止や秘密

を守る義務などが発生いたします。

任期につきましては、会計年度任用職員制度では現行と同じで一会計年度内とし、週の所定勤務時間数によりまして、フルタイム、またはパートタイムの職員に区別されます。

給料・報酬等の面でございますけど、現在、嘱託・臨時職員には昇給はありませんが、会計年度任用職員はフルタイム、パートタイムにかかわらず昇給も可能となります。

手当でございます。時間外勤務手当はこれまで同様に支給対象となります。通勤手当は臨時職員を除いて支給しておりますが、改正後は全て支給の対象となります。さらに、会計年度任用職員には期末手当が支給され、フルタイムの職員に限っては退職手当が支給されます。

休暇でございます。休暇制度では、年次有給休暇は現在も付与されておりますが、特別休暇につきましては、国の非常勤職員の休暇制度に準じようとするものでございます。

続きまして共済関係でございます。健康保険、厚生年金、雇用保険はこれまでどおり加入することとなります。

今申し上げました制度につきましては、一定の労働期間や時間等の条件により適用されます。

なお、会計年度任用職員制度につきましては、先ほど議員申し上げられましたように、今年度の当初予算で、40本ほどに及ぶ例規整備や職員等の研修、採用試験などの委託、それと、給与システムの導入の承認をいただいております。今現在、会計年度任用職員制度につきまます制度設計を行っているところでございます。

次期9月議会には関係条例を上程する予定にいたしております。現在のところは具体的な比較につきましては、さまざまな調整がございますので、御説明できる状況になって説明をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そうすると、いろいろ期末手当、退職手当、それとか有給休暇、介護・育児休暇等もとれるようになる、昇給もあるということなんですが、現在、一般的に事務、事務補助、事務をやっている方々の平均的な嘱託員さんの給料は年間1,800千円ですね。格差是正、これよりふえるとですか、減るんですか。どげんなつとですかね。

人事秘書課長（高田啓介君）

今、議員申されました現在の嘱託職員さん等の比較の金額的な面かと思えますけど、先ほど答弁させていただきましたとおり、今、制度設計を行っている段階のところでありまして、具体的な詳細なところの数字につきましては差し控えさせていただきたいと、説明できるときにさせていただきたいと思っております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それは答えられんでしょう。ただ、一応総務省の指針では大卒初任給レベルと、1号給の

4級ですか、それからいうと147千円、それからすると1,800千円から 現在1,800千円で
すね。147千円、それに期末手当やらなんやらかんやつくので。ただし、一部の労働者団
体は、そうじゃなくて昇給をさせて280千円を目指しますと。恐らく大企業も来年度から同
一賃金ということで始まります。翌年度には人事院勧告が出ます。人事院勧告で民間の給与
並みに会計年度任用職員もどうしなさいという答申が出るはずですよ。そうすると、恐らく減
はないでしょう。初年度はわかりませんが、147千円かもしれません。しかしながら、流れ
からいうと、当然ふえていくということを考えざるを得ない。人件費というのは基本的には
市単独の支出ですよ。そうすると、ふえていく。これは柳川のみならず、全国の自治体なん
ですが、市長、九州市長会なり全国市長会でこういう話というのは出ていないんですか、そ
ういうときは国の財政措置をしてくださいとか、あったらお願いします。

市長（金子健次君）

本市だけではなくて、そういう財政負担を強いられるということは言えるわけでございま
して、県の市長会、全国市長会等についても財政の裏づけについては要望をしているところ
でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

合併特例債にしても、当初10年だったのが15年、20年になった。みんなでわあわあ声を上
げると、国も動かざるを得ない、選挙にも関係する、そういう動きになるかもしれません。

とにかくいろいろ負担がふえていって、からわないといけない、市民の皆さんに痛みを伴
うことも理解してやっていただかないといけない、そういう時代である。非常に厳しい時代。
喜びをもって迎えた令和でありますけれども、誰もが通ったことのない、こういう縮小して
いく社会の中で、執行部の皆さんも我々議員も切り開いて、しっかり勉強しながら、研究し
ながらやっていかないといけない時代、非常に身震いするくらい大変な時代だと思います。

しっかりその辺のところを執行部の皆さんも研究しながらやっていただいて、頑張ってい
ただきたいということをお願いして、終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後3時48分 延会

令和元年6月18日（火曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

令和元年6月18日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
経	済	袖	崎	朋	洋
部	長	木	下	隆	行
兼	大	高	田	啓	介
和	庁	平	田	敬	介
庁	舎	池	末	勇	人
舎	長	田	中	勝	裕
教	育	山	田	秀	太
部	長	田	島	雅	彦
兼	三	武	田	真	治
橋	庁	古	賀		洋
庁	舎	新	開	文	隆
舎	長	待	鳥		哲
消	防	木	下		隆
人	事	松	永		久
秘	書	梅	崎	誠	司
書	課	乗	富	由	美
課	長	江	口	英	子
総	務	松	藤	満	範
課	長	乗	富	和	也
企	画	田	淵	義	也
課	長				樹
財	政				
課	長				
税	務				
課	長				
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				
生	活				
支	援				
課	長				
子	育				
て	支				
援	課				
課	長				
生	活				
環	境				
課	長				
観	光				
課	長				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
古	文				
書	館				
館	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
兼	庶	務	係	長					

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	19番 伊藤法博	1. 柳川農業の進むべき方向性 2 2. コミュニティ巡回バスについて
2	7番 菊次太丸	1. カーブミラー設置について 2. こどもの放課後の学習支援について 3. 学童保育事業について
3	1番 白谷義隆	1. 大型事業による市民生活への影響は 2. 柳川観光第2のエンジン創出事業 (1) 事業概要について (2) 新たな観光客数見込について (3) 経済効果について (4) 維持管理費について 3. 佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全合意書について (1) 合意書第8条第2項の解釈と行動について
4	15番 矢ヶ部 広 巳	1. 佐賀線跡道路開通しての安全対策 2. ほとんど売れ残ってる墓地の結末は 3. 学童職員の待遇改善を 4. 入学・卒業式で生徒も上履き使用を
5	13番 高田千壽輝	1. 熱中症対策 (1) 小・中学校 (2) 高齢者 2. 交流活動の今後 (1) 北原白秋 (2) 朱舜水と安東省庵 3. 高齢者の免許返納について

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本

日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、19番伊藤法博議員の発言を許します。

19番（伊藤法博君）（登壇）

皆さんおはようございます。19番伊藤法博でございます。今回は前回の柳川農業の進むべき方向性 2と、それと、過去数回、コミュニティ巡回バスについて質問しておりますが、今回もコミュニティ巡回バスのことに関して質問をさせていただきたいと思っております。

以後の質問は自席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

19番（伊藤法博君）続

それでは、まず最初に、柳川農業の進むべき方向性 2として質問させていただきます。

柳川北部土地改良区域では、平成2年より当初200ヘクタールの農業振興農用地を対象に農業基盤整備促進事業を進めてきましたが、換地登記され竣工したのは平成18年度で、さまざまな理由により当初の計画の半分程度の110ヘクタールしかできませんでした。農業基盤整備促進事業が当初の半分程度しかできず、十数年が過ぎようとしている今日、農業従事者の高齢化が急速に進行し、多くの農家が農業から足を洗い、担い手農家に農地を預けるようになるとともに、担い手農家の農業機械はますます大型化し、農地未整備地区では大型農業機械の搬入や作業が困難になっています。こうした現状を踏まえ、国は土地改良法を改正し、農地中間管理機構関連農地整備事業を推進し、担い手が利用する面積が今後10年間、平成35年度までで全農地面積の8割となるよう農地集積を推進するようになっています。

こうした中で、柳川北部地区では未整備地区90ヘクタールを令和2年度に30ヘクタール、令和3年度以降に60ヘクタールの着工を目指して手続をしているところです。しかし、この事業の採択要件で、事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%向上することとなっています。問題なのは、米、麦、大豆の二毛作体系では20%の収益性改善の採択要件が達成できないということです。どうしても米、麦、大豆の二毛作体系から脱却する方法を考えなければなりません。このことを踏まえて答弁をしていただくように要望いたします。

ことし3月議会で、柳川農業の進むべき方向性で質問をさせていただきました。この質問の中で、柳川市の農業の中心は米、麦、大豆の二毛作体系で、10ヘクタールから20ヘクタールの大規模な作付をする農家が作付面積の半分程度を占めるようになっていて、柳川市全体で200戸から300戸程度の農家で4,000ヘクタールの柳川市全体の農地は作付可能な状況になっていると指摘をしました。また、米、麦、大豆の二毛作体系では地力の低下、作物の収穫量の減少、収穫物の品質の低下が現実問題として顕在化していることも指摘しました。さ

らに、米、麦、大豆の二毛作体系では柳川市の農産物の販売高の増大は望めません。

こういった状況を打破するためには、より多くの農家がより強く農業にかかわり、米、麦、大豆と蔬菜園芸を組み合わせた輪作体系を数ヘクタール程度の経営規模で構築し、米、麦、大豆の二毛作だけではなく、蔬菜園芸を取り入れて、経営面積の3分の1は四毛作、五毛作の農地とし、輪作を3年に1回行って、農地の地力の回復を図り、収穫量の低下を押しとどめ、収穫量の増大を図り、収穫物の品質向上につなげていかなければなりません。

この多毛作のかなめとなるのが、前回は指摘しました育苗ハウスの存在です。しかし、育苗ハウス支援事業としては、国庫の3分の1補助事業がありますが、補助下限面積が4ヘクタールとなっていて、個々の農家で当初から対応はできません。下限面積が1ヘクタール程度での支援事業があれば多くの農家が取り組むことができると思います。この点についての市の取り組みについてお尋ねいたします。

育苗ハウスに対する柳川市独自の支援事業を行うのか、あるいは育苗ハウスを県単事業のメニューに取り入れていただけるよう働きかけをしていただくのか、あわせて答弁をお願いします。

農政課長（木下 隆君）

伊藤議員の御質問にお答えします。

柳川市の農業については、土地利用型の農業や施設を利用した園芸農業については一定の成果が上がってきていると認識しています。3月議会でもお答えし、繰り返しとなりますが、育苗ハウスを活用した蔬菜園芸は多毛作が可能となり、地力の回復にもつながるものだと考えます。この育苗ハウスに関する国庫事業の補助メニューは、補助率10分の3の経営体育成支援事業、また、県単事業においては補助率2分の1の活力ある高収益型園芸産地育成事業がございます。

これらの補助事業を受けられるのは、農業協同組合、集落営農組織、認定農業者の方となっています。議員御指摘のとおり、集落営農組織に入っていない中小規模の農家の方などは補助事業が活用できにくい状況ではありますが、集落営農組織に加入されるなどしていただき、補助メニューを活用していただければと考えております。

先ほど議員がおっしゃいました中間管理機構関連農地整備事業の採択要件の収益性の改善ですが、このことについては、本市が目標としている農業所得の向上とも合致しておりますし、その方法の一つとして、育苗ハウスを活用した蔬菜園芸の振興は有効な方法と考えております。

また、農業所得を上げるために、新規作物等研究協議会においては、ほかの有力産地が雪で出荷ができない、比較的野菜価格が高値で推移する時期を狙い、リーフレタスの計画生産、計画出荷へ向けた作型も今年度試験をする予定でございます。この収益性が確保される作型が普及することによって、農業所得増となればと考えております。伊藤議員が代表理事を務

めておられる農事組合法人水郷柳川にも試験をお願いすると聞いております。その際には御協力のほどをよろしくお願いいたします。

この農地中間管理機構関連農地整備事業において圃場が整備され、圃場の環境が整えられることにより収量の増が期待できますし、また、あわせてリーフレタスなどの園芸野菜などを組み合わせることによる収入増も期待できると思われま。

以上のことが達成されるよう、今後も農業所得向上のため、普及指導センターやJA柳川など関係機関と連携し、育苗ハウスを活用した蔬菜園芸振興も含め、県への要望やさまざまな支援策を前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

19番（伊藤法博君）

一応、前向きに検討されるということでございますけれども、やはりそういった米、麦、大豆だけでは柳川市全体の農産物の生産高はふえないということでございますので、個々の農家がやはり努力をして、そして、いろんな挑戦をして、蔬菜園芸を含めた輪作体系を確立していただかなければいけないだろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、特に、育苗ハウスというのは簡単なものでして、数十万円程度でできますので、これは市の単独でも支援をして、よければ県単あたりでも支援をしていただければ、現在の制度では下限面積が4ヘクタールとか、三、四町しかつくっていないところに4ヘクタールの下限面積では、それに達するような認定農家なんかも非常に当初は取っつきにくい制度になっておりますので、取りつきやすいような制度に変えていただきたいと思いま。

それでは、一応農業の進むべき方向性についてはこれで終わりますけれども、次のコミュニティ巡回バスについて質問をしたいと思います。

今月6日の西日本新聞の社説に「高齢者の事故 免許返納の環境整えたい」との見出しで記述がありました。内容としては、「高齢ドライバーによる事故は、高齢化のさらなる進展で深刻さを増す社会問題である。警察庁によると、75歳以上を見た場合、免許保有者は540万人余と10年間で、実に2倍になった。死亡事故を起こした件数は年間400件台で高止まりしている。原因はハンドル操作ミスが最も多い。高齢になるほど視力など認知機能が低下し、運転するのが難しくなる。75歳以上は免許の更新時や、信号無視など一定の違反があった場合に、認知機能検査が義務付けられている。検査結果を踏まえ、医療機関で認知症と診断されれば免許が取り消される。実車講習などを経て免許更新できた人でも、事故を起こすケースは後を絶たない。次の更新期を迎える3年後までに、認知機能が低下している恐れもある。検査の頻度を増すなど制度を改善していく必要がある。75歳以上の免許返納件数は、年間25万件を超える。さらに返納しやすくする環境づくりを進めることが大切である。地域内を周回するコミュニティバスの拡充や、バス、電車、タクシー利用時の補助充実などだ。た

容としましては、1つが交通空白地域設定の定義とあり、2つ目が柳川市コミュニティバスのバス停設置基準とバス停撤去基準とあります。これについての説明をお願いいたします。

企画課長（池末勇人君）

この説明ということでございますけれども、これにつきましては、現在、柳川市のほうで空白地帯の設定をしておりませんでしたので、市民の皆様からいろんなバス停の設置等要望がある際に、一定の基準を持って取り組んだほうがいいんじゃないかということで、今回、地域公共交通協議会の議題にかける前に総務委員会のほうで中間報告ということでさせていただいております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

その空白地域設定の理由として、交通空白地域を設定することで、移動手段に不便のある住民、自宅近くに路線バス、鉄道がない住民が市街地までの移動で利用するコミュニティバスのバス停をより公平で効率的に設置することができますと。

それと、空白地域設定方法は、コミュニティバスの利用者の多くは高齢者であるため、高齢者の歩行可能距離を考慮して設定します。別紙のとおり、無理なく休まずに300メートル以上歩くことができる高齢者は8割、駅やバス停までの許容時間は5分以上（300メートル）の方が8割いることから、定量的に判断するためにバス停や駅から半径300メートル以上ある場所を空白地帯と考えるとなっております。ほかの自治体に関しても300メートルから500メートルを空白地帯と定める例が多い状況だということです。

それと、交通空白地域の定義は、路線バス、コミュニティバスのバス停から半径300メートルの範囲より外側の場所。ただし、以下の点に留意すると。半径300メートルの範囲内の場合でも、道路形状により著しく実際の歩行距離が異なる場合はバス停の設置を検討できる。住居者がいない地域は除くと。

それと、柳川市コミュニティバスのバス停設置・撤去基準の設定について、設置の理由としては、現在、バス停の設置については年に数件程度設置要望があり（行政区長から設置要望書を提出してもらう）設置の決定に際しては、企画課内や関係者等との協議、また必要に応じて公共交通協議会での協議を踏まえて行いますと。本来、バス停の設置をする際には、その場所が交通空白地域であることを前提として、運行時間やルートの変更が可能かどうか、財政的に可能かどうかなどを総合的に判断して決定する必要がありますと。コミュニティバスの適切で効率的な運行を確保するため、交通空白地域の設定とあわせて、バス停の設置及び撤去に関しても一定の基準を設定し、市民との共通認識をつくる必要がありますと。

こういったことを総務委員会に提案され、説明を受けたところでございますが、総務委員会に提案された総務部企画課の柳川市コミュニティバス関連の案件については、バス停の新設、撤去を地元要望、利用者状況を踏まえて、バス停をどこに、バス停の撤去はどこと365

日頭を悩まし続けることは、私は企画課の仕事だとは到底思えません。

総務部企画課の柳川市事務分掌条例施行規則によりますと、企画課企画係では17項目、総合戦略推進係では4項目、広報広聴係では8項目、電算システム係では3項目の職務が規定されています。すなわちコミュニティバスの運行に関してはどこの職務に当たるか、お尋ねします。

人事秘書課長（高田啓介君）

ただいま議員御質問ありましたコミュニティバスの運行に関してはどこの職務に該当しますかということにつきまして御回答をさせていただきたいと思えます。

コミュニティバスの運行に関しましては、担当しております企画課企画係の事務分掌にコミュニティバスに関すること、コミュニティバスの運行に関することなど、議員御指摘のように直接的な明記はございません。

しかし、柳川市コミュニティバスに関しましては、高齢者及び障害者等の社会参加を促すとともに、市民福祉の向上を図るため、平成23年度まで福祉課の担当で福祉巡回バスを運行していたところでございます。しかし、平成24年度からは地域公共交通対策といたしまして、バス路線対策の推進とあわせまして、路線バスの運行をしていない地域と公共施設や病院などを結び、必要な公共交通を整備するためコミュニティバスの運行をスタートいたしましたところでございます。つきましては、事務分掌につきましては、企画課のその他新たな政策課題に関するということということで、これまで担当しているところでございます。

以上でございます。

19番（伊藤法博君）

こういったバス停をどこに移すかとかいうようなことは、やはり企画課でするようなことじゃないと思えます。企画課でやるようなことは、もっと柳川の基本方針、将来の活性化、人口減、いろんな企業誘致とか、そういったことに対して前向きな施策を提起するのが企画課の職務であろうと思えます。そういったことで、365日バス停をどこにしようとか、そういったことをいろんな区長さんとか住民からの要望に応じて考えるような余裕があれば、もう少しもっと基本に立ち返った企画課としての仕事をしていただきたいと思います。

合併後に企画課で企画立案された案件について、成功事例として誇れる主立った事例についてどのようなものがあるか、お尋ねします。

企画課長（池末勇人君）

伊藤議員からの御質問にお答えいたします。

まず、現在は財政課のほうで実施をしておりますけれども、平成22年度からふるさと寄付金をスタートさせております。同じく現在は生涯学習課で建設を進めております市民文化会館の基本構想も平成25年度に策定しております。

また、平成27年度には全国的な首都圏への一極集中などを地方創生で解決する総合戦略を

策定しましたが、それに先駆けること6年前の平成21年12月には、本市の人口減少問題を解決するため、柳川暮らしアクションプランを策定しました。マイホームの取得補助や新婚世帯の家賃補助を初め、移住体験施設もえもん家（ハウス）の開設、住まえるバンクなども開始し、移住対策にもいち早く取り組んでおります。昨年度から開始いたしましたU-45マイホーム取得支援事業まで含めれば、約700人程度の移住・定住を促進できたこととなります。

次に、電算関係では、平成20年12月から情報公開の一環でインターネットによる議会中継の配信を開始し、平成25年度には大和町地区など市内で光通信ができない地域に光回線を整備しております。この整備によりまして、市内全域で光通信を使ったインターネットサービスが受けられることとなりました。

また、自主財源の確保の観点から、平成18年度には市報での有料広告を開始いたしました。昨年度末までに18,335千円、平成21年度にはまちづくり自動販売機及び市のホームページでバナー広告を開始いたしまして、平成30年度末までに前者は9,375千円、後者は7,243千円の収入を得ております。合計いたしますと、13年間で34,953千円の自主財源を確保したところ です。

このほか、結婚サポートセンターの設置など、本市の新たな課題に対しまして、時代の潮流を捉えながら新たな施策に取り組んできております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、るる企画課でやった事業について説明を受けましたけれども、多くはほかの市町村と横並びの政策で、柳川市独特の企画立案は余り成功はしていないんじゃないかと思っております。合併してから十数年たちますけれども、全く企業誘致はできておりませんし、人口減少も以前どおり年間700人ぐらいの減少、それにまた柳川市の活性化に向けた取り組みも、そう目新しいものがあるわけではないような気がしております。

現在、コミュニティ巡回バスは9ルートで運行していますが、運行ルートごとにまちまちで、別ルートへの接続も思うようにいきません。高齢者や交通弱者に使い勝手がよくありません。高齢者や地域住民に便利で身近で使い勝手がよいドア・ツー・ドアのデマンド乗り合いバスを数多くの市町村が運行し、多くの地域住民に喜ばれています。市長はおもてなし日本一を標榜されています。高齢者、交通弱者におもてなし日本一であるべきなのに、ほかの多くの市町村におくれをとっているのではないのでしょうか。この点について答弁を求めます。

企画課長（池末勇人君）

伊藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

本市のコミュニティバスは昨年10月1日より再編を行い、8ルートから1ルートふやし、9ルートで運行を行っているところであります。現在、日曜日を除き、週6日運行をし、両開ひがしルート、両開にしルートを除き、1日置きに運行を行っているところです。

御質問のとおり、1日置きの運行をしておりますので、運行日が異なる曜日のルートは乗り継ぎが厳しい状況にあります。曜日が同じルートに限りましては、接続のバス停を設けて広域に移動できるよう配慮しているところです。

デマンドバスの普及が高まっているとのことですが、県内60市町村を対象に平成30年12月末現在で比較をいたしますと、コミュニティバスは42市町村、デマンドバスは16市町村というふうになっております。全体的に見ますと、コミュニティバスの運行が多いように思われます。

現在、より近くにとという要望に対しまして、バス停までの負担軽減のためにフリー乗降制度の調査研究を行っているところです。フリー乗降制度は、道路形状、交通量など交通状態に応じてバス停以外で乗りおりを可能とする制度です。急激な制度変更は高齢者にとって対応が難しい面がありますので、当面は現状のコミュニティバスを維持しながら、利用者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

19番（伊藤法博君）

コミュニティ巡回バスを運行されていますが、やはり多くの問題、課題が惹起しているわけですね。その日のうちに柳川から隣の大和町とか、柳川から三橋町とか、そういったところに行こうとしても行けないと。そうすると、乗ってから30分ぐらい回って、直接行けば数分程度で届くところを大回りして行かないかとか、そういったことで、ドア・ツー・ドアですね、乗る場所から目的地まで運んでくれるデマンド乗り合いバスに移行すると、そういったいろんな問題、課題が一挙に解決するわけですので、ぜひともそういった交通弱者、高齢者に対して優しいおもてなしができるような制度、システムに移っていかねばならないと強く感じているところです。

それで、地域公共交通確保維持改善事業についてお尋ねします。

どういう事業で、過去に活用した実績があるかどうか、お尋ねいたします。

企画課長（池末勇人君）

地域公共交通確保維持改善事業につきまして、柳川市では活用したことがあるのかというようにございまして、平成29年度に地域公共交通調査事業の補助金1,500千円を活用いたしまして、柳川市地域公共交通網形成計画を策定いたしました。平成30年度には地域公共交通調査事業の補助金1,830,600円を活用いたしまして、柳川市コミュニティバスの総合時刻表を作成しております。

また、幹線バス系統の補完及び交通不便地域の移動確保を目的とする運行に対する補助ということで、地域内フィーダー系統補助がありまして、大和町、三橋町を走る路線は毎年この補助を活用しております。平成30年度は1,993千円活用しております。蒲池、昭代、両開ルートにつきましては、地域公共交通確保維持改善事業の施行前に運行をしていたことから

対象外となっております。

また、平成30年度には老朽化によりバスを3台購入いたしましたので、車両減価償却費補助といたしまして、車両購入に係る5年間の減価償却費分6,000千円を活用することとしております。

以上です。

19番（伊藤法博君）

この地域公共交通確保維持改善事業は平成25年度から施行されておまして、小型車両の導入が上限で5,000千円、補助率2分の1、それに予約システム導入に係る経費、これは関連システム開発、機器導入、オペレーター研修に係る経費、上限で13,000千円、補助率2分の1といった事業がありますので、こういった事業を活用して、八女市とか広川町とか、そういった先進地に追いつけるような交通システムを運行していただきたいと思います。

この制度で、国のほうは1,500ほどある自治体のうちの700自治体にそういったデマンド交通みたいな利便性のいいものを全国に広げていこうというようなことを目指しておるわけでございます。平成25年度から実施されているこのような事業を活用して真剣に検討された上で、高齢者や交通弱者に使い勝手がよくないコミュニティ巡回バスを引き続き運行することにどうしてなったのか、私は不思議でならないし、どうしても利用者の利便性を第一に検討されたとは思いません。

非常に経費がかかるとか初期投資が要るとかということでデマンド交通に踏み切れなかったというようなことも述べられましたが、こういった事業資金の確保については、ふるさと納税の活用、それと、クラウドファンディングによる資金調達、それと、これは会員制デマンドにすれば、よそのところはみんな会員制になっておりますので、会員登録時に3千円徴収すると同時に、回数券、乗車券の配布を行うとか、それとか、運転免許証自主返納者タクシー助成費2,500千円等がありますので、こういったものも回数券として活用すれば、ある程度の資金の確保はできるんじゃないかと思えますし、私が試算したところで、広川町の例をとってみますと、広川町で2万人程度の利用者があるということですので、柳川市は現在、巡回バスの利用者は2万人程度ですかね、デマンドにすればその3倍の6万人以上の利用者になり、やはり柳川市の活性化にもなりますし、商店街等、いろんなお年寄りたちの活動も活発になっていくんじゃないかと思えます。

現在のコミュニティ巡回バスをデマンド乗り合いバスに移行することで、多くの案件が一挙に解決することになります。バス停の設置場所の問題、交通空白地域設定の問題、利便性の問題、これは乗り継ぎや寒さ、暑さ、雨の中でのバス停までの道のりと待ち時間、こういったことを考えれば、やはり自宅まで迎えに来て目的地に運んでくれるデマンド乗り合いバスが最高の住民サービスになるのじゃないかと思っております。

今回の柳川市地域公共交通網形成計画の見直しは、コミュニティ巡回バスをデマンド乗り

合いバスに転換するグッドタイミング、いい機会じゃなかったかと思いますが、柳川市当局の先見性のなさに、私は残念なことだと思っております。

デマンド乗り合いバスの先駆けを担っている八女市では、市民限定、平日のみの運行に限定している予約型乗り合いタクシーを、市民生活のみだけでなく、市が目指す滞在交流型観光にも活用し、市民と観光客のニーズをともに満たす公共交通への転換を図り、交流人口の増加による地域経済の活性化と新たな雇用の創出、市民の暮らしやすさの向上を目指すとして、新たな課題に挑戦しています。何事も努力しないで安易に旧態依然のシステムに依存していても、新たな展開に挑戦できず、先進市町村におくれをとるばかりではないかと思いません。

市長に何か見解があれば、答弁をいただきたいと思いますが。

市長（金子健次君）

伊藤議員の質問にお答えをしたいと思います。

かなり厳しい御指摘等をいただいておりますけれども、デマンドシステムを導入すれば全体がバラ色になるような感じで言われますけれども、今回、八女市についても議会と一緒に視察をしたわけですし、八女市というのは過疎債の適用がありまして、その費用を国の助成で賄うことができるという大きな財政的な援助があるというふうに思っています。

そういう意味では、いろんな形で検討をして導入方針を断念したわけですので、毎回毎回こうやって、私は四、五回この論戦をやったことがありますけれども、それについてはできないというふうに思っています。

企画課の仕事について言われましたけれども、柳川市は現在、観光の面についても140万人を突破いたしました。宿泊数も多くなっております。そういう面では、かなり職員も観光協会も努力をしてあるわけです。また、西鉄駅周辺のマンションについても建ち並んで、人口は若干減ってきておりますけれども、それぞれの立場の職員たちも努力をしておるわけですし、そういう面では評価をしていただきたいなと思っております。

また、西鉄等も電車を走らせていただいておりますし、そしてさらに、いろんな道路の整備、河川の整備についても、以前から見ればぐっとよくなってきているというふうに、自主財源が乏しい柳川市において、そういうことを肅々と努力していることについては議員としても評価をしていただきたいと。全てだめだというふうに今こきおろされましたけど、私はそういう面で頑張っているというふうに思っておりますので、デマンドシステム導入については、いろいろいい面があるけれども、財政的な面が非常に厳しいということで断念したわけですので、それを何回もされますけれども、それについては私はそのシステムの導入はいたしません。

以上です。

19番（伊藤法博君）

今、八女市の場合は面積が柳川市の7倍、しかも、山あり谷ありで7ルートに分けてしておりますけれども、柳川市の場合は平たん地で77平方キロで、恐らく今使っているマイクロバスというですかね、小型の車で四、五台あれば柳川市全部を運行してデマンドバスができるんじゃないかと思います。予算的にもそんなにですね、今2万人の利用者ですけれども、これが4万人、6万人となれば費用対効果の面で非常に上がってくるし、そういった面では、また財政的にも負担が軽くなってくるんじゃないかと思います。

1つは、今、市長が全てを否定するような言い方をしたと言われますけれども、問題の箇所を挙げて指摘をしておるわけですので、全てがだめだと言っておるわけじゃないんです。そういった企画課の最先端の頭脳を使うところがバス停の設置場所をどこにしようかここにしようかと、そんなことをするような企画課ではないだろうと私は思っています。

以上で質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。7番公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をいたします。

今回の質問は大きく3点であります。1点目に中学校の学習支援について、2点目に学童保育の充実について、3点目に本市のカーブミラー設置条件の見直しについて質問をさせていただきます。

さて、最近、子供たちが被害者となる悲しい事故や事件のニュースを耳にすることが多くなったように感じます。特に交通事故においては、高齢者が運転する車の事故に巻き込まれ命を落とす子供たちのニュースに心を痛めます。

企業では車の急発進やスピードを抑制する装置の開発が進んでおり、さらなる事故防止の技術に期待が寄せられております。また、高齢者の免許制度についても関心が高まっており、解決策として免許返納後の交通手段の充実が求められております。交差点では信号待ちをする歩行者の安全を確保するためのガードレールの設置も議論をされておるところでございます。さらなる安全対策が検討されていかなければならないと強く感じております。

子供たちが被害者となるケースは交通事故ばかりではなく、凶悪な事件に巻き込まれる事

例は多く発生をしております。川崎市ではスクールバスを待つ小学校の児童ら20人が殺傷される事件が起こりました。この事件に影響を受けて、東京都練馬区では引きこもりがちな長男からの暴行を受けた父親が長男を刺殺しております。父親は川崎市の20人殺傷事件が頭に浮かび、息子が周囲に危害を加えないようにしようと思ったと語ったようです。その言葉に決して他人事ではないと感じた人は多いと思います。

また、子供が虐待を受け命を落とすニュースも後を絶ちません。事件・事故で被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方に衷心より御冥福をお祈りいたします。

これらの事件の背景には、貧困、ひきこもり、不登校、虐待、自殺、いじめの問題が潜んでおります。これらの問題に対して相談体制の充実や関係機関の権限の強化、地域住民との連携、そして、有効的な周知を国を挙げて今以上に進めていかなければなりません。

私が今回、皆様と議論をさせていただきたい大きな柱は、さまざまな問題を抱え、家庭や学校や社会に今現在、自分の居場所をつくることのできない子供たちに、我々大人たちがいかにして居場所をつくってあげられるのかというものであります。

この居場所とは、子供たちが基本的な安心感を得られる場所のことをいいます。その場所がない子供たちは紛れもなく一定数いるのです。ここに光を当てていけない限り、社会が抱える問題の根本的な解決にはなりません。それらの子供たちは自己肯定感も低く、将来に対し悲観的になっております。その子供たちだけではなく、全ての子供たちにやりたいことや夢を見つけ、それをやり抜く力、自立していく力を身につけさせていかなければなりません。

国の法制度が充実をしていく中で、現在、目に見えている課題を克服していくことは可能でしょう。しかしながら、根源的な課題解決にはならないわけです。やはり人間社会の問題は人間自身がつくり出しているわけで、その人間をつくれるのは教育であり、人とのかかわりにあると思います。

その意味において、今、国が最も力を注がなければならないのは教育であり、その教育の力で子供たちを導いて、それぞれが幸せを感じて生きていけるよう、今回の議論を進めたいと思っております。

壇上からは以上でございます。質問は自席にて行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

7番（菊次太丸君）続

中学校の学習支援についてお伺いをいたします。

これに関する質問は平成27年3月議会と平成28年3月議会に質問をさせていただいております。

質問をするに至った経緯は、中学生の学力の低下を心配された地域の学校評議員、そして、PTAの方々から放課後の中学生の学習支援をしたいという声をいただいて、それで質問を

させていただいておりました。

そこで、地域のボランティアの力を活用して中学校の学力向上に努めていただきたいと要望をさせていただいておりました。また、国においても地域未来塾という事業が始まっておりますので、実施をしていただけるよう要望をしておりました。その対象者は、学習支援を望む全ての中学生がその対象となるようにともお願いをしておりました。

本市の当時の課題を踏まえた御答弁では、児童・生徒の基礎学力の向上は教室の中だけでは十分とは言い切れない、協力が得られれば地域未来塾のような地域ぐるみの取り組みというのが望ましいと言われておりました。そして、運営組織の設置、人員確保、国、県からの補助金も課題であり、福祉課、子育て支援課、教育委員会など関係各課との連携を図り、取り組む必要がある検討課題であるとも答弁がされております。

また、同時期にコミュニティスクールの導入も議論をされておりました。学校が抱える問題や課題を地域ぐるみで支援できる取り組みであり、方向性としては、まさしく学習支援を行う上での土台になるものだというふうに思っております。コミュニティスクールを導入されておりますし、学習支援についても先進事例を十分に調査いただいていると思います。

そこで、お伺いをいたします。

まずは、現在の子供の学力についてお伺いをいたします。学力調査の結果はどうでしょうか、また、学校間に格差はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

中学校の学力調査の結果はということでお尋ねでございます。

全国学力・学習状況調査のことだと思いますが、今年度の全国学力・学習状況調査の結果についてはまだ出ておりません。現在の中学3年生及び2年生が昨年受けました学力調査につきましては、国語、数学ともほとんどの項目において県の平均を上回っているところでございます。また、これは一昨年の結果と比較いたしますと、確かに学校間での若干の差はございますが、平均との比較でございますが、相対的に向上をしてきているところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

小学校はわかりませんか。

学校教育課長（古賀 洋君）

小学校の学力調査の結果ということですが、中学校と同じように、今年度の結果はまだ出ておりませんが、毎年実施される全国学力・学習状況調査及び福岡県の学力調査、いずれにいたしましても、柳川市で見ますとそれぞれ平均を上回っております。おおむね良好な状況でございます。

これにつきましても、各学校で若干の差はございますけれども、ほとんどの学校でそれぞ

れ平均を上回っているというふうな状況でございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

全体的に平均を上回っているということで、大変喜ばしいことだと、また、安心も若干したんですけれども、やはり授業についていけない子供というのも相当数、またその陰の部分にいないかなというふうに思っております。やはりそこに光を当てていくことが今後必要になってくると、このように思っております。

放課後の学習支援の現在の取り組みについてお伺いをいたします。

参加した子供の人数についてもよろしく申し上げます。

生涯学習課長（新開文隆君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

本市の児童・生徒の基礎学力の向上は重要な課題と位置づけており、さまざまな施策を講じておりますが、学校だけが役割と責任を負うだけではなく、これまで以上に学校、家庭、地域が連携、協働することで、地域ぐるみで子供を育てる体制が必要であると考えております。

現在、市では12校の小・中学校がコミュニティスクール制度を導入し、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指し、現在、その組織づくりに取り組んでおります。その中心となるのがコミュニティスクール制度の学校運営協議会であり、地域側が地域学校協働本部です。それらが両輪となり、新たな学校と地域の連携、協働づくりを推進しております。

なお、本市の地域学校協働活動事業の取り組みについては、コミュニティスクール制度導入後の翌年度とし、事業内容の決定については学校運営協議会と学校にて熟議されます。

さて、本市における学習支援等の現在の具体的な取り組み状況については、昨年度、市内で3校事業を開始しております。

まず、学校支援といたしまして、柳河小学校では、学力向上を目的に柳川タイムとして、1年生から3年生の児童を対象に毎週月曜日の14時30分から15時30分に行いました。

次に、垂見小学校では、主に4年生、5年生、6年生の児童を対象に基礎学力の向上、学習習慣の定着を図ることを目的に、地域のボランティアの方が授業中に授業の補助に加わり、授業の見守りや答案の丸つけ等を行いました。

また、大和中学校では3学期の受験の期間を中心に、15時40分から17時40分の間に3年生を対象とした補充学習を実施いたしました。

さらに、柳河小学校で毎週木曜日の放課後に参加希望の2年生の児童を対象に15時15分から16時15分に放課後学習支援についても取り組んでおります。

また、参加した子供の数ですけれども、学校支援における1回当たりの平均の参加者数は、

柳河小学校で101人、垂見小学校では92人、大和中学校では40人となっております。

また、放課後学習支援における1回当たりの平均参加者数は柳河小学校で18人となっております。

なお、本事業を実施する市町村については、国、県から事業費のそれぞれ3分の1が補助されます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

早速に学習支援を始めていただいて本当にありがとうございます。

平均で学習支援を受ける子供の数が101人、90人、40人と、こんなに多いとは思わなくて、ちょっとびっくりをいたしました。今後は全学校にこれを進めていただきたいなというふうに思っております。

そこで、学習支援の今後の展開についてお伺いいたします。

これはコミュニティスクールが全校に導入されるその時期と同じ、かぶるのではないかとというふうに思っておりますけど、その時期がどのようになるのか。

みやま市が現在行っている学習支援、みやま市子ども未来塾、放課後学習教室が新聞報道をされておりました。子供の学習意欲を高めるとともに、地域の生きがいづくりを目的に、2018年度から市内4小・中学校で始まって、2019年度は2校ふやしております。市の地域学校協働本部は全小・中学校に広げたいとしております。

全学校での実施、この時期について本市のお考えをお伺いいたします。

生涯学習課長（新開文隆君）

本市では地域未来塾の導入については県の動向が不確定であったため、昨年度から類似事業の地域学校協働活動事業を導入いたしました。この事業と地域未来塾との違いは、中学生のみを対象ということではなく、小学生も対象にすることができるというものでございます。地域の協力を得て、放課後の児童・生徒の学習習慣の定着や学習意欲の喚起、郷土学習、清掃活動、職場体験活動等の豊富な活動メニューが選択され、事業の実施に当たっては、国と県からそれぞれ3分の1の補助があり、地域未来塾と同様の事業を行うことも可能となっております。

なお、導入に当たっては、地域の協力による地域ぐるみの取り組みが望ましいことから、どのような事業が校区でできるのか、学校運営協議会等で検討を行う必要があると考えられます。

今後の事業の展開につきましては、昨年度までに12校の小・中学校にてコミュニティスクール制度が導入され、本年度は12校で地域学校協働活動事業が予定されております。放課後学習支援については地域人材の確保が非常に困難ということで、現在のところは取り組みの要望がございません。

今後は市といたしましても、大学生や教職員OB等の人材確保方法等や先進事例の調査を行い、放課後の学習支援事業に取り組みやすい環境づくりを目指したいと考えております。

なお、全学校への地域学校協働本部の設置時期についてでございますが、令和3年度までに全学校で設置が完了する予定となっております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。じゃ、令和3年度をめどにして柳川市内全校で立ち上げていくという目標ということで理解をいたしました。

それと、地域未来塾と同じようなことができる、さらにそれよりも多くのことができるメニューであるというふうな形で私は理解したんですけども、何か余りにもいっぱいできることで、人員不足なんかいうのが出てきているのかなというふうにも思いました。

先日、開級式が行われました桜舞館小学校には、4年生の児童32人が参加をしたというふうに新聞に載っておりました。本市の参加を希望する児童・生徒の数はどのくらいいるのかという把握はされてありますか。

生涯学習課長（新開文隆君）

本市では地域学校協働活動事業は各学校運営協議会が取り組むメニューを決定いたします。そのため、必ずしも各協議会で学習支援等が行われるとは限らず、例えば、昔遊び、読み聞かせ、伝統芸能継承事業等に取り組む協議会もあると思います。このことから、今年度開始予定の協議会についても、これから事業の内容を決定いたしますので、現時点では学習支援等を希望する児童・生徒数は既存校も含めて把握できておりません。

以上です。

7番（菊次太丸君）

わかりました。

そしたら、人材確保の部分で苦慮されているということは重々にわかっておりますけれども、学習をしたいと願っている子供たちのために学習の場を提供するのが地域、そして、学校の役割だと思っております。みやま市さんでは、これは4年生を対象とされてあるんですけども、ほとんどの子供がこれを希望されてあるというふうにお聞きをしました。

そして、みやま市では学習支援の対象を4年生と中学3年生に絞っております。そして、市の地域学校協働本部が事業を実施しております。市全体の子供たちの課題を把握しているからこそ、今、力を入れるべき対象になる学年というものも絞ることができているんじゃないかなと、私はそんなふうに思いました。

まずはこの参加者ですね、参加を希望する子供、生徒の数を把握して、子供たちが今何を求めているのか、そういうことを理解していくというのが最も大事ではなからうかと、このように感じております。その上で、柳川市も地域学校協働本部をつくるなどして取り組んで

いく必要があるのではないかというふうに思います。

各校がばらばらでやるのではなくて、同じ基準でスタートしなければ、やはり全小・中学校での実施というのは厳しいのかなというふうに感じました。また、これを実施する上では教育委員会の力が必要になってくる、人員確保は特にそうだと思いますので、どうか御協力のほどよろしく願いをいたします。

壇上でも申し上げましたが、生きづらさを抱えた子供たちに、家でもない、学校でもない第3の居場所づくり、これが最近注目を浴びています。しかしながら、現段階では学校教育の中で子供たちの居場所をつくってあげなければならない、このように思っております。

福岡県では2015年度から学校教育における県独自の指導方法として、鍛えて褒めて子供の可能性を伸ばす、鍛ほめ福岡メソッドを県内の小・中学校で実践しております。このメソッドは子供の学ぶ意欲や自尊感情、向上心などの育成などを目的につくられております。子供たちに多くの成功体験を積み重ねることに重きを置いております。

具体的には、1つ目に、教員や子供自身が少し難しい目標や課題を設定、2つ目に、周囲の人たちから最小限の支援を受けながら何度も挑戦、3つ目に、目標に向かって取り組んだ過程や結果を振り返り、その頑張りを認める、この3つの活動を基本的なサイクルとしております。

各学校は最初に主な狙いとテーマを定め、さまざまな取り組みを1年間にわたり行います。また、県が作成した児童・生徒理解のための尺度調査ツールを活用します。これは自尊感情や規範意識などに関する質問事項について子供たちにメソッド実践の前と後にそれぞれ回答してもらうことで、結果が比較できるようになっております。

今後の展望については、県義務教育課長は「鍛ほめ」の実践効果を単年度のみじゃなく複数年度にわたり検証できるよう検討するとしておりますし、この取り組みが県内全ての学校で展開されるよう推進をする考えを示しております。

また、福岡県議会におきましても、公明党県議団が昨年の9月定例会で、子供たちが互いに教え合うスモールティーチャー学習の導入を提案しております。このことでクラス全体がまとまり、いじめ防止と子供たちの情操教育に大きな効果が期待できるそうであります。

この2つの学校教育における指導方法の本市導入について、教育長のお考えをお伺いいたします。

教育長（沖 毅君）

菊次議員の質問にお答えいたします。

鍛ほめ福岡メソッド、鍛えて褒める、そして、子供たちを伸ばすという教育の方法です。大変子供たちを伸ばすために有効であるというふうに考えております。

また、スモールティーチャー学習、これについては、スモールティーチャーですので、小さな先生ということで、早く活動が終わった子供がまた子供たちに教えていくというような

学習方法で、これもとても大切な教育の方法でございます。

こういう方法を本市でも地域の人材や保護者に対して、指導方法等も含めて関連の情報を発信しながら、地域の人材の発掘や育成、また、スタッフの体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、今出ましたスモールティーチャー、教え学び合うスモールティーチャー学習についても、放課後学習支援でも検討に値するというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

各学校においてテーマを決めて取り組んでいく事業でありますけれども、子供たち全員に達成感を味わわせていく、このことに主眼をぜひ置いていただきたいというふうに思っております。この達成感を味わった子供たちは、みずからほかのことにも積極的に挑戦していくという大変いい効果が出るそうです。

スモールティーチャー学習においては、子供が教えてもらうことに依存してしまう、こういうおそれがあるために、指導をする先生の指導力量が問われる難しいことなのかもしれません。しかし、現在行われております学校支援事業なんかは、子供たちと先生が向き合える時間をつくっています。子供たちのためには何でもやろうと、そう思ってください先生方の御理解を得て進めていただきたい、このように思っております。

この2つ、これは絶対に今後子供たちに必要になってくる教育の指導方法ではないかと私は思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いをいたします。

前回の議論の中でも申し上げましたけれども、教えてもらうことなく、依存することなく、学習支援がない状態でも自立して向上していく子供たちを育てていかなければなりません。この鍛ほめメソッドは、先ほども教育長のほうから答弁をいただいたんですけれども、そのほかの答弁というのはあったんですかね。なかったですかね。じゃ、続けます。

このスモールティーチャー制度は地域人材の不足、こういったものに対しても有効に働くというふうに思っておりますけれども、お考えをお聞かせください。

教育長（沖 毅君）

先ほど御答弁しましたように、この2つの方法、鍛ほめ福岡メソッド、スモールティーチャー学習については、放課後の学習支援等にも非常に検討に値するというふうに思います。

今ありましたように、令和3年度までには地域学校協働本部が立ち上がりますので、その中で十分に検討に値するというふうに考えているところでございます。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。検討に値するということでおっしゃっていただきましたので、ぜひよろしく願いをいたします。

6月12日に子どもの貧困対策推進法改正法案が参議院本会議で可決成立をいたしました。

それを受けて、本市の今後の学習支援の対応はどのようになるのか、お伺いをいたします。

保健福祉部長（島添守男君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

子供の将来が生まれ育った環境によって左右されないよう国や自治体の責務を定めた子どもの貧困対策推進法が2013年6月に成立し、また、2014年1月に施行されました。先ほど議員おっしゃられましたとおり、つい先週の6月12日には子どもの貧困対策の計画策定を市区町村の努力義務とする改正法案が参院本会議で可決成立いたしました。この改正法では、計画策定の努力義務が課されていた都道府県はいずれも既に計画の策定を終えておまして、これを身近な自治体に拡大することで、子供一人一人に支援が届きやすくするよう対策強化を図るものとされております。

また、改正法では政府が年度内をめどに見直しを進めている子どもの貧困対策大綱に生活に困窮している子供や保護者の意見を反映させることなどが規定されており、改善を図る指標として新たにひとり親世帯の貧困率や生活保護世帯の子供の大学進学率を加えることも定められております。

先ほども述べましたように、これまで都道府県に限られていました計画策定の努力義務が身近な自治体である市町村にまで対象が拡大されました。まだ法案が成立したばかりで詳細については把握しておりませんが、これから国より関係機関宛てに通知や県からの説明などもあると思われまます。今後の計画策定を行うに当たりましては、国、県の動向や近隣市町村の状況や調査等を行った上で予算措置を図り、教育委員会、子育て支援課などの関係各課との連携を図りながら取り組む必要があるものと考えています。

また、現在、本市においては子育て支援課により、ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業や生涯学習課による地域学校協働活動事業といった事業が実施され、学校教育課では、先ほどから上がっておりますコミュニティスクールが実施されていますが、菊次議員がおっしゃるように、ひとり親家庭や生活困窮者の子供に限った学習支援ではなく、学習支援を望む全ての子供たちが対象となるよう、関係各課が連携を図りながら取り組む必要があるものであり、この事業に対して積極的に努力、支援していく必要があると、このように考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

今回、新たにひとり親世帯、そして、生活保護世帯の子供の大学進学目標、こういったものも掲げられておりますので、この目標達成のために、この学習支援、関係各課協力をしていただいて、力を合わせていただいて、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますし、お願いをいたします。

この件はこれで終わります。

次に、学童保育事業についてお伺いをいたします。

きのう橋本議員のほうから質問があっておりましたので、私のほうからは、この学童保育の根幹にかかわる、その部分についてだけ質問をさせていただきたいというふうに思っております。

これまで学童保育事業には、皆様方とさまざまに協議を重ねてきたと、このように思っております。そして、皆様が御存じであるように、私が毎回議論をさせていただいている根本の問題は、子供を文部科学省が所管する学校の児童であるとか、厚生労働省が所管する学童の子供であるといったような縦割りを廃していただきたい、そして、子供たちの居場所を責任を持ってつくっていただきたい、それが今までの議論であり、私の願いであります。

本市の方針は学校内での整備と学校の可能な限りの協力ということでありますけれども、その方針に変わりはないのか、お伺いいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

学童保育所の整備に係る基本方針は、第一に学校の余裕教室の活用であり、余裕教室がない場合は、学童の安全面を考慮して学校敷地内での整備を検討するとの方針に変わりございません。また、整備に当たっては教育委員会、学校のできる限りの協力のもと、学童の運営委員会、子育て支援課の4者で検討協議を行うこととしております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。変わらないということで認識をいたしました。変わらないですね。

潜在的な待機児童、この議論も今までさせていただいております。3クラス目の増設に関しましては、平成28年9月議会において最短で平成29年度に整備し、平成30年度に供用開始というような御答弁をいただいております。現在そのようになっていない、その原因は何なのか、お尋ねをいたします。現在でも実際に待機児童はおります。よろしく願います。

子育て支援課長（乗富由美子君）

お答えいたします。

平成28年9月議会では、3クラス目に限らず、クラスが不足する学童について施設整備を行います。補助事業を活用するため、最短で平成29年度整備、平成30年度供用開始となりますとしておりました。その後、平成28年度には昭代第一、昭代第二小学校については学校敷地内に専用施設を整備し、2クラスでの運営となりました。平成29年度には豊原小の施設整備を行い、定員増を図りました。また、東宮永小については、学校施設を改修して2クラス分の施設整備を行ったところでございます。このほか、矢留小については敷地外となりますが、矢留コミセンの旧管理人室を改修して施設整備を行い、2クラス目を整備しております。3クラス目の必要性が議論されている藤吉小学校については、児童数が増加し、余裕教

室もなく、学校敷地の現状からもすぐには整備可能な場所の確保が難しく、検討を重ねておりましたが、結果的に3クラス目の整備には至っていない状況でございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

すぐには整備可能な場所の確保が難しいということでもございました。わかるんですけども、この平成28年の議事録でそのようになっているのかもしれませんが、実は平成27年ごろ、私が初めてこの学童に触れたときから、3クラス目の議論というのは担当各課の皆さん方、ここにおられる当時の部課長さんたち皆さん御存じだと思いますけれども、そういう議論をしております。だから、いつの時点から本当に真剣に議論をしていただいていたのかなというのは本当に申し上げておきたいことであります。

このことはもうこれでいいんですけども、場所のことでもありますので、教育長、以前、教育長がどなたかのお話で私にしてくださったお話があるんですけども、今の子供たちには3間がないということで、3つの間がないというお話をしていただきました。

1つに、習い事なんかが多くて時間がない、時間の「間」ですね。そして、少子化なんかで地域で子供社会をつくるだけのそういう仲間がない、その仲間の「間」ですね。そして3つ目に、子供たちが遊ぶような遊ぶ空間、空間の「間」ですね、子供たちの居場所がない。実際に学校でも運動会、保育園でも運動会、ここに園児、児童たちの声で苦情が出るような、そういう時代でもありますし、実際に地域で子供たちが遊んでいると、こんなところで遊ぶなど学校のほうによく苦情が入ると思います。本当に悲しいなというふうに思うんですけども、これら3つのものを学校が、教育者が、社会の大人たちがつくってあげなければならないと教育長はおっしゃってありましたけれども、そのことは覚えていらっしゃいますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、その上で伺いをいたします。

学童は学校が、教育者が、社会の大人たちがつくってあげなければならない子供たちの居場所だと教育長はお考えでしょうか。

教育長（沖 毅君）

菊次議員の質問にお答えします。

菊次議員のほうに、今の子供たちは遊び、また、健やかな成長のための時間、仲間、空間の3間が以前よりも少なくなっているというお話をしたのは覚えております。

学校の放課後に子供たちが過ごす学童保育は、まさしくそれら3間を保障する場であるというふうに思っております。学童保育で放課後の二、三時間を仲間と過ごしながら、ルールや社会性等を学ぶ居場所であるというふうに考えております。

柳川の宝であります子供たちを育てる、そういう大切な居場所でありますから、学童の先生方、また、学校の教師、先生方と連携、協力が私は必要であるというふうに考えておりま

す。学童保育所と学校の連携、協力ということで学校を指導していきたいというふうを考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

今回の藤吉学童建設の箇所、これは市の方針も揺るぎなく、教育長の御答弁で学校内で整備をするというふうには私は聞こえたんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

教育長（沖 毅君）

はい、基本的にはその方向で変わりございません。

7番（菊次太丸君）

そうしましたら、今後のことについて伺いをいたします。

この現在の学童が使っている教室を学校に返さざるを得なくなった場合の子供たちの居場所はどうか、そして、関係各課の今後の連携、これはどのように図っていかれるのか、お尋ねいたします。

保健福祉部長（島添守男君）

きのう橋本議員の御答弁でもさせていただきましたけれども、また再度きちんと答弁させていただきますと思います。

学童保育所の施設整備、事業運営については、子供の安全を第一に、教育委員会、学校のあらゆる教育と支援体制があっこそできるものと考えております。これまでも教育委員会、学校、校区学童運営委員会及び子育て支援課が課題を共有し、しっかりと連携して、子供たちの安全で楽しい放課後の居場所づくりのため、学童保育所の施設整備、事業運営を行ってきております。

藤吉小学校につきましては、柳川駅東部土地区画整理事業などによりマンションの建設が相次ぎ、人口、児童数が増加しております。今後も住宅用分譲地の大規模な販売が予定されており、児童数がさらに増加することが見込まれます。したがって、藤吉小学校の学童保育所につきましては、入所希望児童数の増加等により、学童保育所の3クラス目の必要性が議論されており、その対応について子育て支援課としても検討しているところでございます。一方、藤吉小学校の普通教室に関しては、児童数の増加によってその不足が見込まれており、教育委員会、学校で普通教室の確保のための検討がされているところです。

双方が連携して総合的に検討した結果、仮に現在学童保育所として使用している教室を普通教室に返さざるを得ないという結論になった場合は、教育委員会、学校に対して第一に学校の敷地内での学童保育所の移転整備について最大限の協力、支援をお願いして学童保育所を確保していきたいと考えます。その際には、児童数の動向を十分に見きわめた上で、3クラスの整備の必要性和整備可能かどうかをあわせて検討を行ってまいります。

また、早急な対応が必要であり、移転整備のための予算確保も伴うことから、来年度予算

要求時期までに整備方針の結論を出したいと、このように考えております。

今後とも学童保育所の施設整備、運営に関しましては、教育委員会、学校、校区運営委員会と緊密に連携し、留守家庭の子供たちが放課後や土曜日、長期休暇中に安全で安心して生活できる場を提供することにより、児童の健全育成が図られますよう、学童保育事業を推進してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

来年度の予算要求の時期までにはその方針の結論を出したいということでございましたので、スケジュールでいいますと、9月までには場所を押さえて、そして、その後、設計、見積もりと。そして、11月の予算編成にのせる、そして、来年度の予算に反映されると、このように私は理解をしましたけれども、それで、地域の方たちも大変に心配をしております。そのように説明をしていいですか。

保健福祉部長（島添守男君）

今、議員がおっしゃったとおりのスケジュールで進みたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ぜひぜひよろしくお願いをいたします。バックしないように、ぜひぜひお願いします。潜在的な待機児童が出ないような議論というのもそこに含めて、これは3クラス限定ではないです。毎回申し上げておりますけれども、学童を希望される御家庭全員が利用可能になるような体制をつくっていただくというのがやっぱり僕の一番の希望です。望みでありますので、よろしくお願いをいたします。

きのうの橋本議員の質問で藤吉小学校の学童の状況というのは皆さん御理解をいただいたというふうに思っておりますので、議員の皆様方におかれましては、今後、執行部が御提案する予算に関しましては御理解と御協力をよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

カーブミラー設置について質問いたします。

カーブミラー設置については先ほど壇上でも少し触れましたけれども、最近、高齢者による事故がふえております。特に見通しの悪い交差点では、その危険はさらに高まります。そして、その事故に子供たちが巻き込まれ死傷するニュースや新聞報道が連日されております。柳川市でも、きのうもおっしゃってありましたけれども、信号待ちをしていた高校生2人が自動車事故に巻き込まれ、けがをして病院に搬送されました。このような事故を耳にしますと、さらなる安全対策をしていかなければならないと感じます。

そこで、お尋ねいたします。

近年のカーブミラー新設の実績と維持管理の実績、費用はどのようになっていますか。

総務課長（平田敬介君）

菊次議員の質問にお答えします。

過去3年間の数字を申し上げたいと思います。平成28年度には新設15カ所、それから、傷んだミラーの更新などの修繕が56カ所です。合わせて2,650千円ほどかかっています。平成29年度は新設が19カ所、修繕が38カ所で、費用は約1,780千円かかっています。平成30年度は新設19カ所、修繕等が62カ所で、費用は1,730千円かかっています。

以上です。

7番（菊次太丸君）

毎年、同じ数ぐらいの新設があっていることから判断をしますと、やはり市民の皆さん方の安全に対する関心というのは変わらずずっと高いものであるのかなというふうに感じました。

では、市民の皆さん方からカーブミラー設置に関してどのようなお問い合わせがありますでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

どのような問い合わせかということではありますが、多いのはカーブミラーを新しくつけてほしい、それから、今ついているカーブミラーが強風や車の接触などで角度が変わって見えないので合わせてほしい、ミラーそのものが傷んで見えづらいというのでどうかしてほしいと、そういったものが大半でございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

市民の皆さん方から私のほうにも相談があります。柳川市の設置の基準に該当しないために設置することができません、どうすればいいのでしょうかというものですけれども、本市の設置の基準、条件はどのようになっておりますでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

本市の設置基準はどうかというお尋ねでございます。

本市の場合では、公道から公道に出る曲がり角などで、建物などがあって容易に撤去できない障害物があって見えづらいと、そういう場合に、複数の職員が現地を確認した上で設置の要否を判断しております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

では、この基準に該当した場合の設置までの流れをお伺いいたします。

総務課長（平田敬介君）

設置までの流れはどうかということですが、まずは行政区要望として要望書を提出してもらっております。その後、改めて職員が複数で現場を確認しております。

設置が必要と判断をいたしましたら、行政区長の立ち会いのもと設置場所を決めます。電柱などの取りつける場所がある場合は、市から九州電力やN T Tに取りつけるための許可申請というのを行って、許可を得て職員が取りつけに行っております。

取りつけ場所がない場合は支柱を改めて新設、立てるということでありまして、その場合には、その設置場所の地権者からの同意を行政区長さんとともにとって、その上で支柱を設置してカーブミラーを含む設置工事を市から発注しております。

いずれも市の負担で設置をしております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

基本的に行政区要望で上がってきているということでありました。

では逆に、設置基準に該当しない申し出をされた方はどのようにして設置をしているのでしょうか。そもそも設置がされてあるのか、設置していないのか、その設置率は把握をされておりますでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

設置をされない場合ですが、私道から公道に出る場合、それから、マンションからの出口、そういった場合には公費での設置はお断りしております。自費で設置をされる場合のアドバイスはしておりますが、その後、どうされたかという追跡調査まではしておりませんので、設置率ということにつきましては把握をしておりません。

以上です。

7番（菊次太丸君）

アドバイスはされてあるけれども、その後はよくわからないということでした。柳川市の設置条件には該当しないけれども、ほとんどの方がある程度の公共性があると判断してカーブミラーの設置を要望されているのではないかというふうに思います。交差点の危険性を感じながらも設置できない理由、どのように分析をされておりますか。

総務課長（平田敬介君）

最初も申し上げたとおり、公道から公道の場合で危険性があると判断した場合は、全て設置をしております。ただ、先ほども申し上げたとおり、私道から出ていく部分については公費での設置はしておりません。私の家から道路に出るというような場合は、所有者自身が必要と思われる場合は、所有者や受益者でまずは対策すべきだというふうに考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

これは私ごとなんですけれども、カーブミラーを電柱に設置しました。そのとき感じたことですが、受益者負担で誰がどのくらい負担するのか合意を得るのが大変に難しいなと感じました。行政区においてもこれは同じじゃないかなというふうに感じます。市の設置条件に

合わないものを行政区の予算で設置することに対して住民の合意を得る、ここは難しい面も一つあるのではないかなというふうに思います。

私は九電に許可をいただいて設置をしましたがけれども、設置条件に該当しない場合のカーブミラー設置は許可をとっているのでしょうか。それで、設置後の確認というのはどうでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

設置後の確認、御自分でつけられた場合の取りつけた後の許可等の確認とかいうお尋ねですが、まずは自己の敷地内とかで見やすいように門扉の横につけるとか、そういったものについては、一般的に行政からの指導をするということにはならないというふうに思います。また、設置場所の敷地所有者や設備の所有者に許可を得て設置している場合も、行政から直接的な指導をすることにはならないと思います。ただ、無許可でガードレールや水路敷、道路の路肩に設置している場合には、まず許可の手続を踏むよう指導した上で、安全な取り付けについても指導していくことになると思います。

以上です。

7番（菊次太丸君）

工事完了の確認がないということで、危険な支柱の立て方、そして、カーブミラーの取り付けが行われていると実際目にしますし、感じます。交通上、生活する上でも、景観上もです。安全を担保できるような施工が行われていく、その対策が必要だというふうに思っております。

そして、個人みずから設置するカーブミラーの経費に対して予算の範囲内で補助金を出している自治体もあります。これには危険箇所を速やかに減らしていける効果と無許可で安全性が疑われる設置を抑制する効果もあると思いますけれども、いかがでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

先ほど来申し上げておりますが、私道やマンションからの出口について設置を断っておりますのは、自宅の敷地から自宅前の道路に出る出口部分に設置することと同じような考えと、同様だということに立って、やはりこれは個人の責任で安全を確保してもらう部分だというふうに対処をしております。

ただ、近年、高齢者等の交通事故も増加しておりますので、ある程度の人たちが利用する私道で公道に出る部分については、公共性と安全確保の観点などから、改めて検討していきたいと思います。

以上です。

7番（菊次太丸君）

改めて検討ということで、それは前向きに捉えての検討で、来年度の予算に反映される検討ということなののでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

例えば、私道と公道があるとしましたら、その私道を利用する方たちが一定の数おられましたら、その角地には公費で設置を検討していきたいと思います。

以上です。

7番（菊次太丸君）

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、1番白谷義隆議員の発言を許します。

1番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速、一般質問をさせていただきます。

通告では、最初に大型事業による市民生活への影響について質問するようにはいたしていましたが、先に佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全合意書について質問をさせていただきます。

さて現在、本市と佐賀県の間で佐賀空港の運用時間の延長について協議が進められていますが、なかなか合意に至らない状況にあるようです。そうした中、新聞報道によれば、佐賀県は、柳川市との合意書では運用時間の変更は協議事項になっておらず、柳川市の許可は必要ないとして、既に航空券の発売も始めたとしております。もちろん今後とも協議を進めていくことは当然のことですが、佐賀県では今月の県議会で運用時間の条例改正案を提出するとしており、条例が改正されれば、なし崩し的に運用時間の延長が行われるのではないかと考えております。

そこで、お尋ねしますが、合意書第8条第2項では、本合意書の内容について、佐賀県が違反した場合、柳川市は佐賀県に対して、昼間の便及び夜間貨物の便の中止を申し入れるものとするとしています。そして、本合意書第2条では運用時間について定めていますが、これに違反した場合、合意書第8条第2項に該当するのでしょうか。もし該当するとした場合、違反とはいつをもって違反と判断されるのでしょうか。また、違反と判断した場合、合意書では便の中止を申し入れるものとしていますが、協議が調わなかった場合、便の中止を申し入れる用意はあるのでしょうか。

あとの質問については自席より行いたいと思います。

市民部長（椋島謙治君）

白谷議員の御質問にお答えします。

まずは白谷議員の御質問にお答えする前に、運用時間の変更協議について、本市の認識を述べさせていただきたいというふうに思います。

白谷議員が言われますように、6月6日の新聞において、運用時間は第4条に規定している変更協議の項目には記載されていないため、協議の対象にはならないという佐賀県の認識が報道されております。しかし、第2条の運用時間は本市と佐賀県の合意事項でありますので、これを佐賀県が変更したいということであれば、第4条に基づく協議ではなく、第2条を変更することの合意を求めるための協議が当然必要であるというふうに認識しております。このため、引き続き協議を求めていきたいというふうに考えております。

議員御質問の合意書第2条に定められている運用時間に違反した場合は、合意書第8条第2項に該当するののかということですが、合意書第2条で定めた運用時間を本市との協議が調わず佐賀県が一方的に変更した場合は、第2条違反として、第8条第2項に定められた「乙が違反したとき」に該当するものというふうに考えております。

続きまして、該当するとした場合、いつをもって違反と判断するのかということについてお答えします。

本市と佐賀県は合意書に基づき、佐賀空港の運用時間の延長等について、これまで4回協議をしてきております。この中で、22時以降の運航コースについても協議をしております。本年3月末で運航休止となった夜間貨物便の運航コースについては、「原則、空港西側からの離着陸」を合意書第3条で定めております。本市としましては、22時以降の運航コースについて、夜間貨物便と同様の「原則、空港西側からの離着陸」を最低条件として、できるだけ市民生活に影響が出ないように、合意書の目的や精神を双方で確認した上で、佐賀県との協議を進めてまいりました。

今後、本市が求める運航コースや自動着陸誘導装置（ILS）の増設について前進すれば、運用時間の延長についても一定理解したいというふうに考えております。

一方で、「柳川市民の生活環境を守るために、佐賀空港の22時以降の運用時間の延長等に対する要望書」の佐賀県議会への提出につきましては、6月3日の市議会全員協議会において全会一致で賛同いただき、6月5日に佐賀県議会議長へ提出しております。その中で、条例改正案の慎重審議を要請いたしております。

また、「原則、空港西側からの離着陸」と「空港西側から着陸可能な自動着陸誘導装置の設置」についての附帯決議も要請しております。その際に、ILSの設置について佐賀県に努力を求めていくということとあわせまして、本市もILSの設置に向けて努力していくというふうに伝えております。

これを受けまして、佐賀県議会議長からは議会の中で深く審議したいというお話がありました。こうしたことから、本市は6月11日に地元代議士の同行をお願いして、国土交通省航空局長へI L S設置についての要望書を提出してきたところでございます。

今回、佐賀県が提案されている条例改正案を確認しますと、さらなる路線、便数の拡充を目指し、空港の運用時間を延長するとともに、条例で定める運用時間の範囲内で、状況に応じて運用時間を変更できるよう、実際に利用する運用時間については規則へ委任するというものの改正案でございます。この条例改正は22時以降の航空機の運航を可能にするためのものであり、その時点で違反というふうには考えておりません。

したがって、本市との協議が調わないまま、佐賀県が一方的に22時以降に航空機を運航させたときが違反となる時期というふうには判断されます。今後、佐賀県議会での審議の状況や佐賀県の対応を踏まえて、本市の対応を総合的に判断していきたいというふうに考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

白谷議員のほうから、協議が成立しない場合には便の中止を申し入れる用意があるのかという問いに対してお答えしたいと思います。

6月11日、私は国土交通省に出向きまして、佐賀空港の主たる進入経路の約7割が柳川市側、東側からの着陸となっているなど、本市の窮状を訴えたところでございます。国土交通省からは、I L S（自動着陸誘導装置）の設置については前向きに検討される好感触を得ることができたところです。

昨日の佐賀県議会の一般質問答弁で、山口佐賀県知事は全日空に対して、柳川市の意向を踏まえ、極力西側から着陸するよう求めているという答弁や、柳川市が求めている自動着陸誘導装置（I L S）の空港西側への増設についても、石井国土交通大臣並びに国土交通省航空局長に直接要望したとの答弁がありました。このことは6月3日の柳川市議会全員協議会において全会一致で議員の賛同をいただきました要望書を、6月5日、樽見議長とともに佐賀県議会議長に提出したことが功を奏したのではないかと私は思っております。

私も先週、最終便とその前の便を、実際に航路直下の地元に入り、騒音やRNAVによる着陸コースなどを職員とともに確認してまいりました。3回のうち、本市側の東側進入は1回しかなく、海上からの西側進入が多いことはわかりました。約7割が西側からの着陸という結果でありました。このことは全日空が本市の窮状を理解され、山口佐賀県知事の要請に応えたものではないかと考えます。本市の要望に対し、山口佐賀県知事が真剣に努力され、可能な限り対応されていることについては、私は評価したいと考えております。

したがって、今回、要望書を提出しておりますので、佐賀県議会での審議の状況や佐賀県の動向を見きわめながら、市民の生活環境を守るため、佐賀県と合意形成に向けて粘り

強く交渉を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

先ほど市長のほうからも、今後とも協議を進めていきたいという答弁がありました。冒頭、壇上からも言いましたが、これからも協議を進めていくことは当然のことだろうと思います。

そこで、先ほど部長の答弁によりますと、運用時間を違反したときは第 8 条第 2 項に該当するという答弁をいただきました。そして、その違反の判断は事実上運航したときというように捉えましたが、それはやはり事実上運航したときが違反だと判断するということによるのでしょうか。

市民部長（椋島謙治君）

事実上違反とする判断時期については、議員がおっしゃったように、最終的に本市との合意が調わず、一方的に飛ばしたときというふうに判断しております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

そうですね。私は、例えば条例を改正したとき、あるいは条例では規則に委ねるということでしたので、規則が改正されたとき、あるいはさっき言われるように、事実上運航したとき、どちらかと思って確認したわけですが、先ほどから事実上運航したときということですので、それが判断であれば、私はそれでも結構だろうと思います。

ただ、先ほどから、この第 2 条に違反したときは第 8 条第 2 項に該当するということでしたので、私が言うまでもなく、第 8 条第 2 項については便の中止を申し入れるというふうに明確に記載されております。ですから、壇上からも言いましたが、もし協議が調わなくて運航されたとき、中止の申し入れの用意はあるのでしょうか、そこら辺を教えてください。

市長（金子健次君）

先ほど私の考えを述べました。山口佐賀県知事はいろんな形で、副島副知事とも交渉を進めてまいったところでございますので、それについて最終的には西側の海上から入ればいいんじゃないですかと、そして、昼間でも 2,954 回の中で 7 割は自動着陸誘導装置があるために西側から入ってきていると、そういうことで海上から入れるように、そういう自動着陸装置をもう一方側にも増設してもらいたいと強く要請したわけです。

きのうの佐賀県議会の答弁の中で、そのことについて非常に前向きに、国土交通省が設置しますので、実際は設置者は ですけども、空港の設置者である佐賀県側がそういうことを明言したということは、近いうちに私は設置ができるというふうに理解をし、また、私も国土交通省の航空局担当幹部の方とお会いしたときに、これはできるかなというふうな感触を得ておりますので、そういうことで、そういう内容については協議が成立する方向に向かうんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

それは当然、事前協議で協議が調うということが当然のことというか、そういうふうに向けて努力していただきたい。

ただ、佐賀県知事が確かに今、市長は前向きに答弁されたということですけど、ただ、現実的に協議が調わなくて、実際、運航されたときは、そういった便の中止の申し入れの用意はありますかと聞いているわけですから、そこについてはあるなしで答えていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

協議が調わない場合は中止の申し入れをいたします。

1 番（白谷義隆君）

今のは、協議が調わないときは申し入れをするということでしたかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

市長は何回も、市民の生活環境を壊してまで地域振興はあり得ないんだということを言われております。私も非常に力強い発言だと思っておりますし、市民の方も安心されているだろうと思います。ですから、ぜひ協議が調えばいいんですが、調う前になったときは合意書のとおり便の中止の申し入れをしていただきたいと思います。

これで佐賀空港の件については終わりたいと思います。

次に、大型事業による市民生活への影響についてお尋ねいたします。

現在、柳川市では市民文化会館やごみ焼却場など大型建設事業が行われており、そうした中で新しい火葬場が本年度末から供用開始予定となっており、新火葬施設では維持管理費の増大が予想されるとして、現在、無料となっている火葬料が有料となり、市民生活への影響があらわれております。

そこで、お尋ねいたします。

現在実施されている大型事業とその施設の維持管理についてお聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

大型事業の維持管理費ということで、市民文化会館、新火葬施設、新ごみ焼却場の3施設について財政課で状況を取りまとめましたので、私のほうからまとめてお答えいたします。

まず、市民文化会館の開館後の経費は、施設の維持管理の費用と新たに実施する事業の費用に分けることができます。現在、新しい施設で実施する事業を検討している段階でございますので、今回は設計中に試算しました建物の維持管理の費用についてお答えさせていただきます。

近隣施設の状況なども参考に、建設前の設計中であった平成29年2月時点に行った仮の試

算で、市民文化会館の維持管理の費用を、市職員の人件費を除き、年間に約90,000千円程度と推測しております。

なお、今後、市民文化会館の建設工事の進捗に合わせ、経常費の精査を進めてまいります。

次に、新火葬施設の維持管理費につきましては、平成31年2月1日に開催されました有明生活環境施設組合広域施設建設検討委員会で提出されました新施設の運営経費予測の資料をもとに御説明を申し上げます。

なお、運営経費の予測につきましては、1件当たりの火葬費用に火葬件数を乗じて試算しており、あくまで概算でございます。

1件当たりの火葬費用につきましては、現在の火葬施設であります有峰苑と瀬高葬斎場の運営経費の実績から、60千円と推計しています。また、火葬件数については、過去10年間の平均伸び率の年1.4%を使い、令和2年度の火葬件数を1,567件と推計しています。その結果、運営経費が約94,000千円となります。この運営経費を柳川市の負担割合6割で試算しますと、約56,000千円となります。

最後に、新ごみ焼却場の運営費についてですが、柳川市とみやま市の2つの施設が1つになることで、施設の保守管理費や周辺環境調査費などが一本化できるなどのスケールメリットがあります。また、ほかに、運営費はさまざまな要素の影響を受けますが、直営か運営委託か、直接搬入の時間や焼却灰の取り扱いをどうするかなど、これから3年後の完成に向けて、有明生活環境施設組合において検討を進められることになっております。

これらの課題は運営費に大きくかかわってきますので、現段階での運営費については、まだ本市に示されておりません。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

まず、市民文化会館の維持費の件ですが、先ほどの答弁では年間約90,000千円、ただ、平成28年12月の全員協議会の説明では、これに自主事業として18,000千円が運営管理費として上がっていましたが、これは経常的な経費じゃなくて、例えば、開館時の記念事業か何かだったのでしょうか。

それと、人件費は除くということですが、人件費も含めた金額をお願いしたいと思います。

生涯学習課長（新開文隆君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

まず、事業費の18,000千円についてはどんなものかということでございますけれども、こちらのほう、新しい市民文化会館で開催いたしますさまざまな事業が予定されております。今後ともこういった事業も考えていっております。その事業費の総計が18,000千円ということで想定しております。

それから、人件費でございますけれども、今現在、新しい市民文化会館において職員数を

どういふふうにするかとか、そういったことがまだ決まっておられませんので、今後、人件費については決まり次第、御報告申し上げたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

自主事業費の18,000千円はちょっとよく聞き取れなかったんですが、これは開館後の経常的な費用ではないんですか。そこら辺もう少し。

生涯学習課長（新開文隆君）

事業費におきましては、例えば、コンサート、総合美術展、また、そういったイベントの事業費でございますので、施設の維持費ではないということでございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

施設の維持費ではないと。これは文書では維持管理費として出しておりましたが、その後の財政課の打ち合わせの中で、運営に係る全般ということでお願いしておったはずなんですよ。そういうことは財政課のほうから聞かれたと思うんですよ。人件費についても出してくださいねということは言っておったんですから、維持管理費じゃありませんと言われても、それは違う。

ですから、それはいいんですが、18,000千円というのは要するにイベント等ですから、開館後、経常的に要るやつなんですね。要ると考えていいんでしょう。別に開館の記念事業のときだけイベントをされるわけじゃないでしょうから、それでいいですね。

それと、実はきょうは維持管理費そのものを聞いているわけじゃないんですけど、ただ、先ほど課長は今からいろいろ人員も検討すると言われましたけど、ちょっと紹介だけしておきたいと思うんですが、紹介というかな、市民文化会館の基本設計が平成27年7月に案が出されましたね。そのときにパブリックコメントを募集されましたよね。そのときに市民の方から、建設費以上に市の財政を圧迫するおそれのある管理維持について、最低でも開館後5年程度の収支予測を立てなければ、市民として納得できない。現在の基本計画では結局、管理運営費が市の財政を圧迫するように思えてならないというパブリックコメントが寄せられておりますよね。そのとき、市はこれは管理運営計画策定の中で検討していくと答弁をされているんですよ。管理運営計画はまだつくられていないんですか。

生涯学習課長（新開文隆君）

柳川市民文化会館管理運営計画は平成30年8月に策定しております。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

そうであれば、先ほど人件費の分は今からだと言われましたけど、違うんじゃないですか。パブリックコメントで経費については出しますと約束されているじゃないですか。また、議

会でも私も含め、ほかの議員からも、何回も今まで市民会館の維持管理費については質問をしてきました。それがさっき90,000千円という数字が平成28年でしたか、出されたわけですが、ですから、今回、人件費まで含めたところでの管理維持費を出していただかなければ、質問の趣旨というか、今から質問が成り立っていかないんですね。ですから、財政課のほうにも人件費については聞くよということは事前に言っておったんですからね。

教育部長（袖崎朋洋君）

開館後の実際の事業を、どういった事業を行っていくかというのはおくれてはおりますが、今後の会館事業の検討委員会の中で設計していくという形になります。

また、人件費につきましても、開館後にどういった職員を配置するかというのはまだ決まっておりませんので、今後、早急に検討いたしまして、正確な運営費については算出していきたいと思います。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

いつも維持管理費の話になると、後で後でと。余りこれに時間は使いたくないんですけど、実際、パブリックコメントで答えてあるじゃないですか。管理運営計画の中で検討しますと。ですから、管理運営計画、先ほど平成30年にできたと言われましたよね。そしたら、そのときに当然出ておるはずじゃないですか。

ですから、そこら辺を出ていないやつを今さら言っても仕方ありませんけど、この維持管理費の問題は、後でも言いますけどね、一部事務組合ですけど、ごみ焼却場の分についても全く出ていないという話でしたけどね、この維持管理費は先ほどのパブリックコメントでもありましたけど、建設費と同じように市の財政を圧迫するんじゃないかという心配をされているんですね。一般の市民の方がそういう心配をされているんですよ。そしたら、プロである行政の職員の方は、それ以上に危機感を当然持っていただかないと、行政運営がなかなかできていかないと思うんですよ。

ですから、きょうこの場で言っても仕方ありませんけど、そこら辺については、いつも維持管理費の問題はこういうふうで、はっきり出ない。そのところはやっぱりもう少し出ないと、維持管理を 開館はもう間近じゃないですか。竣工まで1年を切っているんですよ、市民会館は。記念事業の計画も始まっているじゃないですか。そうした中で、まだ人員の配置もわかっていないというのは、それはどうかと思いますよ。

ですから、このことについては、いつもこういうことになりますけど、これについては十分反省していただきたいと思います。

そこで、先ほど言いましたごみ焼却場の話ですけど、ごみ焼却場についても維持管理費が出ていないということでしたが、次の質問に移る前に、どうしてもこの費用がなければ質問に入られませんので、実は私なりにごみ焼却場の維持管理費について計算をしてみました。

これは人吉球磨広域行政組合のごみ焼却場を参考に算出してみたんですが、この施設は平成14年に竣工されております。組合の構成人口は9万3,000人、施設の処理能力は45トンの24時間で2基、ですから、人口も処理能力もほぼ本市の組合と一致しております。その組合の施設の年間維持費は約1,040,000千円、しかし、その施設にはリサイクルセンターを併設しておりますので、その人件費を140,000千円、あるいは150,000千円と仮定すると、焼却場の維持管理費は9億円、これに組合の当市の負担割合を70%で掛ければ230,000千円、もちろんこの数字は推計に推計を重ねたものですので、正確性を欠くというのは十分承知をいたしております。ただ、それでも約2億円程度の新たな負担が生ずるのではないかと思います。

だとすると、先ほど火葬場は10,000千円ぐらい、今回、使用料を取るようになりましたのでね。そうすると、このごみ焼却場で例えば2億円の維持管理費が要る。先ほど市民会館でも18,000千円を足せば105,000千円ですかね、正確には。それと、人件費が幾らかわかりませんが、例えば、おりなす八女が何人なのかわかりませんが、3人から4人にしても2億円ぐらいは必要でしょうね、最低でも。そうすると、結局、全部合わせると、新たにその事業が、今実施しております市民会館、火葬場、ごみ焼却場で約5億円ぐらいの新たな恒久的な財源が必要となってきます。

そこで、お尋ねしますが、この約5億円程度の財源の手当てを今後どうされていくのか、お聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

白谷議員、今、約5億円というふうにおっしゃいましたけれども、金額につきましては、今後しっかりと試算をして対応してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

維持管理費につきましては、まず必要な業務の精査、運営の工夫など、可能な限りの経費の抑制を図らなければなりません。しかしながら、これらの工夫を重ねた上でも維持管理費の増加が見込まれます。この増加する経費の財源をどう手当てするのかといったことですが、当然のことながら、全てを受益者負担で賄うことはできません。受益者負担、使用料等の設定に当たりましては、適切な受益者負担の視点及び近隣自治体とのバランスを踏まえた上で料金を設定しなければならないというふうに考えています。

こうしたことを前提に考えたときに、市の財源は限られていますので、いかに有効に財源を活用し、行財政運営を行っていくかといった視点で考える必要がございます。

御質問の大型事業による新施設の維持管理費の増加についても、ほかの事業予算と同様に財政計画に計上し、収支の均衡を図っていかなければなりません。したがって、繰り返になります。しかるべき時期に維持管理費の具体的な試算を行いまして、中期財政計画に計上した上で事業間の調整を行い、あわせて歳入についても見通しを立てまして、収支の均

衡を図ってまいりたい、このように考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

先ほど事業間の調整を行うということがありましたね。この事業間の調整というのは、具体的にどういうことを言うのか、わかれば教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

市の財政の将来を見通したときに、歳入の減少は避けることができません。このため、中期財政計画においても、全体の歳出をいかに減らすかといった取り組みを進めております。どこかの歳出がふえる場合は、必ずどこかの歳出を減らさなければなりません。新たな事業だけではなくて、既存の事業を含む全ての事業を対象に、今日的な課題や緊急度を踏まえまして、予算の重点化を図る必要がございます。例えば、子育て支援は今日的な課題というふうに捉えていいと思いますが、そうした今日的な課題であるとか事業の緊急性などを検討しまして、事業の優先度が高いものに予算を配分する、予算の重点化を図るといったことでございます。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

例えばの話ですよ、例えば5億円要った場合に、事業間の調整と言われたじゃないですか。それで、子育て支援とかは重要施策として重点配分をしていくということですけど、重点配分はいいんでしょうが、5億円の財源をどうやって捻出されるのかというのを聞いたんですよ。ただでさえ維持管理費がふえるわけですから、どこかを削らなければいけないわけでしょう。当然のことですから。ですから、そのときに重点施策で重点的に財政を投資していくという、それと、若干質問の趣旨からは異なると思うんですが、そこら辺、もう少し詳しく教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

少し抽象的な言い方になって申しわけないんですけども、どのような考えで予算を配分していくかといったことなんですけど、今回の維持管理費の増額、これだけを、その費用をどうやって捻出するかといったことではなくて、全ての事業について検討していく必要があると思います。

また、検討するに当たりましては、総合計画に掲げます4つの政策目標、まちづくり、人づくり、仕事づくり、それから、ふるさとづくりですね、これに資する事業といったことで予算の優先度を考えまして、予算配分していく必要があるというふうに思っております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

余り答弁になっていないような気がしますけどね。ただ、現実的に、例えば市民会館にし

ても、来年度からは、要するに教育委員会が言う105,000千円、それに人件費が3人分なのか4人分なのかわかりませんが、そういった手当てを来年度からしていかにやいかんわけですね、現実に。そうしたときに、確かにその都度その都度するというのは無理でしょう。ただ、私は考え方を聞いているわけですね。

そうしたときに結局は、例えば、市民会館で来年度予算が出てくるだろうと思うんですが、新たに人件費も含めて3億円なら3億円出てきますよね。そうしたときは、その3億円をどう捻出していくのかという考え方なんです。そうすると、これは当然どこかを削らざるを得んわけですね。そうすると、今、中期財政計画を見ても、扶助費、公債費とかは今後上がっていくんですね。そうした片方では支出がふえていくという計画がなされておるわけですよ。ところが、維持管理費の分、例えば、さっき5億円と言いましたけど、その部分は今の時点では、中期財政計画の中には全く反映されていないじゃないですか。

ですから、私が言いたいのは、要するにそうした建設費と同じように、維持管理費もやはり建設費と同時に出して、そして、それも含めたところで財政計画を立てていかないと、結局、今の財政規模の中から出していくとすれば、現在のどこかを削らにやいかん。そうすると、結果的には金がないわけですから、考えつくのは、例えば、水路とか道路の補修費を5億円　5億円かどうかわかりませんが、例えば5億円あったとすれば、それを4億円に削るとか、あるいはほかのやつをまた削る、そういうことをしていけないとできないじゃないですか。

ということは、結局、一番しわ寄せをするのは住民なんですね。市民サービスはその分だけ、必要経費は義務的経費等の分については決まっている、逆に伸びていくわけですから。そうすると、市民生活のサービスが当然削られていく。そうすると、また次に新たな財源が出てくれば、またそこを削る。結局、サービスが先細りしていく、私はそういうことだろうと思うんですよ。

ですから、建設費と一緒に維持管理費を出して、もちろん維持管理費は後で精査できるんでしょうけど、建設の時点で維持管理費が全く出されないはずはないと思うんですよ。もし出されない理由があれば教えていただきたいと思うんですけど、そうした部分を含めて、そして抜本的な対策を財政計画の中で私は立てていくべきだと思うんですよ。

ですから、建設のときに既に維持管理費も含めて、将来のコストは計算して、そして、財政計画にどう反映させていくのか、そして、サービスに影響ないように、もちろん削るべきところはあるでしょう。ただ現実に、いつも行財政改革のとき話になるのが、スクラップ・アンド・ビルドという言葉がよく出てきますよね。ただ、今までスクラップで削ったという話は余り聞かない。でも、今後はそうした事業もスクラップするところはしていけないと、こういうふうに新しい施設ができると、当然維持管理はふえていくわけですから。ですから、私は建設費と同時に維持管理費も出して、そして、財政計画をして、削るところは削る、そ

ういうところをちゃんと精査して財政計画に反映させるべきじゃないかと私は思うんですよ。そこら辺どうでしょう。

財政課長（田中勝裕君）

議員おっしゃるとおり、維持管理費につきましても、財政計画にしっかり反映させて運営していく必要があるというふうに思っております。中期財政計画につきましては、今年度も随時見直すことといたしております。金額が出た段階でしっかりと財政計画に織り込んで、収支の均衡を図ってまいりたいというふうに思っております。

それと、今回、維持管理費の増額に伴って、どここの経費を削減するといった言い方をされてある部分があるんですけども、決してそうではなくて、先ほども申し上げましたが、全ての事業を並べまして、その中でどのように配分していくといった観点で財政を運営していく必要があるかというふうに思っております。

また、つけ加えになりますけれども、行財政改革、ただいま進めております。大きな課題の一つに事務の統廃合、事業の統廃合というものがございます。今後、これにつきましてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

これ以上はなかなか無理でしょうけど、ただ、先ほど行財政改革を進めていくと言われましたけど、今の行財政改革は平成31年度が最終年度なんですね。田中課長は4月からですから、見られたかどうかわかりませんが、平成31年度なんですよ。今年度までなんですよ。ところが、そこに書いてあるのを何も実施されていない、現実に。

ですから、今、広くどこからかつまみ食いしてという話ですけど、それでも削るべきところは削っていかないと、結局は市民サービスの低下につながるわけですから。どういう形にしるですね。

ですから、行政改革大綱がもう少し意味をなすように、絵に描いた餅になっていると私は思っておりますし、さっき言ったように全く実施されていない。そこら辺も含めて、今後、繰り返しになりますけど、維持管理費も建設費と同時に出していただく。もともと私は財政課が、なぜ建設のときに維持管理費について原課に請求しないのか、出してくださいよと、財政計画が立てられませんか、私はそこも不思議でならないんですね。

ですから、やはりそういった健全財政を運営していくためには、その時点で支出の分については全部把握をする、そして、歳入はもう決まっておるわけですから、予測がつくわけですから、その中でどう配分していくのか、そのところをもう少し徹底してやってもらいたいと思います。

このことについて市長の考えをお聞かせください。

市長（金子健次君）

白谷議員はいろんな行政職のベテランの、また、そういう経験を踏まえたところで心配されて、柳川市の行く末を考えて、言われるとおりだと思います。

その分の維持管理費用についても適正なる数値を求めて、きょうこちらに提示をすればいいんですけども、非常に苦しい答弁をしたわけですけども、実際、ごみ処理施設、火葬施設、市民文化会館と大きなプロジェクト事業があって、それについては維持管理をしていかなきゃなりません。事業の選択の中で今後どうしていくかというのは大きな柳川市の課題、かといって、市民文化会館、何も事業をしないというわけにはいきませんし、そういうことも考えますと、どれが一番効率的かということ、きょうは提言いただいたということで十分承っておきたいと思います。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ぜひお願いしたいと思います。これで大型事業による市民生活への影響については終わります。

次に、柳川観光第2のエンジン創出事業についてお尋ねいたします。時間がありませんので、駆け足で。

このことについては、平成29年12月議会にもお尋ねいたしました。まだ決まっていない事業内容等もありましたので、今回、供用開始を控え、再度お尋ねいたします。

全部一緒に聞きます。

施設の概要と事業内容について教えてください。

それと、今回、宿泊施設も用意されております。宿泊施設の定員と宿泊者の見込みを教えてください。

まず、2点お願いします。

産業経済部長（成清博茂君）

白谷議員からの御質問、柳川観光第2のエンジン創出事業の施設の概要と事業概要についてお答えいたします。

この柳川観光第2のエンジン創出事業については、両開地域に建設中の新クリーンセンター建設に伴う地元振興策の一つでございまして、地元から両開地域が活性化する事業が生まれ、むつごろうランドを拠点に周辺整備を行い、にぎわいを創出することを大きな目的として展開している事業でございます。

具体的な施設の整備についてですけども、整備期間は平成29年度から本年度の3カ年の計画でございまして。

ハード事業といたしまして、平成29年度にむつごろうランド研修棟リノベーション、調理棟整備、人道橋の設置、イベントスペース整備、駐車場整備、それから、ひまわり園休憩所兼即売所を整備いたしまして、平成30年度には公園改修整備を行ってまいりました。最終年

度であります今年度につきましては、むつごろうランドの施設北側の整備を計画しております。令和2年、来年4月をグランドオープンとして準備を進めているところでございます。

また、ハード事業だけでは、整備してもにぎわいをつくることはできません。ソフト事業と両輪で展開していくことが必要だと考えております。そこで、両開地域の皆さん、また、市内各団体の皆さんと参画をして、両開地域にぎわい創出プロジェクトチームを組織いたしまして、多くの皆さんの声を反映し、具体的な事業展開を検討しているところでございます。メンバーの皆さんにつきましては、大変お忙しい中に15回の会議を開催して検討いただいたところでございます。

むつごろうランド研修棟を、今回の整備につきましては宿泊可能な施設として改修を行っております。実験的に今年度のゴールデンウィーク期間中に受け入れを行わせていただきまして、市内、県内はもとより、遠くは静岡県からお越しいただくなど、8組、35人のお客様に宿泊をいただいたところでございます。

また、宿泊されるお客様の楽しみの一つで、食事の提供があろうかと思っております。今回宿泊いただいたお客様は調理棟で自炊をしていただきましたけれども、食事の提供につきましては、両開にぎわい創出プロジェクトチームの中でもいろいろ検討しているところでございまして、お客様がより満足していただける提供の方法ということで、くもでとれた魚をバーベキューとか、地元の食材を活用して地元の方々に提供していただくことなど、さまざまな検討をしているところでございます。その第一歩といたしまして、今年度4月に保健所から営業の許可を取得したところでございます。

また、本年度は両開地域にぎわい創出プロジェクトのメンバー、また、むつごろう会のメンバーを中心ににぎわい創出のイベントの開催を予定しております。1回目は、ひまわり園の開園期間中、7月下旬に開催を予定しておりますので、多くの皆さんの参加をしていただいて、リニューアルしたむつごろうランドを見ていただければというふうに思いますし、今回、数回のイベントを予定しております。ぜひ多くの皆さんに来ていただければというふうに思っております。

宿泊者数ですけれども、これにつきましては観光振興計画の中で4万7,000人ということを見込んでおります。4万7,000人から2万人ふやすということにしておりまして……（発言する者あり）済みません、むつごろうランドの入場者数を平成29年度16万6,000人ということで見込んでおります。平成32年度18万7,700人と……（「それは聞いていない。定員と宿泊者数を教えてくださいやんね」と呼ぶ者あり）定員と宿泊……（「施設の宿泊の定員と宿泊者の見込みがどれだけですかやんね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「通告しておりました」と呼ぶ者あり）

済みません、今年度、300人の宿泊の受け入れを想定して予算を組んでおります。（「来年オープンした後の宿泊の見込み数はありますか」と呼ぶ者あり）

済みません、今のところまだ見込んでおりません。申しわけございません。（「定数を教えてください」と呼ぶ者あり）

済みません、36名程度だというふうに思っております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

時間がないので、途中になりましたけど、また後でしっかり教えてください。

ただ、先ほど食事について、地元の食材を活用して地元の方が提供するという話でしたよね。私は非常にいいことだろうと思います。ただ、一年を通して地元の方の協力が得られるのかですね。それと、宿泊者の見込みが立たなければ、その体制がどう整うのか、宿泊者の見込みという、要するに食数がわからなくてお願いしますと言われても、協力しようがないんじゃないですかと言いたいんですよ。

ですから、地元から協力して地元の食材を出すというのは非常にいいことだと思います。ただ、そのためには、宿泊者数がまずわからなければ何も計画が立てられんじゃないですか。ですから、そこら辺をもう少し綿密な計画を立ててください。

時間がないので、まだ聞きたかったことはありましたけど、これで終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 1 分 休憩

午後 2 時13分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

15番矢ヶ部広巳でございます。市庁舎の外壁改修工事に合わせまして、柳川城パネルが掲げられております。非常に好評であります。

そこで、市民の皆さんや観光客の皆さんから柳川市はお城はつくるのですかとよく聞かれます。大河ドラマ招致もあります。関心は非常に高いようであります。柳川城をつくるのか、つくるならどこにするのか、幾らかかるのか、基金はどうするのか、私は市はそろそろ態度を明らかにすべきではなからうかと思ひ、そのような時期に来ていると思ひます。

令和元年になりまして、記念すべき最初の一般質問として、佐賀線跡道路開通しての安全対策、2 番目に、ほとんど売れ残っている墓地の結末は、3 番目に、放課後児童支援員の待遇改善を、最後に、入学・卒業式で生徒も上履き使用を、以上 4 項目にわたりあらかじめ通告をいたしております。

具体的には自席で質問をさせていただきます。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

最初に、佐賀線跡道路開通しての安全対策についてお伺いをいたします。

本年3月29日に全面開通をさせていただきました。御労苦に心から感謝申し上げます。

そこで、質問をいたしますが、今までは県道でありましたが、道路開通に伴って市道に認定をされたのか、お答えください。

建設課長（待鳥 哲君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

佐賀線跡地道路は、地域の皆さんが生活用道路として利用していただくため、一部区間、約700メートルを平成30年4月に県道として供用を開始されました。その後、地元の皆さんの御協力をいただき、ことし3月29日に有明海沿岸道路の矢加部東交差点から県道久留米柳川線まで約1,300メートルの全線開通をすることができました。

3月29日の全線開通に伴い、福岡県から柳川市に管理が移管され、市道として供用しております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

3月29日に開通されまして、市道になったということであります。

この道路は開通前から交通事故が一番心配されておりました。といいますのも、非常に道路幅が狭い。中央線もない、片側一車線もつくることできないと、そういう狭い道路でありました。それで、私も過去、一般質問で何回もこの問題を質問させていただきました。特に、西鉄電車の矢加部駅の下のところはコンクリートがありまして、それ以上広くされないから狭いということで限りがありますし、しかも、あそこは上は電車が通るわけですから、橋桁のコンクリートが何本も立っておりまして、しかも、ちょうど十字路になっております。それで、非常に見通しが悪いというところでもあります。案の定、そこで大きな事故も発生をしておるようであります。

この道路のあちこちで、何さま3月29日、開通した日に2件の事故もあっておるということを耳にしておりますが、3月29日に開通しまして、今までに何件の交通事故が発生しているのか、わかたらお願いいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

交通事故の発生件数についてお答えします。

柳川警察署に確認しましたところ、全線開通しました3月29日から5月末までに事故の届け出が出ているものは3件とのことでした。内訳を申し上げますと、いずれも矢加部駅高架下の交差点で、自動車同士の事故が2件、自動車と自転車の接触事故が1件発生しています。

また、柳川警察署に事故の届けは出ていないようですが、開通して間もなく、久留米柳川

線との交差点付近で自動車同士の軽い接触事故が発生していると聞いております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁によりますと、警察に届けがあつておるのが開通してから5月末日までで事故の報告は3件と。そのほかに警察署に報告していないともあるだろうということではありますが、開通後、数日間は交通事故多発地ということで、交通指導員といいますか、そういう方が四、五日間ぐらいはおられたわけですが、たった四、五日ぐらいでおられません。立番されていません。

4月になり、学校では新学期が始まりました。校長先生を初め、何人もの先生が子供の登下校中に一緒に同行をされております。校長会などで教育委員会に報告があつていると思いますが、お尋ねをいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校では当該道路での交通事故の発生はもちろん承知をいたしております。また、教育委員会も児童の交通安全の確保のために、学校が当該道路で毎日、登校指導を行っていることは把握をいたしております。

開通したことに伴いまして、特に、従来からの道路と交差する箇所、これにつきましては事故の発生が心配をされているところでございます。学校と地域からは、柳川警察署に対して学校付近での横断歩道の設置を要望しているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

私が開通早々、一番口に不思議だなと思ったのは、あそこは1.3キロあるですよ。その間に全く速度制限の標識もありません。横断歩道も1カ所もないですよ。ということは、普通車も60キロで飛ばしていいということでしょうが。車の幅は狭いけれども、歩道は結構広いですよ。普通の歩道の1.5倍。そげんありながら、60キロのスピードで行くもんやけんがら、先生たちがそばについていかんといかんと、そういう状況ですよ。横断歩道も全くありませんから、横切るわけにもいかないわけです。横切るときは、60キロのスピードで来よところば横切らんわけ、危険この上ありません。

そこで、地元から再三にわたってスピード制限の標識や、あるいは横断歩道の設置の要望が警察署にあつているはずであります。市も地元民と一緒になりまして積極的にそれをプッシュしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（待鳥 哲君）

地元区長を初め、地元住民の方々より昨年4月の供用開始前に柳川警察署及び福岡県に対しまして、事故防止のため、交通規制や安全対策について要望をされており、カーブミラーや安全施設の設置、路面標示などの安全対策が実施され、昨年4月に県道として一部区間、

700メートルを供用開始されました。さらに、ことし3月29日に全線開通しましたが、議員御指摘のとおり、交通事故が発生しており、矢ヶ部校区の区長会を初め、関係者連名でことし5月23日付で柳川警察署長に対し、交通事故防止のための交通規制や安全対策について要望書を提出されたことは承知しております。

現在、柳川警察署では地元要望を受け、スピード制限や矢ヶ部小学校前の横断歩道の設置などの交通規制について県警本部に上申をされております。

本市としましては、安全で安心して通れる道路を確保することは最重要課題と考えており、県警本部の承認後、柳川警察署と協力、連携を行い、早急に安全対策を実施し、市民の皆様の安全性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、答弁がありましたように、地元から5月23日付で柳川警察署長に出されておると。今も言われたように、あちこちで子供たちを巻き込んだ悲しい取り返しのつかない交通事故が多発しております。かけがえのない命を守るために、さらに市は汗を流してもらいたいと思います。

そういう要望をいたしまして、この件は終わります。

次に、2番目の項に入らせていただきますが、ほとんど売れ残っている墓地の結末はということであります。

正直に言うておきますが、何であげんかとけ墓ばつくれたのかと地元の評判が非常に悪いということをまず言うておきます。有明海沿岸道路のインターから車で1分ですよ、わずか1分。交通アクセスがいいところに、言いかえれば生きておる人が住まう一等地のところ、何で死んどらっしゃる人の墓ばつくらやんのか、何で柳川市は許可したっじゃろうかと、蒲池地区は非常に不満が蔓延をいたしております。

このことについて、つまり地元の不満について市はどのように思われておるのか、まずお聞きをしたいと思います。

農業委員会事務局長（乗富和也君）

矢ヶ部議員の御質問の西蒲池の霊園についてですけれども、初めに、農地転用の許可に至るまでの経緯をお答えいたします。

去る平成28年6月議会での答弁とも重なりますが、平成28年2月19日付で柳川市農業委員会事務局に農地法第5条の規定により霊園用地とすることを転用の目的として許可申請書が提出されました。同年3月4日開催の柳川市農業委員会総会において審議、承認されまして、その後、許可権者であります福岡県知事への進達をいたしました。結果、平成28年6月8日付で福岡県知事名により農地法第5条第1項に基づく農地の転用許可がなされております。

矢ヶ部議員が言われますように、当該地は有明海沿岸道路柳川西インターに近い場所にあ

り、農地の区分としては、周辺の状況やインターから300メートル以内に位置していることから第3種農地に該当し、農地転用は原則許可という許可の方針に当てはまる場所でございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁によりますと、墓はつくってでけんということは言えないと。その前にといいますか、墓をつくる申請書が出されたのが平成28年2月19日だ。それから、墓ばつくってよかばんというて許可したのが、何と4カ月もたたないうちに市は許可をしたと。私はこれを勘ぐれば、これは出来レースやなかったかという気がしてなりません。市は許可した理由として、地元の2名の行政区長の同意書があったと。しかも、その土地の隣の土地所有者の同意も添付されておったと。市は墓ばつくってでけんということは言われんち。なして言われんかという、インターに近いから墓はつくってでけんばいと、条件のよい土地だから墓はつくってでけんばいとと言われんち。さらには、書類に何ら法的な問題はないから墓をつくってでけんちは言われんと言われますが、私はこの席でも何度も、インターからわずか300メートルの条件のよいところを市はなぜ生かそうとしないのかということ再三にわたって訴えてまいりました。

そこで、伺いますが、西蒲池100番地の墓の面積を、過去も聞きましたけれども、再度お答えをお願いいたします。

生活環境課長（江口英範君）

西蒲池100の墓地の面積についてお答えいたします。

墓地の区画面積は3,228平方メートルでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

墓の面積は3,228平米と。

そこで、現在、予約も含めまして3,228平方メートルの中でどれくらい売れたのか、どの面積売れたのか、そして、売れた比率はどうなるのか、お答えをお願いいたします。

生活環境課長（江口英範君）

令和元年6月6日現在で申し上げますと、お墓の基数で、計画基数が538基で、予約を含めた契約基数は112基、その比率は20.8%になっております。

予約を含めた売却の面積は201.9平方メートルでありまして、墓地の区画面積3,228平方メートルの約6.3%となっております。

契約基数の比率に比べまして面積の比率が少ないのは、一番小さい1区画1平方メートルの契約が一番多くございまして、契約基数112基中65基、割合で58.0%が1平方メートル区画の契約であることが理由となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

うったまがるですよ、今の答えを聞いて。1メートル掛ける1メートルの墓しか売れとらんというわけでしょう。面積でいいますと、土地の6.3%しか売れとらんと。つまり93.7%はあいとるばんもということですよ。こげんかことのあつですか。墓をつくるために市は認めた。93.7%は売れとらん。私は毎日、朝晩通りますが、93.7%売れとらんということは、全く売れとらんと同じですよ。これは地元民が腹かくのは当然ですよ。住宅地の一等地を何であけたまましとるのか。これは柳川市の恥ですよ、誰が見ても。私は本当にですね、議員どんがおって何しよっとかんち地元の人たちからも言われた。情けないですよ。笑うにも笑えないのが実態であります。

私が一番心配するのは、ほとんど売れ残って、これがこのまま放置されていくのではないかという思いであります。しかも、売れとる墓は1メートル掛ける1メートルのしか売れとらんというのは、売れてしまうまでは何百年かかるかわからんですよ。私はそう思います。もしこれが宅地だったら当然すぐに売れますよ。そしたら、柳川市の財政も、固定資産税も入ってくる、所得税も入ってくると。墓ですから、一円の金も入ってこんということですよ。幼稚園児が見たっちゃ、間違うとっちなかろうかと思うはずですよ。本当に悔やんでも悔やんでも悔やみ切れません。市民にどう説明をするですか。

ところで、私が以前、一般質問した際には、墓の周りにはよそからあんまり見えんように木を植えます、目隠しをしますという答えでありました。ところが、木もほとんど植えてありません。というならば、私が何回も一般質問をしたときに答えたのは、その場限りの答えだったのかという不満を私は抱かざるを得ないわけであります。

そこで、その木は植えるのか、そのまま放置するのか、わかればお答えを願います。

生活環境課長（江口英範君）

墓地経営主体のほうに確認をしております。周りに樹木を植えられる計画図というのは計画時にも示されておりました、以前、担当課長が申し上げておりましたのは、それに基づいて答弁をさせてもらったものと思っております。

実際、北入り口からお墓がある部分は樹木を周囲に植えられております。お墓の周りには花壇も設けてあります。今後もお墓の設置状況によりまして植樹の計画をされておりました、合同供養に伴う永代供養墓の設置場所や規模によっては高木を植える予定であると聞き及んでおります。

また、墓地経営主体である宗教法人は今後も経営の意思があり、もっとPRをしていきたいという考えを示されております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今言ったように、1メートル掛ける1メートルの墓のところは木を植えます。そうやなかったんでしょうが。私が一般質問したときには全体の外周りに木を植えます、そして、中がなるべく見えないようにしますということやったんですよ。いつの間にかそういうふうになってしもうとるということで、ああ、私もだまされたんだなと思います。

ところで、伺いますが、ほとんど売れ残っております。一旦墓地として許可したのは、それを宅地に戻すことは可能かどうか、法律はどうなっているか、まず伺います。

生活環境課長（江口英範君）

法令上のお話でございます。墓地経営主体であります宗教法人から墓地経営廃止許可が申請されまして、それを監督許可者である市長が許可した場合に、経営許可廃止をすることができます。また、現在の地目が墓地で登記されておりますので、宅地にするためには法務局へ宅地への変更手続が必要となります。

このように、法令上は可能でございますけれども、既に契約してお墓を設置、購入されてある方がいらっしゃる。その方々のお墓を別の場所へ移す改葬という手続を含めて必要になりますので、現実的には厳しいものだと考えられます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

法的には返すことはできるけれども、現実的にはできないという答弁であります。

これは市民として非常に関心があり、興味がある問題であります。今言われましたとおり、墓地経営廃止許可が申請されて、市長が許可したら廃止することはできるが、そういうふうな壁があります。つまり墓地の廃止をする場合は、墓地の遺骨を別の墓地へ移して改葬することが必要である。さらにはお墓を設置した全ての人の了承を得られんとでけん、それが前提であります。ということは、今言ったように、ほぼもとに戻すことはあり得ないということでもあります。そういう答弁と私は理解をいたしました。

もっと詰めれば、あの交通の便のよい、あの生活するには条件のよい蒲池の3,228平米のほとんどの土地が生かされることができずに、未裔まで悔いを残すことになったということを強く申し上げまして、私はこの質問を終わります。

次に伺いますが、放課後児童支援員の待遇改善について伺います。

放課後児童支援員の勤務時間はどうなっているか、お伺いいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

学童保育所の支援員の勤務時間はとの矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

学童保育所の開設時間として、平日の放課後は14時から18時の4時間でございます。また、土曜日及び夏休みなど長期休暇の期間は8時から18時の10時間となっております。さらに、平成28年4月から実施している延長保育では、必要に応じて18時から19時まで行っております。

いずれの時間帯も基本的に常時1クラスに主任支援員1名と副支援員1名が勤務するシフト制で学童保育所の児童を預かっております。

以上です。

15番(矢ヶ部広巳君)

ありがとうございました。

そしたら、放課後児童支援員の方の労働時間単価を教えてください。

子育て支援課長(乗富由美子君)

お答えいたします。

学童保育所支援員の時給については、平成28年度の待遇改善によって、それぞれ時給100円の増額を実施いたしました。時間単価は延長保育の時間帯も同額で、主任支援員は時給1,100円、副支援員は時給900円として勤務をいただいております。

以上です。

15番(矢ヶ部広巳君)

主任支援員と副支援員を必ず置かやんということですね。

支援員の安定確保というのですか、これが矢ヶ部小学校区では非常に悩みの種になっております。やっぱりなかなかおってもらわれんと。1カ月、2カ月ばかりしたらやめられる。次の穴埋めがでけんと。次の穴埋めをする場合も、なかなか思うようにいないということであります。

それぞれの学童保育所の横の連絡や指導助言は市がされておるのか、主任支援員を集めた定例会議はなされておるのかどうかについてお尋ねをいたします。

子育て支援課長(乗富由美子君)

各学童保育所の横の連絡、指導助言はとの御質問にお答えいたします。

学童保育所の事業運営については、小学校区ごとの学童保育所運営委員会に委託して実施をしております。支援員の確保や雇用についても、各運営委員会においてそれぞれ行っております。支援員の確保については、市としても学童保育所を運営する上で重要な課題として認識をしており、以前から必要に応じて市報やホームページでの支援員の募集やハローワークに募集掲載を依頼して、応募者を運営委員会に紹介をしております。

最近はさまざまな業界で人材不足が問題となっている中、募集しても応募が少ないような状況で、一部の学童保育所では努力してもなお支援員の確保が難しいとの御相談をいただき、支援員の人数に若干余裕がある他の学童保育所運営委員会に依頼をして支援員を派遣していただいた経緯もございます。

市内の学童保育所の連携については、各運営委員会会長を構成員とする学童保育所連絡協議会が組織されており、学童運営上の現状と課題について情報交換や協議を行いながら運営委員会同士の連携を図っているところでございます。

さらに、主任支援員の定例会は毎月1回程度開催されております。例えば、長期休暇中のイベントを数カ所の学童で合同開催されるなど、主任支援員が自主的に取り組んでおられます。定例会に合わせて市からの事務連絡や指導助言を行っておりますが、必要に応じて現場にも出向き、指導助言等を行っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

一番の問題は、校区の学童保育所は校区の運営委員会でしなさいと、市はアドバイスするだけですと。各校区の運営委員というのは、みんな仕事をしよる人とか、あるいはある程度年配の方がされておるわけです。その方が仕事の傍らにそういう学童支援員の募集もせやん、そして、習っておるといいますか、利用されておる子供たちが言うこと聞いたらよか。ちょっと矢ヶ部校区の子供は特別悪かけんか知らんばってん、私も16時ぐらいからずっと行きますが、なかなか言うこと聞かん。支援員さんの苦勞はわかっですよ。ああ、せからしさ、よそん子ばどうするか、もうやめると思われるのが実態やろうと思う。その点、やっぱりもう少し市がせろと言っても、なかなか19カ所の学童もあるし、そういう決まりになっておるもんやけん、地元の運営委員さんはそれは苦勞されておるのは事実であります。

そこで、待遇改善に向けての所見がありましたらお答えをお願いいたします。

子育て支援課長（乗富由美子君）

待遇改善に向けての所見はとの御質問にお答えいたします。

平成28年度の待遇改善では、時給の増額、通勤手当の支給、有休の付与に必要な財源補助のほか、保護者負担の育成料を月額1千円増額し、待遇改善に充当するなど実施をいたしました。待遇改善の取り組みは、学童保育所運営上、多くの課題の中でも支援員の確保の課題とも密接に関連する重要な課題と考えております。

学童保育所運営上の課題について、学童保育所連絡協議会及び主任支援員の定例会におきまして、例えば、主任支援員の事務負担軽減など、十分に協議をいたしまして、御意見を踏まえて待遇改善に向けて検討を行ってまいりたいと思います。

申すまでもなく、核家族化が進み、両親共働きの家庭やひとり親家庭も増加して、身近に子育ての援助をしてくれる人がいない家庭がふえている状況で、学童保育事業はなくてはならない重要な事業となっております。

学童保育所の運営に当たりましては、地域の運営委員会の皆様には本当にお世話をおかけしておりますが、今後とも地域の子供たちをしっかりと見守っていただけるように市としても力を注いでまいりたいと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

大変でしょうけれども、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問になります。

入学・卒業式で生徒にも上履き使用をということで、私は地元ということで、三橋中学校と矢ヶ部小学校の入学式、卒業式に参加をさせてもらっております。

そこで、伺いますが、特に、ことしの三橋中学校での卒業式の場合、床にはブルーシートが敷かれておりました。体育館の中は広いわけでありまして、あそこに10分か15分も座っておくと本当に寒いぐらいで、いつ風邪でも引かんめえかということであります。そして、来賓にはスリッパはありますが、生徒さんには上履きがないということで、ああという気持ちをしみじみ持ったわけでありまして、そういうことで、よその学校では知りませんが、なぜ上履きを使用させていないのか、お聞かせをください。

学校教育課長（古賀 洋君）

まず、小学校の現状からお答えをいたします。

入学式におきましては、全ての児童で上履きを履いております。卒業式におきましては、在校生は上履きを履いておりますが、卒業式はほとんどの学校で履いていないというふうな状況でございます。

その理由といたしましては、まずは卒業生は前日までに上履きを含めた荷物を持ち帰っているということが1つ、それから、卒業証書を受け取るためにステージ上に登壇をいたします。登壇する際には、児童に限らず、上履きを脱いでもらうというふうな形になりますが、そういったことがありますので、体育館では上履きは使用しないようにしているというふうなことでございます。

続きまして、中学校でございます。

中学校は全員がステージに上がって卒業証書を受け取るというパターンが少ないという部分はございますが、調べましたところ、全ての学校で入学式、卒業式ともに生徒は上履きを履かないようにいたしております。その理由につきましては、ふだんから体育館では上履きを履かないように指導をいたしておるというのがございます。特に、上履きはスリッパになっておりますので、体育館ではスリッパは履かないように指導をいたしておるということでございます。

また、式典でございますので、スリッパですと足音が響くというふうなことで、式典にはそぐわないという理由で履かないように指導をいたしておるというふうな現状がございます。

議員から御心配いただきましたように、卒業式においては確かに寒いというふうな時期もございます。学校によっては暖房を入れるなり、あるいは卒業生に対しまして靴下を2枚履いてきなさいとか、そういった指導をしていただいている学校もあるようでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

もう答えは要りません。私の気持ちをですね、よかったら何とか検討していただければありがたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時5分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。今議会最後の質問者になっております。皆さん大変お苦しい中でありまして、もう少し時間を私に下さしまして、お付き合いをお願いいたします。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。

市役所に来る途中、沿岸道路から見ると、田には水が張られ、刻々と田植えの準備が始まっております。数日前に日向神ダムを見学する機会がありましたので、見てみましたが、貯水量は少なく、雨が降らないと、今後、水不足が心配されております。どうかまとまった雨が降り、心配せず田植えができることを願っております。

また、国民の関心、ニュースといえば、年金問題と高齢者の交通事故の報道ばかりであると私は思っております。年金は、退職後20,000千円の貯蓄がないと生活できないという報告がっております。これはあくまでも厚生年金を受給する人であって、国民年金しか掛けていない人は、もっと老後の蓄えが必要だと思われまふ。裏を返せば、年金制度の破綻ではないかとの疑いが出てきております。このような発言で、年金を払わない人がますますふえるのではないかと。実際、若い人たちに話を聞いてみると、年金掛けてももらわれんなら払わんほうがよかやっかんという意見が大部分を占めております。なぜ国は責任を持って年金を掛けたら必ず年金を払いますと言わないのでしょうか。私は疑問にしか感じられません。

また、10月から消費税も上がります。国は上げた分は今後ますますふえていく社会保障に予算を回すと言っておりますけど、無責任な閣僚の発言を聞くたびに、本当に社会保障に回すか、疑問であります。また、国会では、野党はこの年金問題を今度の参議院選挙の争点とたく、与党は争点にしたくないような駆け引きが早速始まっております。私たちはそれにつき合う必要はなく、とにかく老後、ぜいたくもしなくてもいいですから、安心して暮らせる生活ができればいいと私たちは思うのであります。

また、働き方改革で人手を確保できない影響がわかりませんが、昼間の営業をやめてい

る店舗がふえております。これは本当に小さい個人事業主さんたちは雇用することがこの改革によってかなり難しくなっており、その影響が出ているんじゃないかと私は思うのであります。

前置きはこれでやめて、今回の質問は、熱中症対策、交流、高齢者の免許返納の3点を質問いたします。

質問は自席にて行いますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしく願いいたします。

13番（高田千壽輝君）続

昨年は猛暑を上回る酷暑という日がありました。私も酷暑という呼び名があるのかと思っ
てびっくりしております。何か40度以上に気温が上がった場合は酷暑というような規定があるということでした。本市も昨年はかなりの方が熱中症で緊急搬送されたとお聞きしております。また、気象庁の予想では、ことしの夏は昨年以上の暑さが予想されております。

そこで、熱中症対策が必要とされますけど、市民全体に必要ではありますけど、特に、小・中学校と高齢者の対策をお聞かせいただきたいと思えます。

学校教育課長（古賀 洋君）

確かに本年度は5月の運動会の時期に真夏日が続きまして、本市でも運動会の際に熱中症が疑われるような症状での緊急搬送が発生していたところでございます。

本市におきましては、常々熱中症対策につきまして校長会等を通じて対策を講じるように指導をいたしております。今回も運動会前に緊急の校長会を開催いたしまして、再度対策の徹底を指示いたしました。

また、小学校の運動会前の金曜日には高温が予想される予報が出ておりましたので、週末の夕方ではございましたけれども、改めて各学校にファクスを送りまして注意喚起を行ったということでございます。

また、体育の授業等の屋外の活動、この際に熱中症の発生が心配をされるということでございますが、まずは児童・生徒の体調管理が大切になってくると考えております。そのためには、児童・生徒の基本的な生活習慣を整えること、特に、十分な睡眠や食事をきちんととることなどについて指導を行いますとともに、保護者宛てのお便り、学校安心メール、そういったものでも協力を呼びかける対策をいたしております。

また特に、屋外での活動に関しましては、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分、塩分の補給ができるようあらかじめ準備をしておくことや、屋外の活動時には必ず帽子をかぶらせるように徹底をいたしております。

その上で、気温、湿度等を測定いたしまして、状況によっては活動時間の変更、中止、こういったものをためらわずに判断するように指導を行っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

高齢者はちょっと後に回しまして、小・中学校に關しての再質問ということであります。

先ほど課長から答弁されたように、小・中学校は空調設備がついており、普通の教室は問題ないと思いますが、やはり一番問題は体育などの屋外での活動であります。先ほど課長も制限するとか時間割の変更をするとか、そういうことを言っておりましたが、それは大変重要なことだと思っております。

小学校はそれでいいかもしれませんが、中学校は体育の時間以外にも放課後のクラブ活動がっております。予防するためには水分補給、塩分の補給も必要です。まず、熱中症になぜなるかということ、大量の汗をかき、体の中の電解質分がなくなることが熱中症の発生する原因であります。そのためには、そういう電解質分のようなものを定期的に補充する必要があるんですね。熱中症になってから飲むんじゃなく、熱中症になる前に今はやりの経口補水液とか、そういうのを常備しておいて、飲むということが熱中症の予防にもなると思うんですね。

今、学校では麦茶しか持ってきていない。水分補給をするために麦茶しか持ってきてはいけないという学校が多いんですね。スポーツドリンクもだめだということがあって、麦茶にはそういう電解質分は入っていないんですね。また、経口補水液というのは既製品を買うとかなりの金額であります。私、ちょっと調べてきましたら、簡単に経口補水液に準ずるようなのがつくれるんですね。これをネットでとったら、水と砂糖、塩、それにレモン果汁をまぜるだけでいいと。これは水は必ず軟水と。硬水の場合は下痢とかをしやすくなる。だから、水道水でも沸騰させたものにそれをまぜると、そういうことができるから、中学生あたりは麦茶と家庭でつくったものと水筒を2つぐらい持たせるというような対策をとったらどうでしょうか。その辺はどうですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

御提言をいただきまして、ありがとうございます。現在のところ、確かにアイソトニック飲料のようなものを持ってこないような指導をされている学校もあるかと思えますけれども、全ての学校で禁止をしているわけではございません。保護者の判断で持ってきていただける分には構わないのではないかというふうな感覚も持っておるところでございます。

ただ、小学校に關しましては、糖分の入ったアイソトニック飲料のようなものを水筒で常時飲むということになりますと、やはり虫歯の心配等々も出てくるというふうなこともございます。したがって、まずは水分を随時補給するということを進めていきたいというふうに考えております。

また、学校においては保健室等にアイソトニック飲料等を用意いたしております。したがって、具合の悪くなりかかったような形で保健室に来た児童・生徒に対しては、それを与えて様子を見るというふうなこともやっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私が最初に申したのは、予防するために、具合が悪くなる前に飲むということを言っているんですよ。具合が悪くなって保健室に行って飲んでも遅いんですよ。予防というのは、具合が悪くなる前にすることなんです。悪くなってからするのは治療ですよ。

だから、私はそういう古めかしいことで禁止しなくて、オープンにしますと学校から父兄に言わないと、父兄は持っていけないんですよ。だから、私はそれを時代の流れとして当然じゃないかと言っているんですよ。今の気候とか、こういう時代にですね。その辺をどう思われているんですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

確かに熱中症予防、これが一番大切でございます。先ほどから申し上げていますように、まずは体調管理、それから、適切な水分補給、塩分補給が必要になることは言うまでもございません。ただ、各学校で一律に禁止する必要はないというふうに考えておりますし、実際、小学校等ではほとんど規制はしていないというふうに考えております。

ただ、児童・生徒の中で、家庭によりそういうものを持ってこれない子供たちがいるということも事実でございます。したがって、そのあたりについては家庭の判断に任せていきたいというふうに考えております。ただ、水分補給については、十分とらせること、そして確実に飲ませること、これが大事なことだというふうに考えております。

以上です。

教育長（沖 毅君）

最近の暑さは、想像を絶する暑さになっているというふうに思います。今、高田議員御指摘のように、経口補水液並びに電解質ですか、そういう水分等を含めてとらないといけないという時代になってきているというふうに思います。

実は私、校長をしているときは、暑いとき並びに運動会の前等は、どうぞと保護者に言っておりました。校長会でぜひその点は検討させていただきたいというふうに思います。

13番（高田千壽輝君）

さっき課長がそういうものを持ってこれない家庭もあると言われたから、私は最初に簡単につくれるレシピを言ったんですよ。そのレシピを詳しく言うと、これはインターネットで取り寄せてみましたが、水1リットルに対して砂糖が20グラムから40グラム、それに対して塩が3グラムとレモン果汁が半分をつくれるんですよ。家庭にある材料なんですよ。そんなに値段もかかんないんですよ。わざわざ既製品を買ったら500ミリリットル当たり1本二百幾らもしますよ。だから、こういうレシピを皆さんに教えたらいいじゃないですか。こうやって簡易につくれますよと。これを何日も分けて飲むんだったら、それは健康を害するけど、1リットルぐらいだったら1日で飲んでしまうんですよ。

だから、そういうことで私は許可したらいいんじゃないですかと言っているの、統一しないとだめなんです。各学校の判断に任せますといったっちゃ、親御さんたちは学校が持ってきていいですよと言わないと持っていけないというのが実情ですよ。それを私は言っているんですよ。だから、その辺を統一して、ちゃんとしてくださいと言っているんですよ。ばらばらじゃいけないんですよ。その辺についてどうですか。

学校教育課長（古賀 洋君）

御提言ありがとうございます。この件につきましては、各学校の意見を聞きながら統一見解を出していきたいと思っております。ありがとうございます。

13番（高田千壽輝君）

なるだけ熱中症で生徒たちが緊急搬送されないようにしていただきたいと私は思っております。これは本当に我々大人の責任でありますので、その対策を怠ったということで、万が一帰らぬ人とかになった場合は大変厳しい目が向けられております。

今回、小学校とかそういうのは一般家庭で言いますけど、中学校のクラブ活動に関してですけど、やっぱり先ほど課長も答弁されましたように、気候によっては中止という英断をする必要があると思うんですけど、その辺に関してはどうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員のおっしゃるとおり、気候、湿度等々を勘案しまして、校長が中止の判断をすることも必要だと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

また、中止でもいいんですけど、ふだんのクラブ活動に関しても、指導者がいないと活動をさせないという原則をつくったらどうでしょうか。やっぱり指導者がいないと、子供たちが体調を悪くしたときにその応急処置ができないんですよ。最初の処置。何でもこういうのは初期の処置が必要だと思うんですよ。やっぱり自分たちだけで、それは一生懸命練習したい気持ちはわかります。でも、監督者、指導者がいないときは、やっぱりこういう夏の場合は活動を中止するべきだと私は思いますけど、その辺についてはどうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

おっしゃるとおり、あくまで放課後の部活動についても指導者がついて活動するのが大原則だというふうに考えております。特に、この夏の時期については目を離すことが非常に危険なこともございますので、その旨、学校のほうに指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

再三申しますように、重篤患者が出ないことを願っております。

学校関係はこれで十分かと思っておりますけど、必ず校長会とかに強くこのような要望をしていただきたいと思います。

では次に、高齢者のほうはどうなっておりますか。その辺をお聞きいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われますように、ことしの夏もかなり厳しい暑さが予想されるところです。

近年、真夏日や熱帯夜の増加など、これまで以上に夏は暑くなってきております。したがって、これまでと同じような夏の過ごし方では対処し切れなくなってきており、熱中症を予防するためには暑さに対する正しい知識を持ち、適切な対処をすることが重要であると考えております。

そのためには、市民の皆さんに熱中症予防や対処方法を十分御理解いただくことが不可欠です。当課といたしましては、啓発チラシ、市のホームページ等により熱中症の予防のために小まめに水分を補給していただくことやエアコンの有効活用をしていただくこと、あるいは周りの人が高齢者を気にかけていただくことなど、市民の皆さんに対し、熱中症対策等の情報の周知を図っていきたくと考えているところでございます。

以上です。

福祉課長（武田真治君）

つけ加えまして、福祉課からもお答えをいたします。

高齢者の方は汗をかきにくい、暑さを感じにくい、喉の渇きを感じにくいといった特徴がありまして、体温調節機能が低下しておられて、体に熱がたまりやすいと言われております。また、体の中の水分量も若者と比べると低いため、脱水状態に陥りやすくなっていることから、熱中症にかかりやすいと言われております。さらに、夏は暑いもの、多少は我慢、あるいは体が冷えるのが嫌というような理由でエアコンを使われない高齢者の方もいらっしゃるようです。

熱中症は日中の炎天下だけではなく、室内でも夜間でも発生しております。本市における平成30年度の熱中症の疑いも含んだ救急搬送の患者数は85人、そのうち、65歳以上の方は45人です。高齢者の占める割合は半数以上となっております。

このように、熱中症患者に占める高齢者の割合が高いことから、先ほど健康づくり課が答弁いたしました柳川市民全体を対象とした熱中症予防の取り組みに加えて、特に、ひとり暮らしの高齢者の方々への取り組みを強化することが必要と考えております。

そこで、先ほど申しました高齢者の方の特徴や、高齢者の方が特に注意すべき点である喉が乾かなくても水分補給をすること、また、寝る前だからといって水分を我慢せず、小まめな水分補給を心がけること、あるいは暑さを感じなくても部屋の見やすい場所に温度計を置いて、温度が上がったら注意すること、エアコンや扇風機を上手に使用すること、暑いとき

は無理をしないこと、そういった注意点を書いたリーフレットを作成したいと考えております。

次に、そのリーフレットをただつくるだけでなく、どのようにしてひとり暮らしの高齢者の方に届けて注意喚起をしていくかということでございます。その取り組みといたしましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を中心に定期的な訪問活動をしている在宅介護支援センターや介護保険利用者の自宅を訪問する機会がある包括支援センター、介護サービス事業所などを通じてリーフレットを配付して、注意喚起をしてもらうこと、また、民生委員・児童委員に依頼して高齢者宅訪問の際にこのリーフレットを直接手渡していただき、声かけの中で熱中症にならないための注意点を話していただいて注意喚起すること、さらに、老人クラブや高齢者サロン、介護予防教室など、高齢者が参加する行事の際にリーフレットを配付すること、加えて、保健福祉センターや公民館、介護サービス事業者など、高齢者が訪れる機会が多い施設にリーフレットを配置し、さまざまな機会を利用して高齢者の方への熱中症への注意喚起をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

いろいろ予防に対してリーフレットとか作成して配っていただくとはいいんですけど、まず、熱中症になる原因とかも考える必要があると思うんですね。室内でも熱中症になって搬送される人たちが半分以上なんですよ、屋外よりも。よくお年寄りの人たちに聞くと、夜中トイレに行きたくないから夜は水分を控えるとか、そういう方たちが多いです。やっぱり夏場はそういう方たちが熱中症になりやすいというか、そういうのがありますので、特に、風呂上がりなどには水分をしっかり補給する、また、寝るときは水分を容易にとれるように枕元に水を置いて寝るとか、そういう小さいことまで注意喚起が必要だと思うんですね。

また、熱中症の症状を自分なりに本人たち自身も自覚しておかなきゃいけないと思うんですね。ここにちょっと私も調べてみまして、まず、症状1で出てくるのが目まいや顔のほてり。2が筋肉痛や筋肉のけいれん。これはずっと症状がひどくなっていく特徴ですよ。3で体のだるさや吐き気。4で汗のかき方がおかしくなる。5、体温が高い、皮膚の異常。6、呼びかけに反応しない、真っすぐ歩けない。7で水分補給ができないというような症状になって、7とかやったら重篤で、即緊急搬送して点滴とかをする。6とか7はそういう状態でありますので、やっぱり自分でこういう自覚症状を見ないと、最初の1とか2ぐらいだったら、先ほど言いました経口補水液とか飲んで涼しいところにいれば改善することはありますけど、やっぱり熱中症の疑いはこういう症状ですよというような説明文もつけて告知する必要があると思うんですけど、その辺はどうですか。それも入っておりますでしょうか。

福祉課長（武田真治君）

今度作成しようと思うリーフレットには、先ほど申しました熱中症の予防のための部分と

熱中症の症状ですね、そういった部分も含めましてリーフレットにしたいと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

まず、重篤にならないためには、やっぱり熱中症になったときの初期の処置が必要だと思うので、家族とか同居している人たちはそういうことを知っていたら重篤化することがないようですけど、やっぱり一番心配なのはひとり暮らしの方たちなんですね。そういう人たちは症状が急に悪化して通報もできなくなって、朝になって不幸な状態になったという例もありますので、そういう方たちをどうフォローしていくのかが一番問題だと思いますけど、その辺に関してはどうでしょうか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

高田議員の御質問にお答えします。

先ほど議員が幾つか症状を言われましたけれども、夏場に体調が悪くなったときは熱中症かもしれないと疑うことが必要でありまして、この場合、応急処置としては、涼しい場所へ移動すること、体を冷やすこと、そして、水分を補給するといった処置を行うことが大切であると言われております。それで、重篤となったときは、意識が普通でないときは脳に症状が出ている場合が高いと、こういったことも言われております。そうした場合はすぐに救急車を要請していただくことを市民向けのチラシに書きまして、周知を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

福祉課長（武田真治君）

つけ加えまして、福祉課からもお答えをいたします。

ひとり暮らしの高齢者への対策といたしましては、先ほど健康づくり課が答弁いたしました初期の処置を、高齢者だけでなく、民生委員など高齢者にかかわる人たち、そういった方たちが知っておくということが重要だと考えております。そういった方たちへの周知を図っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、一番重要なことは、重大な事故につながる熱中症にならないようにすることだと考えております。そのためにも、熱中症予防のための啓発、注意喚起をしっかりと行いまして、本市における熱中症で救急搬送される患者数が一人でも少なくなるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

これは提案ですけど、体を冷やすことはいいですよ。でも、効果的に冷やす場所があるんですよ。わきの下、動脈のところを冷やすことが一番効果的に体を冷やすことだから、そういうのも図をもって、こういうところを冷やしたほうがいいですよというようなリーフ

レットをつくっていただきたいと思っております。ただ文章だけで体を冷やすというんじゃなくて、やっぱり図解を示して、そういうリーフレットを作成していただきたいと思っております。これは私のそういうふうにしていただきたいという意見です。

これで熱中症対策については終わります。

続きまして、交流に関してですけど、平成24年に「朱舜水と安東省庵との手紙展」で上海の松江区の程十髪芸術館との交流がっております。また、平成27年には北原白秋先生の生誕130年で北原白秋先生ゆかりの地から見えて交流してきておりますが、その後、この2つに関してどのような交流をなさっておられましたか、お聞きいたします。

古文書館館長（田淵義樹君）

ただいまの高田議員の交流活動の今後のうち、朱舜水と安東省庵についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、平成24年、2012年3月27日から1カ月間、上海市松江区の程十髪芸術館におきまして、柳川市と松江区が共催する形で「朱舜水の書と手紙展」を開催いたしました。この展覧会には、金子市長を初め、当時の古賀澄雄柳川市議会議長、高田千壽輝教育民生委員長ほか7名が招待され、盛大な開幕式典が開催されました。これは若き日の朱舜水が生活をし、朱舜水記念堂を開設しております松江區から柳川市の所有する朱舜水や安東省庵の手紙や書を紹介、展示したい、そういう展覧会を開催したいとの申し出があり、上海市の名誉市民でもございます篆刻家の師村妙石先生の御仲介により実現したものです。

この「朱舜水の書と手紙展」は、中国中央政府文化部が中国国内の全博物館を対象として選ぶ2012年の優秀展覧会の一つとして表彰されるなど、高い評価を得ました。

松江區との交流活動はこれが端緒となりまして、同年秋にはこの「朱舜水の書と手紙展」で併設展示いたしました「省庵の書、舜水の書展」を里帰り展として柳川古文書館で開催しております。

また、平成27年12月6日に柳川市合併10周年及び柳川古文書館開館30周年記念事業として開催しました国際シンポジウム「世界のなかの安東省庵」には、テレビでも御活躍のロバート・キャンベル先生に基調講演をお願いしたほか、この展覧会の相手側の責任者でありました唐西林常務副館長をお招きして、この展覧会について中国での反応をお話しいただきました。そして、程十髪芸術館より著名な画家、書家でもあります程十髪先生の展覧会を福岡で開催したいので、これまでの交流を踏まえて協力してほしい旨の申し入れが以前ありまして、実は昨年度の一般会計予算に関連予算を計上し、会場の申請など事前準備を含めて対応しておりましたけれども、残念ながら相手方の都合により昨年度は実施することができませんでした。

このように、松江區での展覧会以降、着実に交流を行ってきております。

また、松江區の朱舜水記念堂の中に、この展覧会、開幕式典の様子をパネル展示していた

だいておりまして、柳川との交流が中国の方にもわかるように現在なっております。

今後につきましては、大きな展覧会を相互に行うには施設面での課題がございまして、難しい面もございしますが、朱舜水先生を通じて柳川の誇る安東省庵先生の御紹介ができることがあれば対応、交流してまいりたいと思います。

以上です。

生涯学習課長（新開文隆君）

高田議員の質問にお答えいたします。

平成27年1月25日に本市水の郷において、北原白秋生誕130年記念・柳川市合併10周年記念を神奈川県小田原市、同じく三浦市、熊本県天草市、同じく南関町の4つの自治体にお越しいただき、サミットを開催いたしました。

その後の交流につきましては、小田原市とは平成28年1月23日から3月16日まで開催された小田原文学館「生誕130年記念交流特別展」において、柳川市と北原白秋生家から特別展示のための調査や展示を協力し、柳川市観光協会からもさげもん1対を貸し出しています。

三浦市とは、平成27年11月8日に三浦市市制施行60周年・北原白秋生誕130年記念「三浦市合唱祭」へ市長が来賓として出席されています。その1年後の平成28年11月2日には市民文化交流として、三崎白秋会や三浦市合唱連盟等、合わせて17名の方が柳川市を訪問され、白秋祭式典に参列、柳川白秋会や市内の合唱団、文化関係者との交流が図られました。

南関町とは、平成27年10月17日に南関町合併60周年記念式典に合わせて北原白秋の企画展示が行われ、柳川市と北原白秋生家から展示の協力をしております。また、平成28年1月24日には「白秋生誕祭 in 母の里なんかん」が開催され、催しの中で柳川白秋会の大城会長が講話をされています。

また、ことし1月に公開されました映画「この道」は小田原市でも撮影され、上映に合わせた「この道は夢の道」キャラバントラックが北海道時計台から柳川まで、白秋先生ゆかりの地をめぐりながら映画と柳川市をPRしています。

なお、映画「この道」は5月末から台湾で公開され、台湾でも白秋のふるさと柳川を知っていただくよい機会となりました。

今後、サミットについては周年開催を念頭に関係自治体と調整をとり、北原白秋先生を通じた市民、文化の交流が図れるよう進めてまいりたいと考えています。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私は常々こういう交流は一過性で終わってはいけない、線香花火のように細々でもちゃんと続けていくことが必要だと言っておりましたので、ずっとこういう交流の報告を聞いて、少しはほっとしております。でも、まだ今からもっとしていきたい。

私も今回、白秋先生のことに関して、せっかく「この道」という映画ができれば、この機

会にサミットをもう一回してほしいなというのが私の意見でしたけど、また今後このサミットについては開催されるということですので、なるだけ熱が冷めないうちにさせていただきたいと思っていますけど、いつするか、ある程度予定はわかりますか。

生涯学習課長（新開文隆君）

先ほども少しお話ししましたが、周年事業を念頭にということですので、例えば、北原白秋生誕140周年記念とか、それを柳川市合併20周年と合わせてできればなと思っておるところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

周年ということですけど、なるだけ早期に開催していただきたいと思っております。

では続きまして、朱舜水先生と安東省庵先生のことでもこうやってして、福岡で展示会をしたいという申し出があって、会場の都合とか向こうの都合でできなかったということでもありますけど、今度、立派な文化会館ができますので、オープンしたら、ぜひ文化会館でそのような展示会をしていただきたいと私は思っておりますけど、その辺に関して何か御意見ありますでしょうか。

古文書館館長（田淵義樹君）

文化会館ができようとしておりますけれども、いわゆる文化財を展示する博物館施設と文化会館等のホールは建物の仕様が違っておりますので、そのままの我々が持っているもの、あるいは中国が持っている絵画等を展示することはなかなか難しいかと思えます。ただ、やりようによっては、例えば、パネルとか紹介とか、そういうふうなことで施設内容に合ったものは検討することはできるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

安東先生をたたえる面で、柳川でやってこそ意味があるんですよね。だから、やり方はいろいろ考えていただいて、していただきたいと思っておりますけど、やっぱりなかなか館長だけの独自の判断ではできませんけど、市長はその辺についてどうでしょうか。

市長（金子健次君）

高田議員と一緒に中国に行ってきました、本当にそういうのを顕彰しなければならないというふうに思っておりますし、今、田淵館長のほうはいろんな古文書についての管理の面を指摘されて、ガラスとか、そういうことでないとできないということを言われたと思うんですけど、できる方法もいろいろあると思っておりますので、そういう面できっかけにしたいというふうに考えております。

また、この前、竹田市の文化会館の落成式に出席をいたしまして、姉妹都市ですけども、そこのホールは、瀧廉太郎ですね、廉太郎ホールという形になっておりましたし、私も柳川

市民会館のホール、音楽堂になると思いますけれども、それも白秋ホールと名づけたいというように考えておりますし、全体的な会館名については公募したいというふうに考えているところでございます。

そういう面では、音響のすぐれた施設でもありますので、そういうことを今後生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

市長の考えはわかりましたので、ぜひ実行していただくようによろしく願いしておきます。

先日、観光大使の台湾の郭先生とお会いして、いろんな話をしたときに、郭先生からの提案で、台湾の子供たち、また、柳川市の子供たちとの交流をしていきたいんだなということをおっしゃってありました。その点に関して、私も以前、一回この交流に関して質問したときに、子供たちの海外へのホームステイとか、そういう交流をしたらどうでしょうかという提案をして、そのきっかけをつくったのも、平成24年の上海に行くときに、隣の羽犬塚中かどこかの中学生が同じ飛行機で中国へホームステイに行くと言ってバスの中で話していたときに、その子供たちが目を生き生きとさせて話していて、当時の北川教育長にうちもこういうことをやりたいですねと言って、一回この場で質問したこともありました。その後、どうなっておるか、また、子供たちの海外との交流をどう考えてありますか、お聞きしたいんですけど。

副市長（酒見勇次君）

高田議員の質問にお答えします。

まず、議員からお話がありました柳川観光大使の郭獻尹先生について少し御紹介をさせていただきます。

郭大使は台湾の大学の日本語講師として御活躍をされております。本市のやさしい日本語ツーリズムの取り組みを通じまして、平成29年2月に観光大使に就任していただきました。郭大使には、登録者数が5万人に上る御自身のフェイスブックにおいて本市の魅力的な情報を発信していただいております。郭大使のおかげもあり、現在、台湾から多くの観光客が本市を訪れていただき、台湾の柳川ファンはふえているものと感じております。

高田議員御提案の台湾と柳川の子供たちの交流につきましては、大変有意義なものと考えております。

以前御質問いただきました際の議事録も読んでまいりました。広川の子供たちが中国に訪問をされてあったかと思えます。昨年、台湾を初めとする柳川高校の留学生と柳河小学校の6年生との交流事業を市内で実施いたしました。10月に小学校のフェスタに留学生を迎え、12月には一緒に交流事業を実施し、参加した児童は貴重な異文化の体験を行うことができました。

した。また、子供たちの国際交流の観点では、本市は東京オリンピックのオセアニア地区のホストタウンとして、平成30年3月にオリンピックに向け事前キャンプを行ったナウル共和国の柔道選手2名を両開小学校に招待し、児童との交流を行いました。ことし7月にはバヌアツから卓球選手1名が本市で事前キャンプを行う予定となっております。今回も小・中学生との交流事業を行う予定にしております。

また、議員御指摘の子供たちの海外への渡航につきましては、福岡県が実施をします青少年の国際交流事業や民間で実施する交流事業の参加者など、主体的に国際交流を行う団体や個人に対しまして支援を行っております。

議員の御提案のとおり、今後も柳川の子供たちの台湾を初めとする海外との交流事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

やっぱり子供のときに異文化を実際体験する、見るということは本当に自分の人生の豊かさというか、豊かな心を育てるということになって、今のグローバル社会に適応することができると思います。私たち大人も行っているいろいろな感じることがありますので、もっと子供たちはソフトな頭で吸収も早いと思います。ぜひ今後とも、もっといっぱいの人たちが海外に渡航して外国の異文化とかを見聞することは意義があると思いますので、どんどん始めていただきたいと、積極的にしていただきたいと思っております。

これでこの質問は終わります。

次に、高齢者の免許証返納についてです。

最近ですけど、高齢者が運転する事故が連日のように報道されています。事故の原因はブレーキとアクセルの踏み間違いによるものが多いように思われます。老いは防ぐことができません。若いときの感覚でいると、大きな間違いを起こしてしまいます。高齢者の事故率と若い人たちの事故率は同じですけど、事故の要因は全く違うように思われます。若い人たちの事故の原因はスピードの出し過ぎとか無謀運転に近いのが要因だと考えます。ただし、高齢者は一瞬の判断がおくれることによって事故が多くなっております。マスコミで高齢者の事故の報道があるたびに強制的に返納させたらどうかとかいう御意見もあるようですが、これは都会の本当に公共交通機関が立派にあるところは車の運転をしなくてもふだんの生活に支障はありませんけど、本市において本当に高齢者の人たちが免許証を返納してふだんの生活に影響がないかという、まず、高齢者の人たちに話を聞くと、免許証は返納するごたるばってんできないと。なぜかという、免許証を返納すると生活ができない。まず、買い物に行けない、病院にも行けないなどの理由が一番多いです。

免許証の返納を進めるためには、いろんな問題をクリアしなきゃいけないと思っておりますけど、その辺に対しては何か市としての施策はありますでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

高齢者の免許証自主返納の市での施策ということでございますが、本市では平成29年9月から過去1年以内に運転免許証を自主返納された高齢ドライバーの方にタクシー利用券の支給を行っております。具体的には自主返納時に70歳以上の方で、返納後も柳川市民である方に10千円分のタクシー利用券、500円券20枚つづりで、有効期間は2年間でございます。

これらの返納者の人数を年度ごとに申しますと、制度創設年度の平成29年度が248人、平成30年度は229人、今年度は6月10日現在で44人なので、年間で230人くらいのペースというふうになっております。

これまでに自主返納してタクシー利用券を支給した高齢者521人のデータを見てみますと、男性が287人、女性が234人であります。年代別に見ますと、70歳代が198人、80歳代が296人、90歳代が27人おられました。

市ではどういうふうにあとやるかということでございますが、先ほどの利用券を平成29年度から支給していると申しましたが、支給する前の返納の状況を見てみますと、平成27年度中に48人の返納でした。平成28年度が116人、そして、タクシー利用券を支給するようになった平成29年度が248人、平成30年度が229人ということで、自主返納者が年に100人から200人くらいふえたということでありまして、このタクシー利用券の支給制度は自主返納の後押しに一定の効果が上がっているのではないかなというふうに思っております。

ちなみに、県内でタクシー券を助成している市町村は平成30年度で29団体あるようでございまして、本市では平成29年度から実施して、平成31年度末、令和2年3月31日までの3カ年事業として始めましたが、効果が上がっておりますので、引き続き継続して実施をしまいいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

1年間だけ10千円のタクシー助成券を渡しているから返納者がふえたというような御意見ですけど、私を感じるには、返納したいけど返納できないという人たちがまだ多いんですね。なぜかというと、小さな商店がなくなって周りで買い物できない。だから、大型店舗に買いに行きたいけど、車がないと買い物に行けないという距離になってしまったという人たちが実際多いんですね。そういう人たちに、いや、もう危なかけん免許証ば返さんですかとかはなかなか言えないんですね。だから、私はもっとそういう人たちが本当に自主返納ができるような制度をつくっていただきたいと思っております。

きょう伊藤議員が質問されましたような交通制度をつくっていただくことが一番いいんですけど、市長はしませんという返事でしたから、それなら、それにかわる、もっと市民目線に立った自主返納をしてもふだんの生活に不便を感じないような施策をしていただかなければ、まだ今、柳川では高齢者の大きい事故はあっていませんと言いたいんですけど、1週間

前ぐらいに70歳の高齢者の方の事故があり、その巻き添えによって高校生が2人重体となっておるとい事故が発生したばかりですので、正直言ってそういう自主返納していただくような施策を早急にですね、ただ10千円のタクシー助成券をやっているだけじゃいけないと私は思っておりますので、その辺をもう少し早急に検討していただきたいと思っておりますけど、その辺に関してはどうでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

タクシー券だけでは不十分ではないかということでございますが、1つは、自家用車を運転して自由に移動していた方が、やはり免許を返納すると当然不便に感じられると。特に、今ちょうど高齢者になってある世代はマイカーブームの始まりで、車を所有するという事は若いころの夢で、一つのステータスであったような方ではないかとも思います。

ただ、今回、車を移動手段と捉えて、コスト面で考えてみました。自家用車の維持費でタクシーをどれぐらい利用できるかという試算をしてみましたので、ちょっと時間は足りませんが、3パターンしてみました。軽自動車、小型自動車、普通車の場合です。軽自動車であれば、中古車を1,000千円で買って、年間で3,000キロ、10年間乗ったと仮定したときの費用が2,300千円と試算をしましたので、1年当たり230千円の費用がかかっております。これをタクシーの利用距離に充てると年間で540キロから720キロぐらいタクシーを利用できると。小型車であれば、同様の計算をすると年間340千円ぐらいの維持費がかかりますので、年間で800キロから1,000キロ前後のタクシー利用の距離に使えと。普通車を中古車2,000千円で買ったとすると、年間450千円ぐらいの費用がかかっておりますので、これでタクシーが1,000キロから1,400キロぐらい乗れるというふうな試算をしております。

所有する車によって一概には言えませんが、また便利さでいうと自分の意思で自分の好きなときに行けると。タクシーを呼んで行くのとは多少違いますけれども、そういうふうなこともお知らせをしながら、タクシーの利用、そして、タクシーでなくていいときは路線バスとかコミバスとか、そういう地域の交通機関が柳川市内にはタクシー事業者も4社ありますし、路線バスも2社あります。それに市のほうではコミバスも走らせておりますので、そういう地域の交通機関が重要な地域資源でありますので、こういうのがなくなってしまうような活用というのも非常に重要なかなと思います。

また、高田議員がおっしゃるように、まちそのものが便利になる。コンパクトなまちづくりというの導いていかなければならないかと思えますし、自主返納にこれといった特効薬的な施策というのはなかなかありません。いずれにしても、免許を返しても高齢者の生活の質を維持できるような取り組みを総合的に考えていかなければならないかなというふう考えているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

とにかく免許証を返納した後に今の生活を維持できるようなシステムをつくっていくことが必要だと思いますけど、まだそれをすぐつくれというのは難しいと思いますが、今からでも検討する必要性があると思いますので、早急に検討をしていただきたいと私は思っております。

お願いということで、以上で質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問はあす19日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、あす19日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、あす19日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時4分 散会

令和元年6月26日（水曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

令和元年6月26日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
					長			香	

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

- 議案第27号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について
議案第29号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第30号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第33号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
議案第53号 新市建設計画の変更について
議案第54号 財産の取得について
議案第55号 財産の取得について

建設経済委員長報告について

- 議案第28号 柳川市森林環境譲与税基金条例の制定について
議案第56号 平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

教育民生委員長報告について

- 議案第31号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第32号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
請願第1号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める政府意見書の提出についての請願書

日程（3） 議案の上程について

- 議案第60号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和元年第1回柳川市議会定例会最終日の日程について、昨

日、6月25日に議会運営委員会を開催いたしまして協議いたしました。その結果を報告いたします。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、議員提出の議案第60号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決としております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月13日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第27号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額「319億6,800万円」に、歳入歳出それぞれ「5億556万3,000円」を追加し、補正後の予算総額を「324億7,356万3,000円」としようとするものであります。

審査の過程で、柳川庁舎外壁改修工事の内容、低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券事業の内容、販売方法や費用負担、幼児教育・保育無償化に対する市民への周知、水路保全工事の内容、学校施設空調設備設置事業の状況と完成時期についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第29号 原案可決

本案は、柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

働き方改革による時間外労働の上限規制が導入され、国家公務員の超過勤務命令の上限時間等に係る人事院規則の改正に伴い、本市においても国に準じた措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第30号 原案可決

本案は、柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、環境性能割導入による軽自動車税の税率の変更や子どもの貧困に対応した個人住民税の非課税措置など条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、環境性能割の申告納付についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第33号 原案可決

本案は、柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法改正に伴う条文の整備に加え、これまで設置義務がなかった300平方メートル未満の小規模施設にも自動火災報知設備の設置が必要となり、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置で対応できることなど条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第53号 原案可決

本案は、新市建設計画の変更についてであります。

法改正により合併特例債の利用期間が15年から20年と5年間延長されたことから、計画期間を合併後15年間から20年間に変更し、期間延長に伴う財政計画の変更を行うものであります。

審査の過程で、新市建設計画の内容変更についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第54号 原案可決

本案は、財産の取得についてであります。

消防署東部出張所の老朽化した消防車両に代え、消防ポンプ自動車1台を購入しようとするものであります。

審査の過程で、消防車両納入に係る消費税の適用についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第55号 原案可決

本案は、財産の取得についてであります。

老朽化に伴う消防団第17分団及び第19分団の消防車両の更新のため、消防ポンプ自動車2台を購入しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

6月13日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第28号 原案可決

本案は、柳川市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

森林環境譲与税については、市町村等が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てなければならないとされていることから、本市においても柳川市森林環境譲与税基金を設置し、その財源に充てるものであります。

審査の過程において、森林環境税の対象者や木材の活用促進についての県の補助制度との関連性、具体的活用についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第56号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

処分の内容については、平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金「6億2,819万

1,960円」のうち「1億1,000万円」を減債積立金に、「5,000万円」を建設改良積立金に積み立て、「1億1,618万2,070円」を自己資本金に組み入れ、残余を令和元年度に繰り越すものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の報告を行います。

6月10日本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、6月13日本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、説明のため出席した紹介議員、4、案件は記載のとおりで、省略いたします。

5 結果

(1) 議案第31号 原案可決

本案は、柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

家庭的保育事業者等に義務付けている連携施設の確保について、連携施設の範囲の拡大や、連携施設を確保しないことができる経過措置期間の延長をするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第32号 原案可決

本案は、柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これまで放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者等で、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならないとしていたものを、指定都市も当該研修を実施することができるとするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 請願第1号 採択

本件は、知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める政府意見書の提出についての請願書であります。

審査の過程において、司法例の内容、障害福祉サービスの利用契約状況等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時14分 休憩

午前10時14分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第27号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第29号 柳川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第30号 柳川市税条例等の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第33号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第53号 新市建設計画の変更については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第54号 財産の取得については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第55号 財産の取得については、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第28号 柳川市森林環境譲与税基金条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第56号 平成30年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第31号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第32号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第1号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める政府意見書の提出についての請願書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第60号を上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第60号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第1号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める政府意見書の提出についての請願書が採択されたことを受け、教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

知的障害者は、障害の状況を問わず、生涯を通じた切れ目のない支援と見守りが必要です。一人一人に合った安定した支援サービスを受けることができ、安心して暮らせる入所施設の実現を求めて、政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第60号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和元年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議員 新 谷 信次郎

柳川市議会議員 藤 丸 正 勝